

令和6年度
老人保健事業推進費等補助金
老人保健健康増進等事業

令和6年度老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分)

**定期巡回・随時対応型訪問介護看護と
夜間対応型訪問介護のあり方に関する
調査研究事業**

報告書

令和7(2025)年3月

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所

NTT DATA

株式会社NTTデータ 経営研究所

目次

第 1 章. 調査の概要	1
1. 本事業の目的	1
2. 調査の観点	2
3. 調査の方法	2
(1) アンケート調査	2
(2) ヒアリング調査	5
4. 調査研究の体制・検討経過	8
第 2 章. 調査結果	10
1. 定期巡回サービス事業所調査	10
(1) 事業所の基礎情報	10
(2) 夜間対応型区分（Ⅲ）について	25
(3) 個別の利用者の状況	32
(4) 定期巡回サービスと夜間訪問の統合によって考えられる影響【ヒアリング調査結果】	45
(5) （参考）定期巡回サービス事業所の地域区分別・人口別事業所数	47
2. 定期巡回サービス利用者調査	49
(1) 回答者情報	49
(2) 利用中のサービス	50
(3) 利用中のサービスの印象	55
3. 夜間訪問事業所調査	56
(1) 事業所の基礎情報	56
(2) 事業継続意向	64
(3) 個別の利用者の状況	73
(4) （参考）夜間訪問事業所の地域区分別・人口別事業所数	83
第 3 章. まとめ	85
1. 調査結果のまとめ	85
2. 調査結果に基づく考察	90
(1) 夜間対応型区分の利用による好事例の収集と周知	91
(2) サービス提供の継続が必要な利用者への確実なサービス提供のための施策（経過措置の検討、広域での連携）	91
(3) 経営環境改善のための支援の推進	92
資料編	94
定期巡回・随時対応訪問介護看護 事業所調査票	95

定期巡回・随時対応訪問介護看護 利用者調査票.....	104
夜間対応型訪問介護 事業所調査票	108

第1章. 調査の概要

1. 本事業の目的

定期巡回・随時対応型訪問介護看護（以下「定期巡回サービス」という。）は、中重度になっても住み慣れた地域での在宅での暮らしを支える仕組みとして創設され、サービスが提供されている。

令和3年度・令和4年度にて実施した「定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び（看護）小規模多機能型居宅介護の普及等に関する調査研究事業」（以下、「令和3年度・4年度調査」という。）において、定期巡回サービス、夜間対応型訪問介護（以下、「夜間訪問」という。）は、「機能・役割」が定期訪問を中心とした柔軟なサービス提供を軽度者から中重度者であっても在宅生活を継続したい利用者に提供するという点などで共通しており、夜間訪問の今後に在り方については定期巡回サービスと統合していくことが可能であることが示されたが、個別具体的な項目では相違している点もあり、既存の夜間訪問の利用者・事業者等に不利益が生じないよう、今後も継続して調査・検討を行う必要があるとされた。

令和6年4月には、定期巡回サービスの基本報酬として夜間訪問の利用者負担に配慮した新たな区分が設けられた。本事業では、過去の調査の経緯を踏まえつつ、当該措置による定期巡回サービス及び夜間訪問の利用者・事業者双方への影響を把握した上で、両サービスの将来的な統合に向けて検討するため、以下の項目について調査を行い、課題や今後のあり方を検討する。

1. サービス提供状況・運営体制についての課題
2. 夜間訪問の事業継続意向
3. 利用者の満足度

図表 1-1 令和3年度調査で示唆した今後の検討課題

連番	内容	対応方針
①	サービス必要量の少ない利用者へのサービス提供方法 （特に、夜間訪問利用者の7割を占めるオペレーションセンターサービスのみの者について、定期巡回サービスで一部機能のみの利用を可能にするサービス類型や、夜間訪問利用者の状態像を考慮した他の介護サービスによる補完や代替、介護保険外での対応等）	本調査研究事業で把握する
②	夜間訪問と他サービスを併用している利用者への配慮	本調査研究事業で把握する
③	経済的な負担によって定期巡回サービスから移行している利用者が一定数いることを踏まえた報酬体系	本調査研究事業で把握する
④	定期巡回サービス事業所や24時間対応可能な訪問介	—

連番	内容	対応方針
	護事業所が日常生活圏域に存在しない夜間訪問事業所の利用者における必要なサービスの確保	
⑤	夜間訪問事業所と定期巡回サービス事業所でサービス提供圏域が異なること等を踏まえて、適切に事業を行うための夜間訪問事業所への配慮	—

2. 調査の観点

定期巡回サービス事業所、夜間訪問事業所へのアンケート・ヒアリング調査、及び定期巡回サービス事業所の利用者調査を通じて、サービス提供の実態、事業所における今後の事業継続意向、利用者の満足度等について把握する。

図表 1-2 観点別の調査目的・対象・方法

観点	目的	対象	方法
サービス提供状況・運営課題	夜間帯等のサービス提供状況について把握する	定期巡回サービス事業所 夜間訪問事業所	アンケート調査 ヒアリング調査
夜間訪問の事業継続意向	今後の夜間訪問における事業継続の見通し、定期巡回サービスとの統合にあたっての事業運営及び利用者への影響等について把握する	夜間訪問事業所	
利用者の満足度	定期巡回サービス事業所にて夜間対応型区分のサービスを利用した利用者の満足度について把握する	定期巡回サービス事業所の利用者 (夜間対応型区分)	アンケート調査

3. 調査の方法

(1) アンケート調査

1) 調査方法・調査対象・実施時期

定期巡回サービス事業所と夜間訪問事業所に対しては、厚生労働省介護サービス情報公表システムデータのオープンデータ¹に登録のあった事業所について、悉皆調査を実施した。また、定期巡回サービスの利用者については、調査対象事業所に対して調査票を郵送で送付の上、配布、回収、返送を依

¹ 厚生労働省介護サービス情報公表システム（2024年7月4日時点）

URL： https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-kouhyou_opendata.html

頼る形で実施した。

図表 1-3 定期巡回サービス事業所調査の概要

調査対象	定期巡回サービス事業所
調査客体数	1,335 件
標本数	1,335 件
抽出方法	悉皆
調査方法	Excel で調査票を作成の上、対象者に郵送した。対象者は調査要綱に記載のダウンロード URL より Excel ファイルを入手し、回答ファイルをアップロード URL よりアップロードした。（一部郵送による回答あり）
実施時期	令和 6 年 11 月 18 日から 12 月 28 日

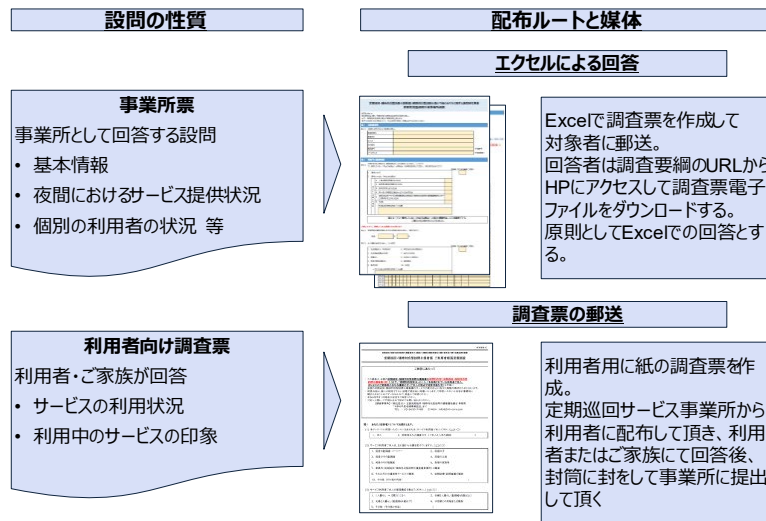
図表 1-4 定期巡回サービス利用者調査の概要

調査対象	定期巡回サービスの利用者
調査客体数	—
標本数	1 事業所当たり 3 人を上限
抽出方法	—
調査方法	事務局から定期巡回サービス事業所に送付した調査票一式に利用者調査票を各 3 部同封した。事業所にて所定の基準にて選定した利用者宅に調査票を留め置きし、後日回収した調査票を郵送にて事務局まで返送した。
実施時期	令和 6 年 11 月 18 日から 12 月 28 日

図表 1-5 夜間訪問事業所調査の概要

調査対象	夜間訪問事業所
調査客体数	210 件
標本数	210 件
抽出方法	悉皆
調査方法	Excel で調査票を作成の上、対象者に郵送した。対象者は調査要綱に記載のダウンロード URL より Excel ファイルを入手し、回答ファイルをアップロード URL よりアップロードした。（一部郵送による回答あり）
実施時期	令和 6 年 11 月 18 日から 12 月 28 日

図表 1-6 調査方法



2) 調査項目

主な調査項目は以下のとおりである。

図表 1-7 定期巡回サービス事業所調査 調査項目

項目	詳細項目
基礎情報	サービス提供状況、事業開始年月、法人種別、併設サービス、訪問看護の提供類型、連携事業所の数、利用者数、収支差率、介護保険収入の対前年同月比、今後の経営見通し
夜間帯におけるサービス提供状況	夜間対応型区分の利用者有無、夜間対応型区分のサービス提供にあたっての課題、夜間対応型区分の新設によるメリット、利用者の利用前のサービス、利用者・家族の反応、オペレーターの集約状況、職員数、採用職員数、離職職員数、職員の充足状況、人材確保についての課題
個別の利用者の状況	利用開始時の要介護度、現在の要介護度、認知症自立度、利用開始年月日、終了日、居住地、住まいの形態、世帯状況、移動時間、利用区分、サービス提供回数

図表 1-8 定期巡回サービス利用者調査 調査項目

項目	詳細項目
回答者情報	回答者情報、主な介護者、家族構成、日中・夜間の独居状況、居住状況
サービスの利用状況	夜間対応型区分の利用状況、夜間対応型区分利用前のサービス、利用することになった理由やメリット、夜間帯のみのサービスを利用する前に利用していたサービスと比較した印象

項目	詳細項目
利用中のサービスの印象	利用中のサービスの印象

図表 1-9 夜間訪問事業所調査 調査項目

項目	詳細項目
基礎情報	サービス提供状況、事業開始年月、法人種別、併設サービス、営業時間、基本報酬区分、24 時間通報対応加算の取得状況、同一圏内の類似サービス事業所数、利用者数、定期巡回サービスに移行した利用者数、収支差率、介護保険収入の対前年同月比、今後の経営見通し
夜間帯におけるサービス提供状況	統合後の事業継続意向、統合の利用者へのサービス提供見込、定期巡回サービスとして既存の利用者にサービス提供していく場合の事業所への影響、職員数、採用職員数、離職職員数、職員の充足状況、人材確保についての課題
個別の利用者の状況	利用開始時の要介護度、現在の要介護度、認知症自立度、利用開始年月日、終了日、居住地、住まいの形態、世帯状況、移動時間、サービス提供回数、定期巡回サービスと統合された際のサービス提供継続見込み

3) 回収状況

定期巡回サービス事業所調査の有効回収率は 22.6%、夜間訪問事業所は 25.4%であった。

図表 1-10 回収状況

	対象件数 ²	有効回収数	有効回収率
定期巡回サービス事業所	1,287	291	22.6%
定期巡回サービス利用者	3 人/事業所	254	—
夜間訪問事業所	181	46	25.4%

(2) ヒアリング調査

1) 調査方法・調査対象・実施時期

アンケート調査結果を踏まえてより詳細な情報を把握するため、定期巡回サービス事業所、夜間訪問事業所に対してヒアリング調査を実施した。

² 事業所の対象件数は介護サービス情報公表システムデータのオープンデータに掲載の事業所数から、不達等で発送できなかった件数を引いた数

図表 1-11 定期巡回サービス事業所ヒアリング調査の概要

調査対象	定期巡回サービス事業所
調査客体数	6 件
選定方法	夜間対応型区分の利用者がいる定期巡回サービス事業所
調査方法	WEB 会議
実施時期	令和 7 年 2 月 8 日から 3 月 1 日

図表 1-12 夜間訪問事業所ヒアリング調査の概要

調査対象	夜間訪問事業所
調査客体数	5 件
選定方法	利用者へのサービス提供継続のあてがないと回答した事業所 定期巡回サービスとの統合に向けた検討を行っている事業所
調査方法	WEB 会議
実施時期	令和 7 年 2 月 12 日から 2 月 21 日

2) 主な調査項目

ヒアリング調査の調査項目については、以下の通りに設定した。

図表 1-13 定期巡回サービス事業所ヒアリング調査 調査項目

項目	詳細項目
基礎情報	利用者数、職種別職員数、併設サービスの内容、等
夜間帯におけるサービス提供状況	- 夜間対応型区分の利用者の状況・特徴 - 要介護度、サービス提供回数、居住地、その他の特徴、日中のニーズへの対応状況（サービス提供状況・位置づけ） - 移行者の移行前後の本人の状態と移行前のサービス、移行後の日中のサービスの種別と提供主体 - 夜間対応型区分のサービスを提供したきっかけ、提供によるメリット・課題 - ケアマネジャーからの反応、日中サービスについてのケアマネジャーの意向（自社/他社 等） - 利用者からの反応
夜間訪問との統合によって考えられる影響	自然な移行が進んでいない状況であり、統合後に初めて移行するとなった時にどのような混乱が想定されるか、どのような体制を整える必要があるか、という観点で確認 事業所に想定される影響

項目	詳細項目
	・ 利用者に想定される影響 ・ 移行に必要な準備・期間（人材確保や経過措置等） ・ 経営環境が厳しいなかで夜間訪問の利用者を受け入れることの課題や影響 ➤ 経営状況が厳しい要因（介護報酬、人材確保、利用者確保、施設・材料費 等）

図表 1-14 夜間訪問事業所ヒアリング調査 調査項目

項目	詳細項目
基礎情報	利用者数、職種別職員数、併設サービスの内容、等
サービス提供状況	・ 利用者の状況・特徴 ➤ 要介護度、サービス提供回数、居住地、その他の特徴、日中のニーズへの対応状況（サービス提供状況・位置づけ） ➤ 移行者の移行前後の本人の状態と移行前のサービス、移行後の日中のサービスの種別と提供主体 ・ サービス開始のきっかけ、提供によるメリット・課題 ・ ケアマネジャーからの反応、日中サービスについてのケアマネジャーの意向（自社/他社 等） ・ 利用者からの反応
事業の継続意向について ※ サービス提供継続見込みのない利用者がいると回答した事業所のみ	・ サービス提供の継続が難しい理由 ➤ 特に要介護度の高い利用者、移動距離の長い利用者、日中のサービス提供、加算等の経営面 等 ・ 利用者へのサービス提供についての現時点での見込みや検討状況 ・ 同一法人、または近隣事業所との連携状況 ・ 自治体等との連携・相談状況 ➤ 計画上の位置づけ、定期巡回サービス事業所をこれ以上増やす計画がない等の障壁
定期巡回サービスとの統合によって考えられる影響	自然な移行が進んでいない状況であり、統合後に初めて移行するとなった時にどのような混乱が想定されるか、どのような体制を整える必要があるか、という観点で確認 ・ 事業所に想定される影響 ・ 利用者に想定される影響 ・ 移行に必要な準備・期間（人材確保や経過措置等） ・ 経営状況が厳しい要因（介護報酬、人材確保、利用者確保、施設・材料

項目	詳細項目
	費 等)

4. 調査研究の体制・検討経過

学識経験者と実務者から構成される検討委員会を設置し、以下の通り検討を行った。

図表 1-15 検討委員会 委員一覧（五十音順、敬称略）

役職	氏名	所属・役職
委員長	馬袋 秀男	兵庫県立大学大学院 社会科学研究科 客員教授
委員	江澤 和彦	公益社団法人 日本医師会 常任理事
	垣内 達也	一般社団法人 日本介護支援専門員協会 常任理事
	菊井 徹也	一般社団法人 日本在宅介護協会 常任理事
	津金澤 寛	一般社団法人 全国定期巡回・随時対応型訪問介護看護協議会 理事長
	高矢 章裕	京都市 保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課 介護事業者係長
	保科 美幸	長野県健康福祉部 介護支援課 サービス係 保健師
	森川 美絵	津田塾大学 総合政策学部 総合政策学科 教授
	横谷 あけみ	公益財団法人 訪問看護財団 訪問介護サービスライン第 6 エリア（西東京エリア）エリア長

図表 1-16 オブザーバー（敬称略）

氏名	所属・役職
杉本 勝亮	厚生労働省 老健局 認知症施策・地域介護推進課 基準第一係長
松井 翔	厚生労働省 老健局 認知症施策・地域介護推進課
舩井 健一郎	厚生労働省 老健局 認知症施策・地域介護推進課

図表 1-17 担当研究員体制

氏名	役職
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所 ライフ・バリュー・クリエイションユニット	
米澤 麻子	パートナー
桜花 和也	シニアマネージャー
坂井田 萌	シニアコンサルタント
大岡 裕子	シニアインフォメーションリサーチャー
一般社団法人全国定期巡回・随時対応型訪問介護看護協議会	
大町 裕之	事務局
山崎 大輔	事務局
諸橋 優輔	事務局

図表 1-18 検討委員会における検討内容

回数	日時	主な議題
第1回	2024年9月5日 10:00-12:00	昨年度調査の振り返り、今年度調査目的の確認、アンケート調査項目の検討
第2回	2025年1月8日 14:00-16:00	アンケート調査速報値の結果分析 ヒアリング調査項目の検討
第3回	2025年3月3日 14:00-16:00	アンケート調査・ヒアリング調査結果分析 報告書案の検討

第2章. 調査結果

1. 定期巡回サービス事業所調査

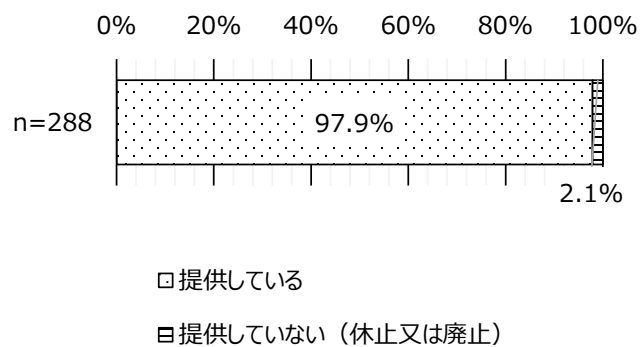
(1) 事業所の基礎情報

1) サービス提供状況、休止・廃止の理由

令和6年9月1日時点で、定期巡回サービスを提供している事業所は97.9%であった。

サービスを提供していない事業所6か所について、休止又は廃止した理由として、「利用者の確保が困難であったため」が4か所、次いで、「同一法人や併設など他のサービスへ注力するため」、「人員の確保が困難であったため」がそれぞれ2か所であった。

図表 2-1 サービス提供状況



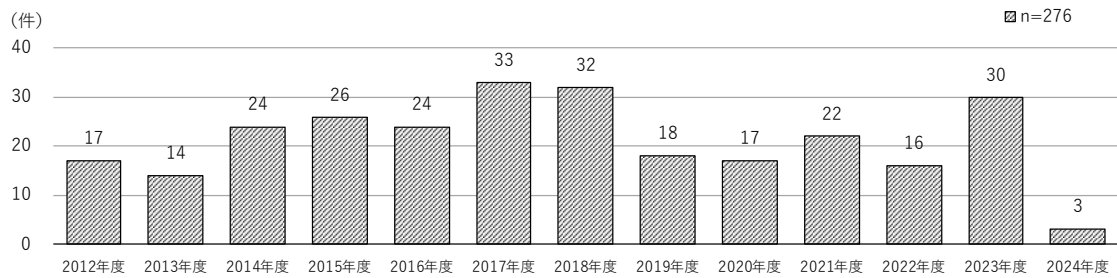
図表 2-2 休止または廃止の理由（n=6）

理由	回答事業所数
利用者の確保が困難であったため	4 か所
同一法人や併設など他のサービスへ注力するため	2 か所
人員の確保が困難であったため	2 か所
収支が安定しなかったため	0 か所
その他	0 か所

2) 事業開始年度

事業開始年度については2017年度が最多で12.0%、次いで2018年度が11.6%、2023年度が10.9%であった。

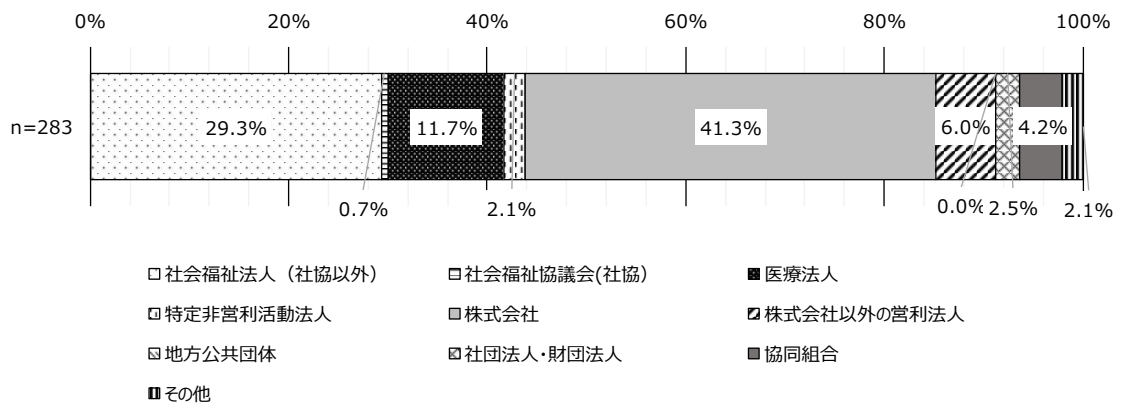
図表 2-3 事業開始年度



3) 法人種別

法人種別について、「株式会社」が最多で 41.3%であり、次いで「社会福祉法人（社協以外）」が 29.3%、「医療法人」が 11.7%、「株式会社以外の営利法人」が 6.0%であった。

図表 2-4 法人種別



4) 併設・同一敷地内・隣接サービス

併設、同一敷地内又は隣接する敷地において提供されているサービスについては、同一法人による「訪問介護」が最多で 60.1%、次いで同一法人による「居宅介護支援」が 48.8%、同一法人による「訪問看護（介護保険）」が 39.9%、同一法人による「通所介護」が 39.1%であった。

図表 2-5 併設・同一敷地内・隣接サービス（n=154）

サービス	同一法人	関連法人	左記以外の法人
提供しているサービスはない	6.8%	84.7%	91.5%
訪問介護	60.1%	2.8%	0.7%
訪問入浴介護	3.2%	0.4%	0.4%

サービス	同一法人	関連法人	左記以外の法人
訪問看護（介護保険）	39.9%	3.6%	3.6%
訪問リハビリテーション	14.6%	2.1%	1.8%
通所介護	39.1%	4.3%	2.1%
通所リハビリテーション	16.4%	1.8%	1.8%
短期入所生活介護	22.8%	2.1%	0.7%
短期入所療養介護	6.8%	0.4%	0.4%
特定施設入居者生活介護	5.0%	0.4%	0.0%
福祉用具貸与・販売	6.8%	2.1%	2.1%
定期巡回サービス（自事業所を除く）	8.9%	1.8%	0.7%
夜間対応型訪問介護	11.7%	0.0%	0.0%
地域密着型通所介護	13.2%	0.7%	0.7%
認知症対応型通所介護	11.4%	1.1%	0.7%
小規模多機能型居宅介護	14.6%	2.1%	0.7%
認知症対応型共同生活介護	12.1%	2.1%	1.1%
地域密着型特定施設入居者生活介護	1.1%	0.0%	0.4%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	2.8%	0.7%	0.4%
看護小規模多機能型居宅介護	7.5%	1.4%	0.4%
介護老人福祉施設	14.9%	2.1%	0.4%
介護老人保健施設	10.7%	0.7%	0.0%
介護療養型医療施設	1.1%	0.0%	0.4%
病院（歯科を除く）	9.3%	2.1%	1.4%
病院（歯科）	2.1%	0.7%	1.1%
診療所（歯科を除く）	8.9%	1.4%	2.1%
診療所（歯科）	1.8%	0.4%	1.8%
薬局（院外）	1.1%	2.8%	3.6%
訪問看護（医療保険）	31.7%	2.5%	2.1%
居宅介護支援	48.8%	2.5%	1.4%
都道府県栄養士会が運営する栄養ケア・ステーション	0.7%	0.4%	0.0%
サービス付き高齢者向け住宅	26.0%	1.1%	1.1%
有料老人ホーム（サ高住 ³ は除く）	14.6%	2.1%	0.4%
養護老人ホーム	2.5%	1.1%	0.0%

³ サービス付き高齢者向け住宅については、以下「サ高住」という

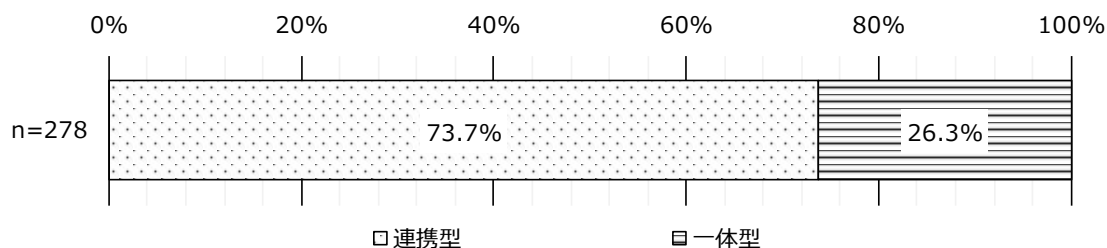
サービス	同一法人	関連法人	左記以外の法人
軽費老人ホーム（ケアハウス、A、B）	5.7%	1.1%	0.0%
集合住宅（サ高住～軽費ホーム除く）	0.4%	0.0%	0.0%
地域包括支援センター	12.1%	0.7%	1.1%
総合事業（訪問 A）	28.1%	0.4%	0.7%
総合事業（訪問 C）	2.5%	0.0%	0.0%
総合事業（訪問 D）	2.1%	0.0%	0.0%
総合事業（通所 A）	10.7%	0.4%	0.0%
総合事業（通所 C）	2.8%	0.0%	0.0%
総合事業（その他の生活支援サービス）	3.2%	0.0%	0.0%

5) 訪問看護サービスの提供類型、連携事業所数

訪問看護サービスの提供類型は、「連携型」が 73.7%、「一体型」が 26.3%であった。

連携先の訪問看護事業所数は、同一法人による事業所が平均 0.83 か所、他法人による事業所が 3.38 か所であった。

図表 2-6 訪問看護サービスの提供類型



図表 2-7 連携先事業所数

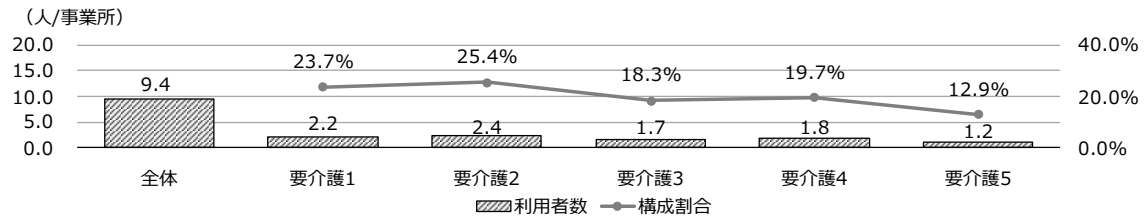
	有効回答数	平均値	標準偏差	最小値	最大値	中央値
同一法人	208	0.83	1.78	0	21	1
他法人	208	3.38	5.15	0	44	2

6) 要介護度別の利用者数 同一建物等への居住の有無別

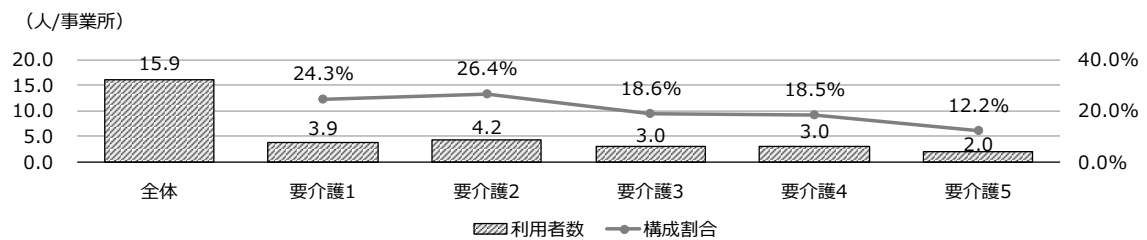
1 事業所あたりの利用者数は、同一建物等に居住する利用者の場合は要介護 2 が 2.4 人と最多、次いで要介護 4 が 1.8 人、同一建物等以外に居住する利用者の場合は要介護 2 が 4.2 人と最多、次いで要介護 1 が 3.9 人であった。

また、要介護度別の利用者の構成割合はそれぞれ特に傾向に大きな違いは見られなかった。

図表 2-8 同一建物等に居住する利用者 (n=277)



図表 2-9 同一建物等以外に居住する利用者 (n=277)

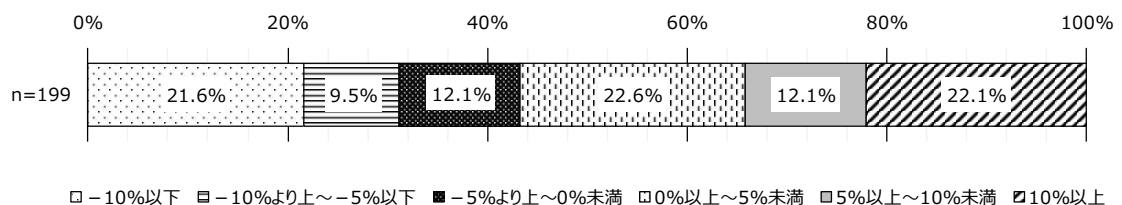


7) 収支差率、介護保険収入の前年度同月比

令和 5 年度の事業所の収支差率について、「0%以上～5%未満」が 22.6%で最多、次いで「10%以上」が 22.1%、「-10%以下」が 21.6%、「5%以上～10%未満」と「-5%より上～0%未満」が 12.1%であった。

介護保険収入の前年度同月比の平均は 100.32%であった。

図表 2-10 令和 5 年度の事業所の収支差率



図表 2-11 介護保険収入の前年度同月比

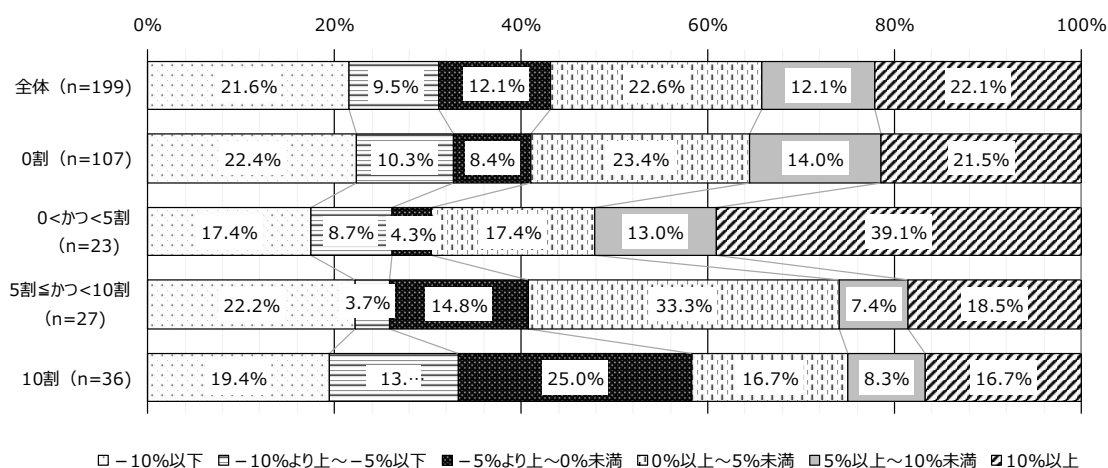
有効回答数	平均値	標準偏差	最小値	最大値	中央値
240	100.32	40.82	0.98	300	100

8) 収支差率 同一建物等への居住の有無別

令和 5 年度の事業所の収支差率について、全体でみると「-10%以下」、「-10%より上～-5%未満」、「-5%より上～0%未満」の合計は 43.2%であった。

令和5年度の事業所の収支差率について、同一建物等への居住の有無別にみると、同一建物等への居住割合が「0<かつ<5割」の場合に、「-10%以下」、「-10%より上～-5%未満」、「-5%より上～0%未満」の合計が30.4%と最小であった。一方で、同一建物等への居住割合が10割の場合は58.3%と最多であった。

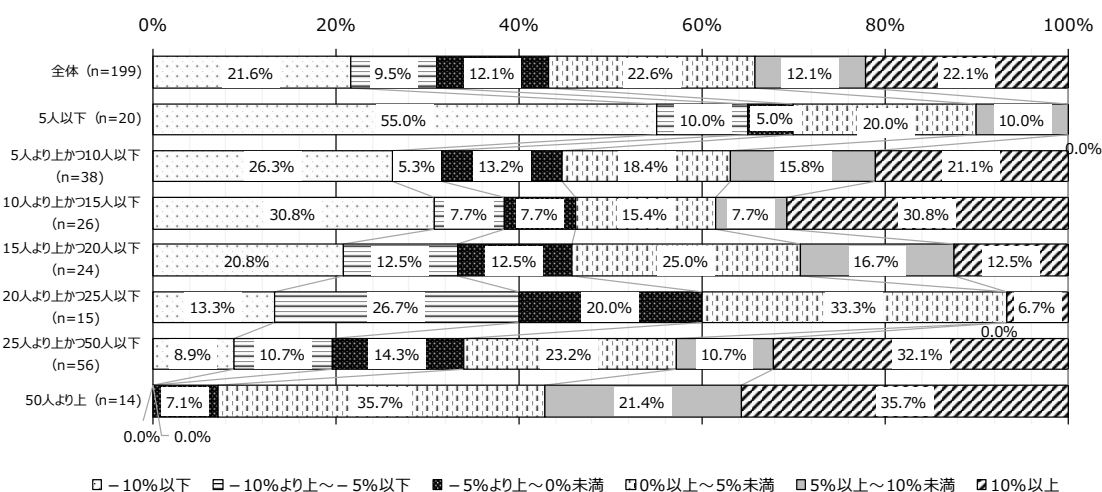
図表 2-12 収支差率 同一建物等への居住の有無別



9) 収支差率 利用者数別

令和5年度の事業所の収支差率について、利用者数別にみると、利用者数が「5人以下」の場合に、「-10%以下」、「-10%より上～-5%未満」、「-5%より上～0%未満」の合計が70.0%と最大であった。一方で、利用者数が50人以上の場合は7.1%と最小であった。

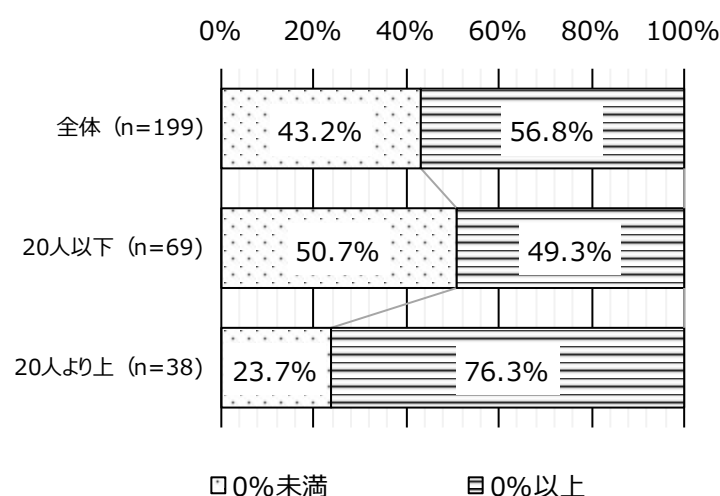
図表 2-13 令和5年度の事業所の収支差率 利用者数別



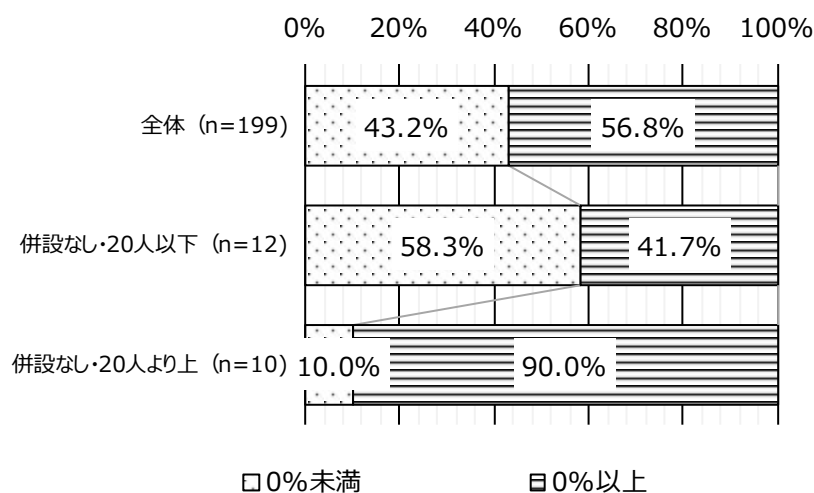
10) 収支差率 同一建物等への居住割合がゼロの事業者について利用者数別・併設サービス別
令和 5 年度の事業所の収支差率について、同一建物への居住割合が 0%の事業所に限定した上
で、利用者数別にみると、利用者数が「20 人以上」の場合に「0%以上」が 76.3%と最大であった。

同一建物への居住割合が 0%の事業所のうち、同一法人の夜間訪問・訪問介護・訪問看護のいず
れも併設していない場合、利用者数別にみると、利用者数が「20 人以上」の場合に「0%以上」が
90.0%と最大であった。

図表 2-14 令和 5 年度の事業所の収支差率
【同一建物への居住割合 0%の事業所のみ・利用者区分別】



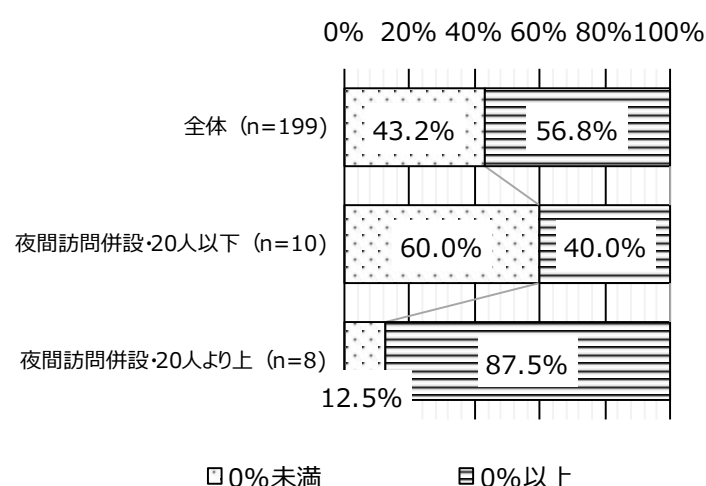
図表 2-15 令和 5 年度の事業所の収支差率
【同一建物への居住割合 0%の事業所のみ・利用者区分別】
【同一法人の夜間訪問・訪問介護・訪問看護のいずれも併設していない場合】



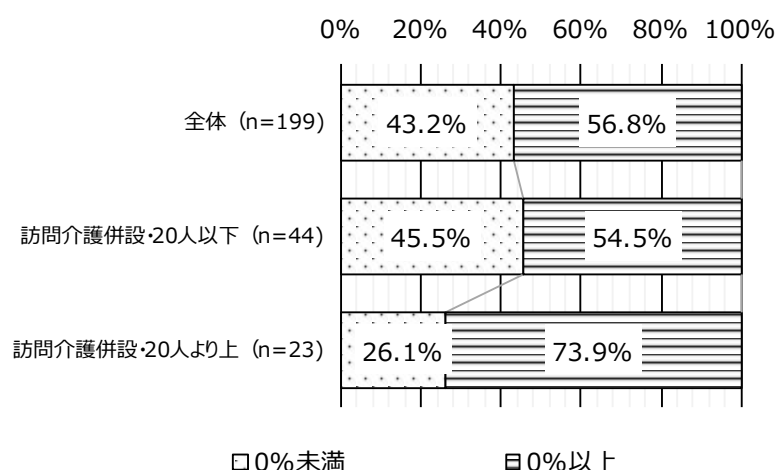
令和5年度の事業所の収支差率について、同一建物への居住割合が0%の事業所のうち、同一法人の夜間訪問を併設している場合、利用者数別にみると、利用者数が「20人より上」の場合に「0%以上」が87.5%と最大であった。

同一建物への居住割合が0%の事業所のうち、同一法人の訪問介護を併設している場合、利用者数別にみると、利用者数が「20人より上」の場合に「0%以上」が73.9%と最大であった。

図表 2-16 令和5年度の事業所の収支差率
【同一建物への居住割合 0%の事業所のみ・利用者区分別】
【同一法人の夜間訪問を併設している場合】



図表 2-17 令和5年度の事業所の収支差率
【同一建物への居住割合 0%の事業所のみ・利用者区分別】
【同一法人の訪問介護を併設している場合】

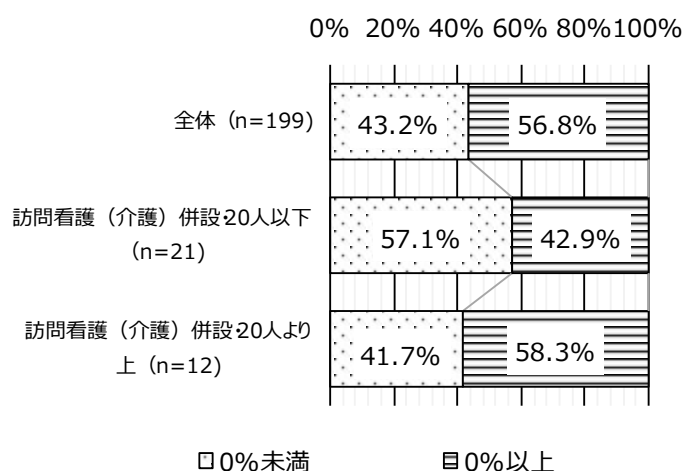


令和5年度の事業所の収支差率について、同一建物への居住割合が0%の事業所のうち、同一法人の訪問看護（介護保険）を併設している場合、利用者数別にみると、利用者数が「20人以下」の

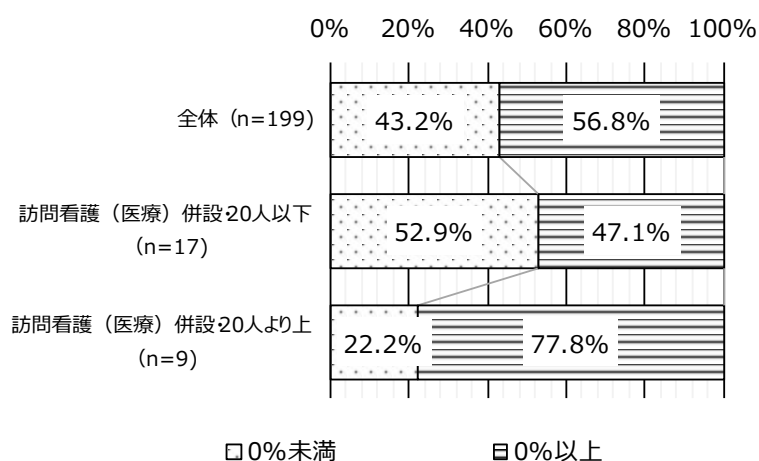
場合に「0%未満」が 57.1%と全体の傾向と比較して高かった。

同一建物への居住割合が 0%の事業所のうち、同一法人の訪問看護（医療保険）を併設している場合、利用者数別にみると、利用者数が「20 人以上」の場合に「0%以上」が 77.8%と最大であった。

図表 2-18 令和 5 年度の事業所の収支差率
【同一建物への居住割合 0%の事業所のみ・利用者区分別】
【同一法人の夜間訪問を併設している場合】



図表 2-19 令和 5 年度の事業所の収支差率
【同一建物への居住割合 0%の事業所のみ・利用者区分別】
【同一法人の訪問介護を併設している場合】



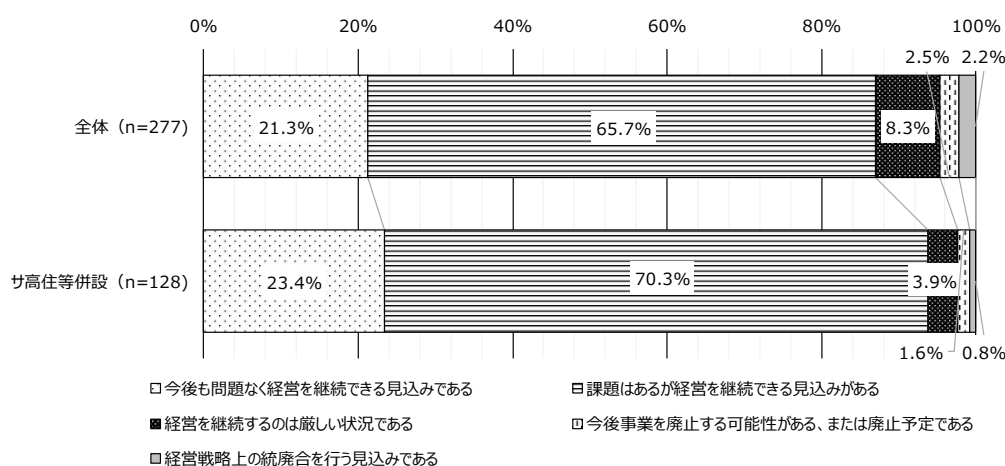
11) 今後の経営見通し サ高住等併設別

今後の経営見通しについて、全体でみると「課題はあるが経営を継続できる見込みがある」が最多で

65.7%、次いで「今後も問題なく経営を継続できる見込みである」が 21.3%であった。

今後の経営見通しについて、サ高住等を併設している事業所をみると「課題はあるが経営を継続できる見込みがある」が最多で 70.3%であった。

図表 2-20 今後の経営見通し サ高住等併設別

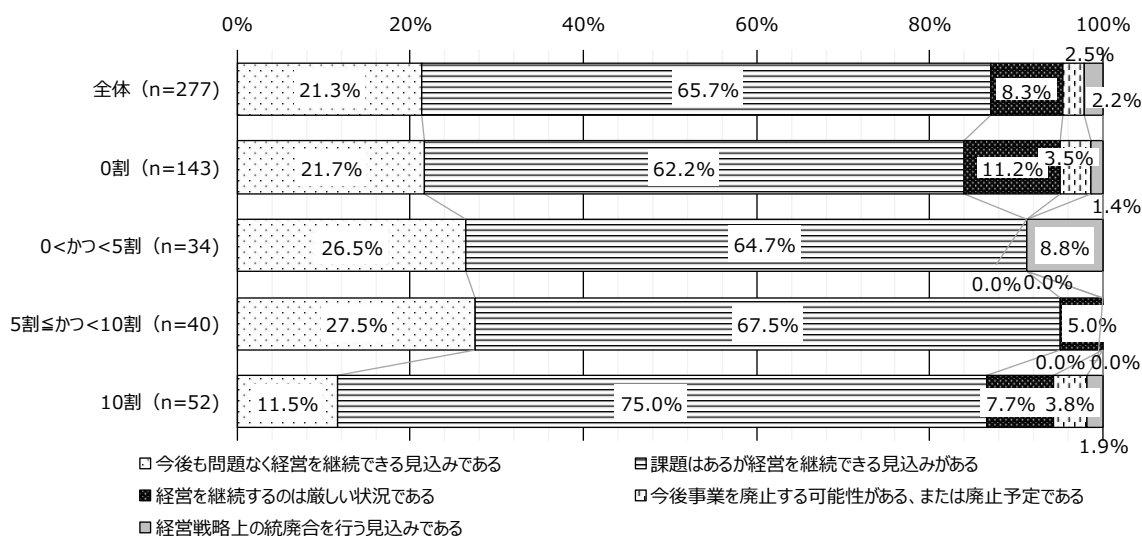


12) 今後の経営見通し 同一建物等への居住の有無別

今後の経営見通しについて、同一建物減算利用者割合別にみると、いずれの回答の場合であっても「課題はあるが経営を継続できる見込みがある」が最多であった。

「今後も問題なく経営を継続できる見込みである」の回答割合は、同一建物減算利用者割合別が「5割≦かつ<10割」の場合に 27.5%と最も高くなった。

図表 2-21 今後の経営見通し 同一建物等への居住の有無別

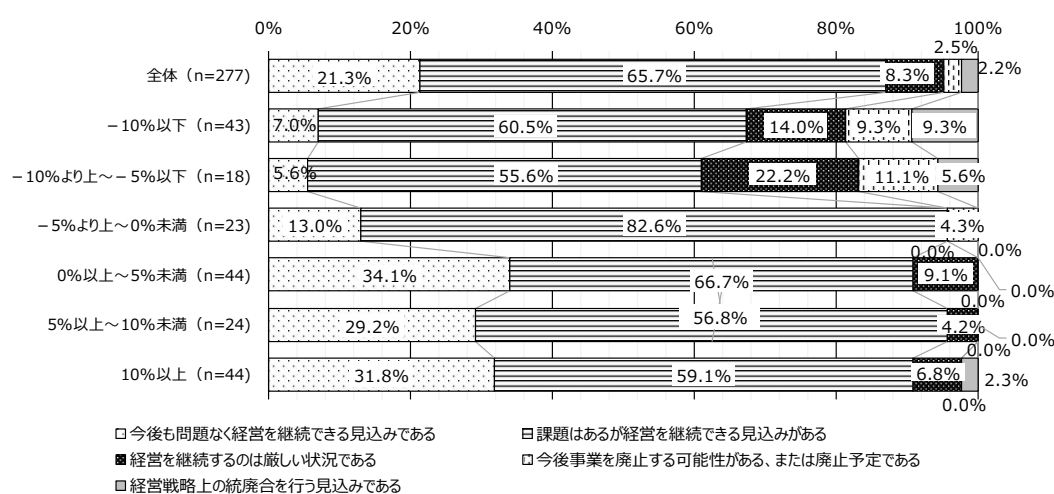


13) 今後の経営見通し 収支差率区分別

今後の経営見通しについて、「経営を継続するのは難しい状況である」と「今後事業を廃止する可能性がある、又は廃止予定である」と「経営戦略上の統廃合を行う見込みである」の計を収支差率区分別にみると、「-10%以下」の場合は32.6%、「-10%より上～-5%以下」の場合は38.9%であった。

一方で、収支差率が0%以上の場合は「今後も問題なく経営を継続できる見込みである」は30%前後であった。

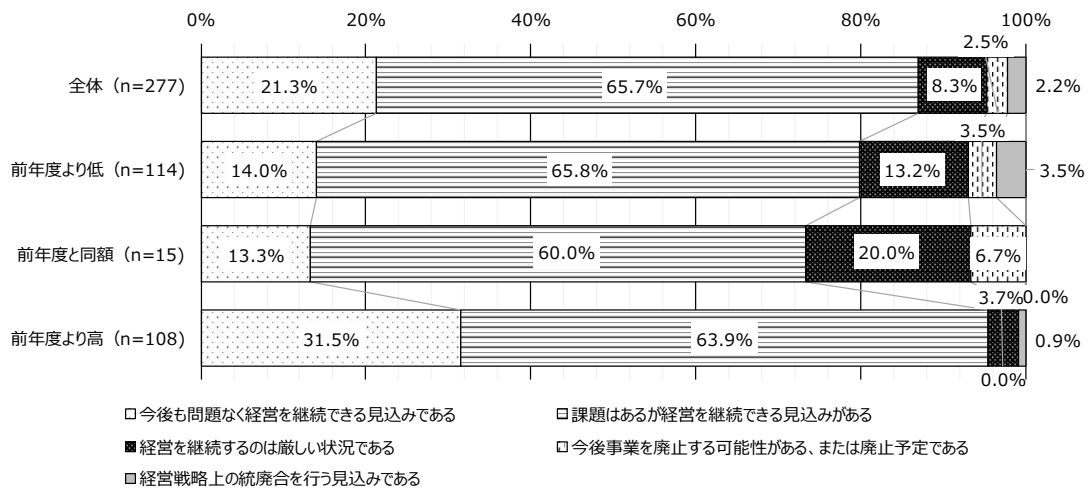
図表 2-22 今後の経営見通し 収支差率区分別



14) 今後の経営見通し 介護保険収入の対前年度比別

今後の経営見通しについて介護保険収入の前年度同月比別にみると、前年度と同程度の場合に「経営を継続するのは難しい状況である」の回答割合が20.0%と全体と比較して高い。一方で、前年度より介護保険収入が高い場合には、「今後も問題なく経営を継続できる」の回答割合が31.5%と全体と比較して高い。

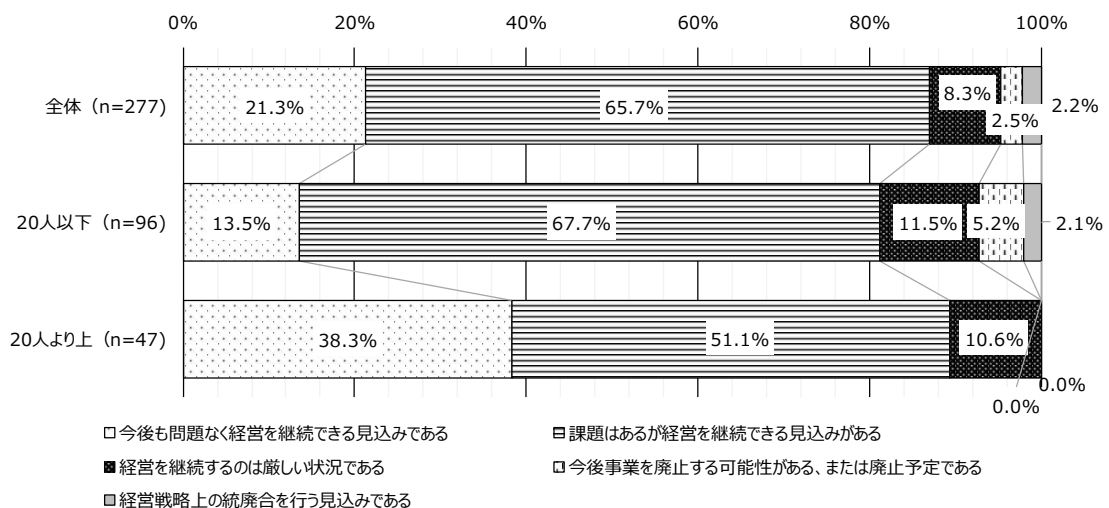
図表 2-23 今後の経営見通し 介護保険収入の対前年度比別



15) 今後の経営見通し 同一建物等への居住割合がゼロの事業者について利用者数別・併設サービス別

今後の経営見通しについて、同一建物への居住割合が 0%の事業所に限定した上で、利用者数別にみると、利用者数が「20 人以上」の場合に「今後も問題なく経営を継続できる見込みである」が 38.3%と全体と比較して高かった。

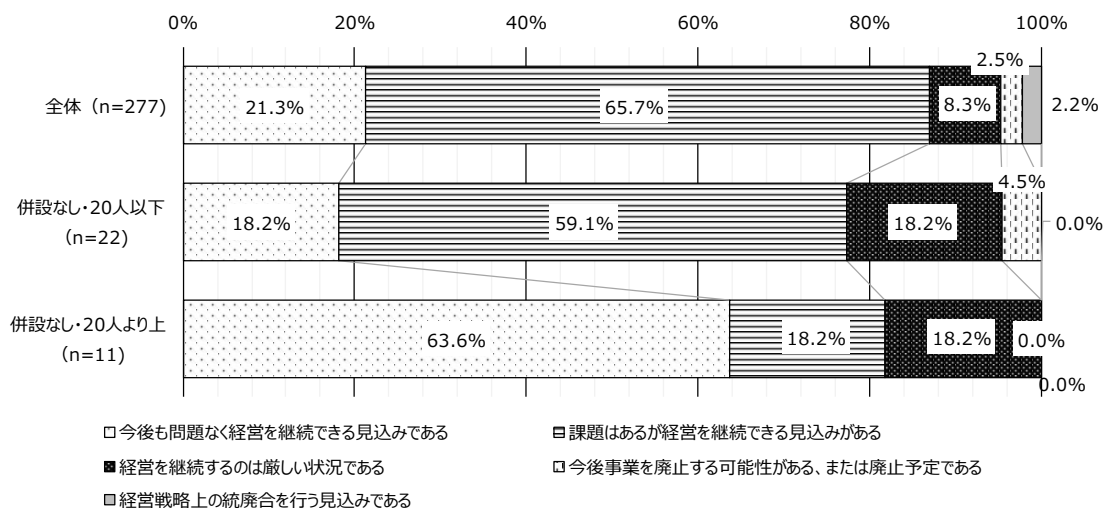
図表 2-24 今後の経営見通し 同一建物への居住割合 0%・利用者数別



今後の経営見通しについて、同一建物への居住割合が 0%の事業所のうち、同一法人の夜間訪問・訪問介護・訪問看護のいずれも併設していない場合、利用者数別にみると、利用者数が「20 人よ

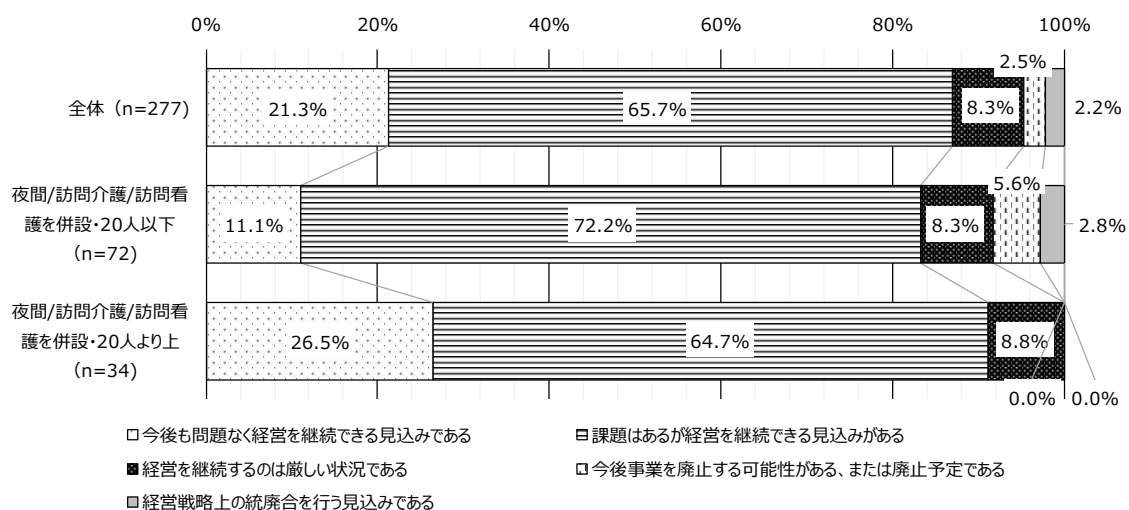
り上」の場合に「今後も問題なく経営を継続できる見込みである」が 63.6%と全体と比較して高かった。

図表 2-25 今後の経営見通し 利用者数別・併設なし



今後の経営見通しについて、同一建物への居住割合が 0%の事業所のうち、同一法人で夜間訪問・訪問介護・訪問看護のいずれかを併設している場合、利用者数別にみると、利用者数が「20 人以下」の場合に「今後も問題なく経営を継続できる見込みである」が 11.1%と全体と比較して低かった。

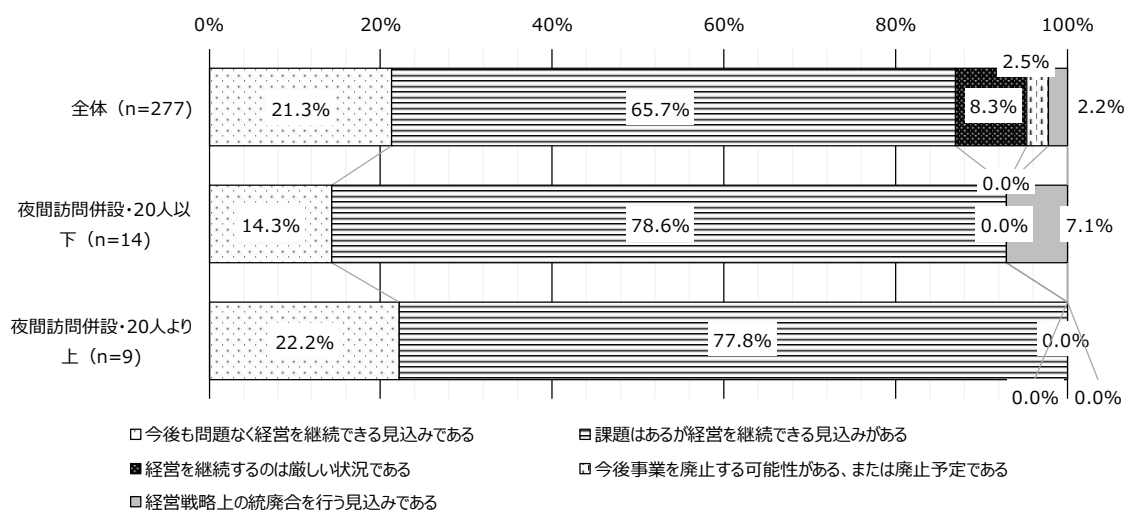
図表 2-26 今後の経営見通し 利用者数別・併設あり



今後の経営見通しについて、同一建物への居住割合が 0%の事業所のうち、同一法人で夜間訪問を併設している場合、利用者数別にみると、利用者数が「20 人以下」の場合に「今後も問題なく経営

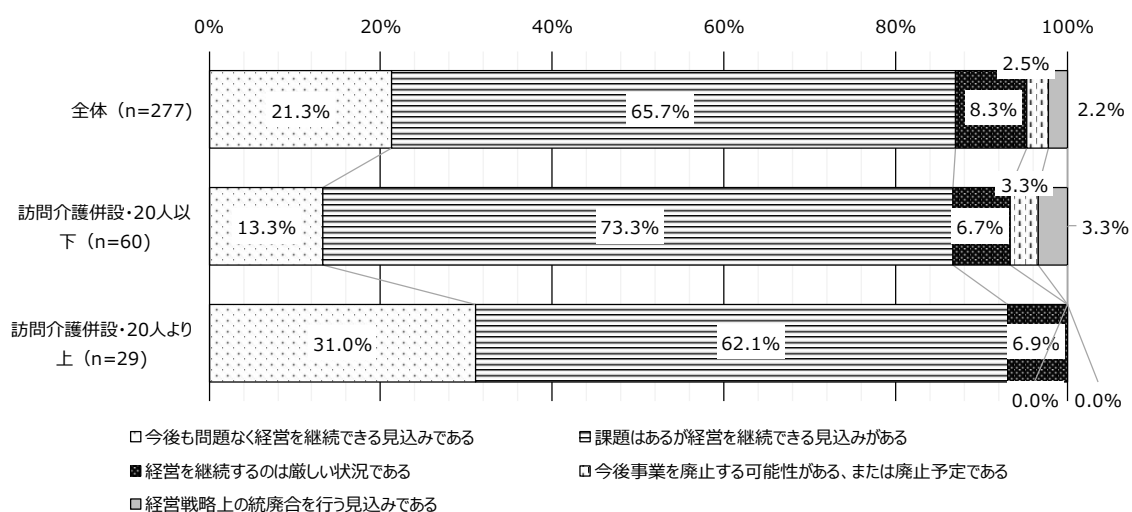
を継続できる見込みである」が 14.3%と全体と比較して低かった。

図表 2-27 今後の経営見通し 利用者数別・夜間訪問併設あり



今後の経営見通しについて、同一建物への居住割合が 0%の事業所のうち、同一法人で訪問介護を併設している場合、利用者数別にみると、利用者数が「20 人以上」の場合に「今後も問題なく経営を継続できる見込みである」が 31.0%と全体と比較して高かった。

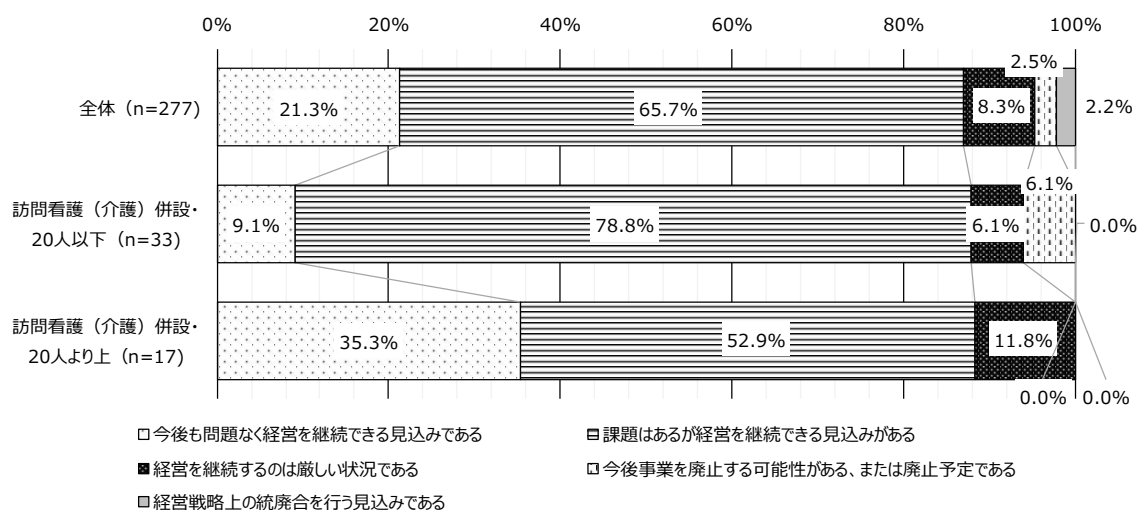
図表 2-28 今後の経営見通し 利用者数別・訪問介護併設あり



今後の経営見通しについて、同一建物への居住割合が 0%の事業所のうち、同一法人で訪問看護（介護保険）を併設している場合、利用者数別にみると、利用者数が「20 人以上」の場合に「今後

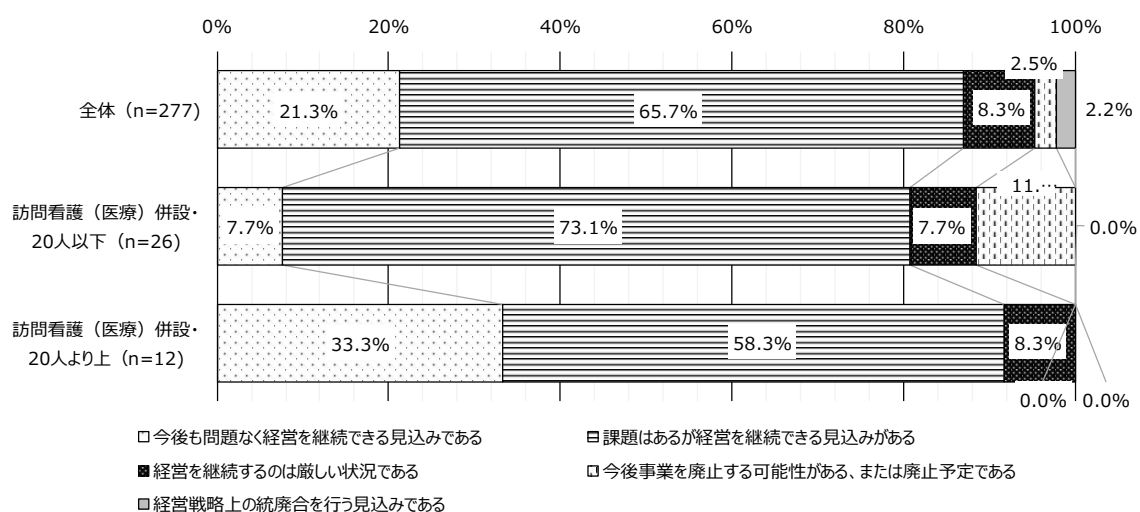
も問題なく経営を継続できる見込みである」が 35.3%と全体と比較して高かった。

図表 2-29 今後の経営見通し 利用者数別・訪問看護（介護保険）併設あり



今後の経営見通しについて、同一建物への居住割合が 0%の事業所のうち、同一法人で訪問看護（医療保険）を併設している場合、利用者数別にみると、利用者数が「20 人以上」の場合に「今後問題なく経営を継続できる見込みである」が 33.3%と全体と比較して高かった。

図表 2-30 今後の経営見通し 利用者数別・訪問看護（医療保険）併設あり



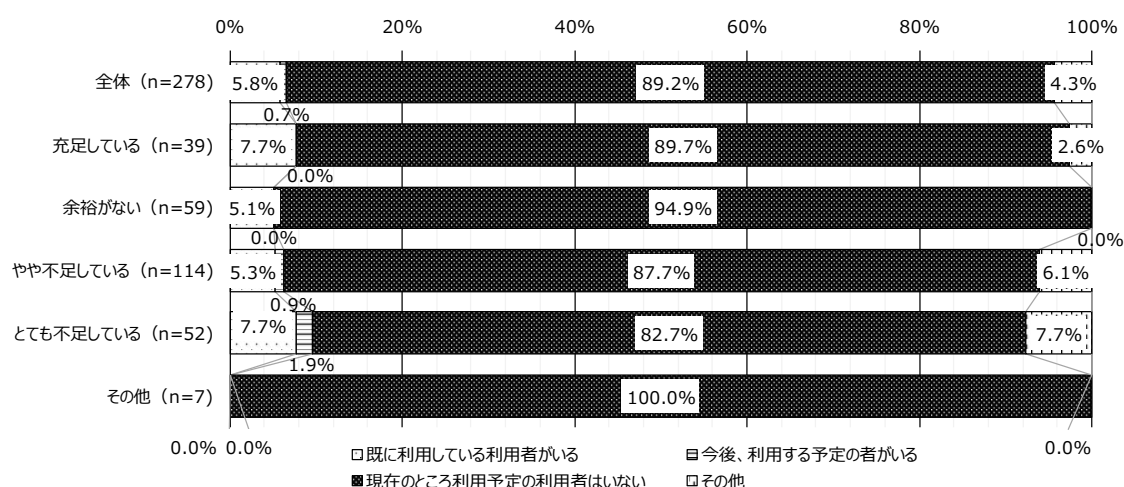
(2) 夜間対応型区分（Ⅲ）について

1) 夜間対応型区分利用者の有無

夜間対応型区分の利用者について、全体でみると「現在のところ利用予定の利用者はいない」が最多で 89.2%、次いで「既に利用している利用者がある」が 5.8%であった。

夜間対応型区分の利用者について、職員の充足状況別にみると、いずれの回答区分においても全体と同様に「現在のところ利用予定の利用者はいない」が最多であった。

図表 2-31 夜間対応型区分利用者の有無 職員の充足状況



図表 2-32 夜間対応型区分利用者の特徴

区分	具体的な内容
A 事業所	利用者:4 名(要介護 5→3 名、3→1 名) 訪問回数:1 日 2 回→2 名、1 日 1 回→2 名 要介護 5 の利用者は寝たきりのため、夜間の水分補給や排泄介助で利用 要介護 3 の利用者は体調を崩しており、夜間 1 回の見守りで利用
B 事業所	利用者は要介護 4。癌のステージ 4 で、当初は体調が安定していたが、状態が急変し入院。その後、ご逝去された。 定期巡回（夜間）では夜間に 1 回訪問を実施。入院直前には随時対応も行った。 利用者の居住地は事業所から 10 分程度の場所。
C 事業所	要介護 3(女性)、日中はデイケア利用。1 月から利用開始のため、まだ夜間のご利用はなし 要介護 1(男性)、他サービス利用なし。夜間のみ「お守り」感覚で利用開始のため、訪問なし 要介護 5(男性)、日中はデイケア利用、夜間は月 3 回ほど利用 3 名とも車で 10～15 分の距離

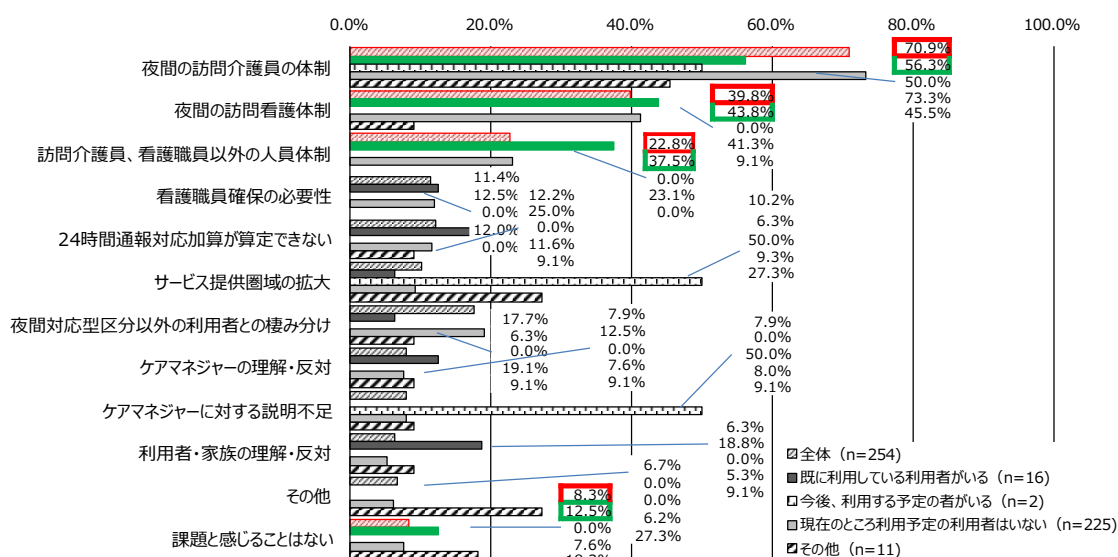
区分	具体的な内容
D 事業所	要介護 5、定期訪問なし、随時対応なし、自転車で 7 分の距離 朝に訪問介護（自社）、夕方に訪問介護（他社）が毎日訪問、その他 訪問看護・訪問入浴を日中に利用

2) 夜間対応型区分のサービス提供にあたっての課題 夜間対応型区分利用者の有無別

夜間対応型区分のサービス提供にあたっての課題について、全体でみると「夜間の訪問介護員の体制」が最多で 70.9%、次いで「夜間の訪問看護体制」が 39.8%、「訪問介護員、看護職員以外の人員体制」が 22.8%であった。

夜間対応型区分のサービス提供にあたっての課題について、夜間対応型区分利用者の有無別にみると、既に利用している利用者がいる場合は「夜間の訪問介護員の体制」が最多で 56.3%、次いで「夜間の訪問看護体制」が 43.8%、「訪問介護員、看護職員以外の人員体制」が 37.5%であった。

図表 2-33 夜間対応型区分のサービス提供にあたっての課題 夜間対応型区分利用者の有無別



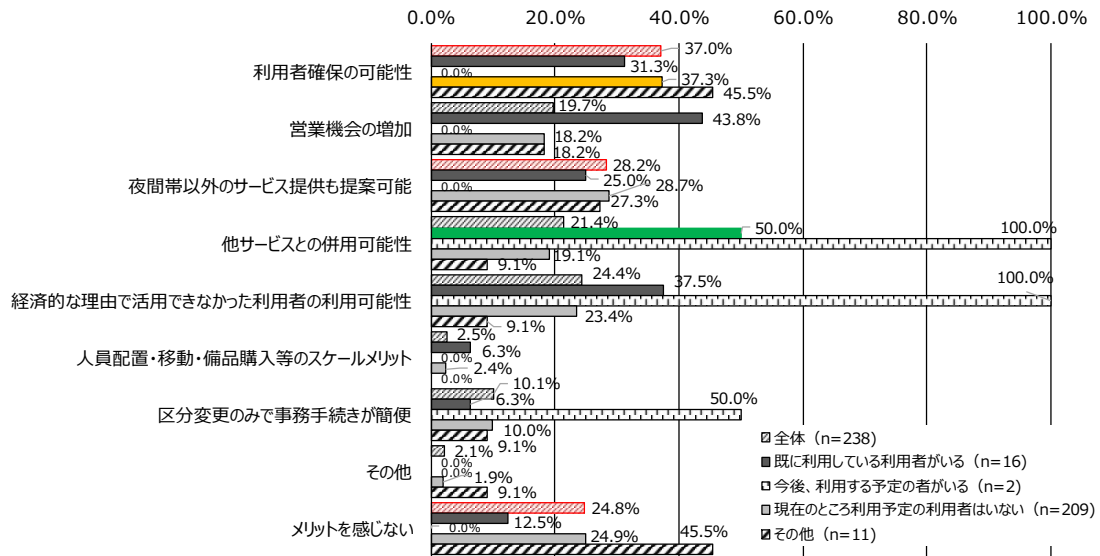
3) 夜間対応型区分の新設によるメリット 夜間対応型区分利用者の有無別

夜間対応型区分の新設によるメリットについて、全体でみると「利用者確保の可能性」が 37.0%、次いで「夜間帯以外のサービス提供も提案可能」が 28.2%、次いで「メリットを感じない」が 24.8%であった。

夜間対応型区分の新設によるメリットについて、夜間対応型区分利用者の有無別にみると、既に利用している利用者がいる場合は、「他サービスとの併用可能性」が最多で 50.0%であった。

また、現在のところ利用予定の利用者はいない場合は「利用者確保の可能性」が最多で 37.3%であった。

図表 2-34 夜間対応型区分の新設によるメリット 夜間対応型区分利用者の有無別



【ヒアリング調査】夜間対応型区分のサービスを提供したきっかけ、提供によるメリット・課題

ケアマネジャーからの打診や利用者家族からの相談をきっかけに夜間対応型区分のサービス提供が開始されていた。

提供にあたって利用者にとっての金銭的メリットや、新たな売上確保に繋がったという意見がある一方、夜間対応型区分が知られていない、日中の事業所との情報連携等が課題として挙げられた。

図表 2-35 夜間対応型区分のサービスを提供したきっかけ、提供によるメリット・課題（ヒアリング調査）

区分	具体的な内容
A 事業所	ケアマネから夜間時間帯で訪問できないか依頼があった 利用者は元々夜間利用していたが、包括報酬になることで金銭的にメリットがあった
B 事業所	奥様の負担軽減を目的に短期入所を試みたが、逆に奥様への連絡が頻繁になり負担が増加。また、利用者本人の「自宅に戻りたい」という意思が強かったため、自宅に戻り、日中は訪問看護、夜間は定期巡回（夜間区分）を試験的に導入することになった。 通常の定期巡回と比較して費用負担が少ない点がメリットとされる。 今回のケースでは日中の訪問看護と ICT を活用し密に連携を取ることができたが、市内の訪問介護事業所の多くがペーパーベースで管理しているため、今後の対応においては日中の事業所との情報共有が課題と考えられる
C 事業所	老々介護の状況(要介護 5 の方)の中、奥様から相談がありケアマネジャーが夜間利用を提案 上記ケースが先例となり、夜間対応が徐々に浸透し利用者が増えた

区分	具体的な内容
	提供可能なサービスが増えたことで切り替えがスムーズ 以前は人員体制が課題だったが、徐々に夜勤可能な人員が増え、大きな問題となっていない
D 事業所	2003 年の訪問介護の開設時から夜間のニーズは感じていたが提供できなかった。定期巡回サービスの開始によって夜間の体制が整ったので、夜間対応型区分の実装に伴って開始した 定期巡回 I・II の利用者（特に軽度）は夜間帯の訪問（定期・随時ともに）がほとんどないので、空いている時間帯に夜間対応型区分を行うことで、人件費は変わらずに売上を上げられる 周知に課題がある。定期巡回に夜間対応型区分があることを知っている人が少ないため、想定よりも利用の依頼がない。

4) 夜間対応型区分の利用者数（要介護度別）（以前利用していたサービス別）

夜間対応型区分の利用者 51 名が以前利用していたサービスについて、全体でみると、夜間対応型区分以外の定期巡回サービスが最も多く 18 名、次いで介護保険サービスなしが 7 名、夜間対応型訪問介護が 5 名であった。

夜間対応型区分の利用者を要介護度別にみると、要介護 3 が 4 名である以外は各要介護度 10 名超程度であった。

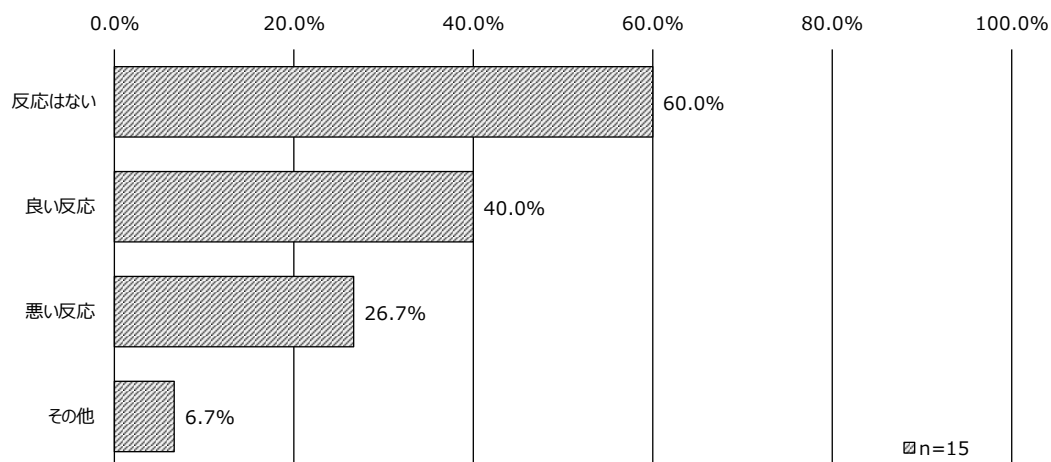
図表 2-36 夜間対応型区分の利用者数（要介護度別）（以前利用していたサービス別）

以前利用していたサービス	計	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
定期巡回サービス （夜間対応型以外）	18	3	4	1	6	4
夜間対応型訪問介護	5	2	0	0	1	2
介護保険サービス利用なし	7	2	3	1	1	0
その他	21	3	7	2	5	4
計	51	10	14	4	13	10

5) 夜間対応型区分利用者の反応

夜間対応型区分のサービスに対する利用者・家族の反応について、「反応はない」が 60.0%、次いで「良い反応」が 40.0%、「悪い反応」が 26.7%であった。

図表 2-37 夜間対応型区分利用者の反応



【ヒアリング調査】

利用者からのネガティブな反応はなく、夜間の安心感について好意的な反応があった。

図表 2-38 利用者の反応 ヒアリング調査

区分	具体的な内容
A 事業所	利用者のご家族が介護に積極的ではないため、安心感があると喜ばれている
B 事業所	当初はサービスに対して不信感を抱いていたが、徐々にケアに満足するようになった。 サービス終了後、利用者家族から「毎日のサービス提供を通じて安心できるようになった」との評価をいただいた。
C 事業所	訪問があるというだけで安心感を得られる。 ケアマネジャーは就寝・排泄介助のサービスを提案していたのに対し、会話を通じたメンタルケアを求めている利用者にとって期待と異なると感じる部分があった。
D 事業所	(利用者家族) 夜間帯でも何かあったときに対応してくれるので安心感がある

【ヒアリング調査】ケアマネジャーからの反応、日中サービスについてのケアマネジャーの意向

ケアマネジャーからは他サービスとの併用がしやすい点等について好意的な意見があった（訪問介護、訪問看護、ショートステイ等の併用）。

図表 2-39 ケアマネジャーの反応 ヒアリング調査

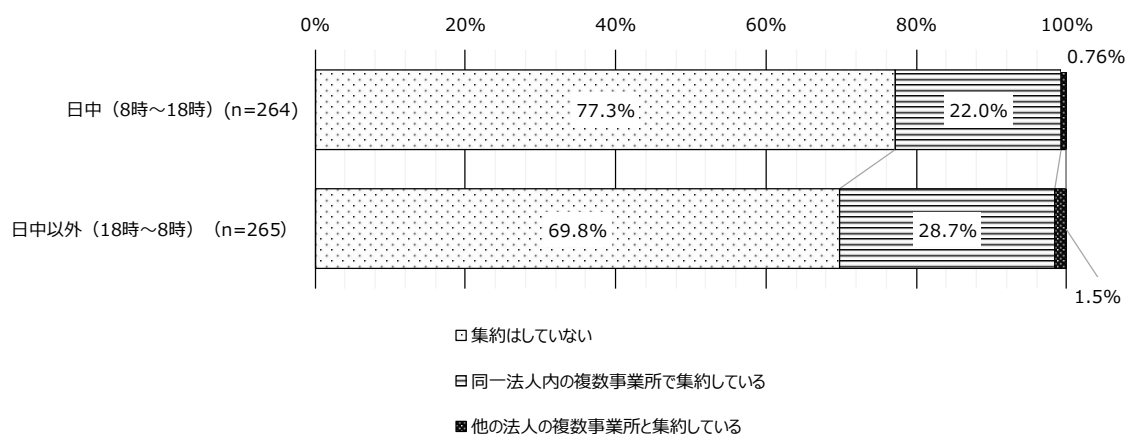
区分	具体的な内容
A 事業所	反応は聞いていないが、このまま継続してサービスを提供していく方針となっている
B 事業所	ケアマネジャーは当初は定期巡回サービス（夜間対応型区分）について認知していなかったが、相談を受けた際に提案して導入に至った。

区分	具体的な内容
	担当ケアマネジャーからは、通常の定期巡回と比較して費用負担が少なく、訪問介護や訪問看護と組み合わせが可能な点について好意的な反応を得た。 一方で、夜間に自宅へ人を入れることを嫌がる利用者が多いため、夜間訪問を提案しないケアマネジャーも多い。
C 事業所	夜間に何かあった時のためのサービスがあるということは利用者に勧めやすいとの意見があった
D 事業所	日中に既存の訪問介護を利用できることや、Ⅰ・Ⅱと比べて夜間対応型区分の介護報酬が低いいためショートステイなどが使いやすいことについて評価されている

6) オペレーターの集約状況

オペレーターの集約状況について、「同一法人内の複数事業所で集約している」と「他の法人の複数事業所と集約している」の合計が、日中は 22.7%、日中以外は 30.2%であった。

図表 2-40 オペレーターの集約状況



7) 職員数、採用者数、離職者数（離職理由別）

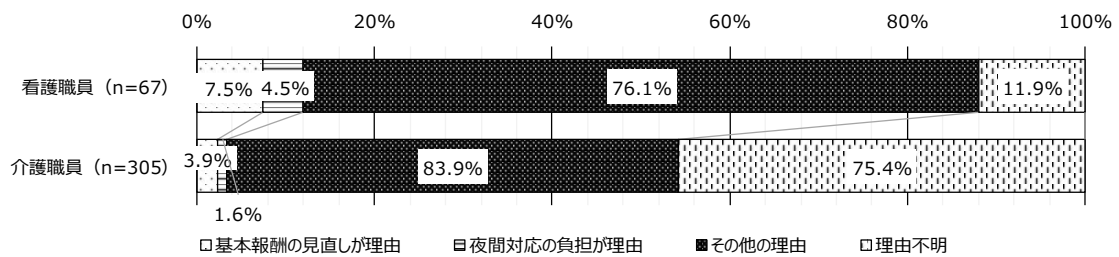
職員数について、看護職員は平均 2.75 人、介護職員は平均 16.97 人であった。令和 6 年 4 月 1 日から 9 月 30 日までの採用者数について、看護職員は平均 0.52 人、介護職員は平均 1.90 人であった。同期間の離職者数について、看護職員は平均 0.27 人、介護職員は平均 1.23 人であった。

主な離職理由については、看護職員では「基本報酬の見直し」が 7.5%、次いで「夜間対応の負担」が 4.5%、介護職員では「基本報酬の見直し」が 3.9%、「夜間対応の負担」が 1.6%であった。

図表 2-41 職員数、採用者数、離職者数 (n=149)

	看護職員			介護職員		
	計	常勤	非常勤	計	常勤	非常勤
職員数	2.75	1.67	1.08	16.97	8.62	8.35
採用者数	0.52	0.29	0.22	1.90	0.84	1.06
離職者数	0.27	—	—	1.23	—	—

図表 2-42 離職者の主な離職理由

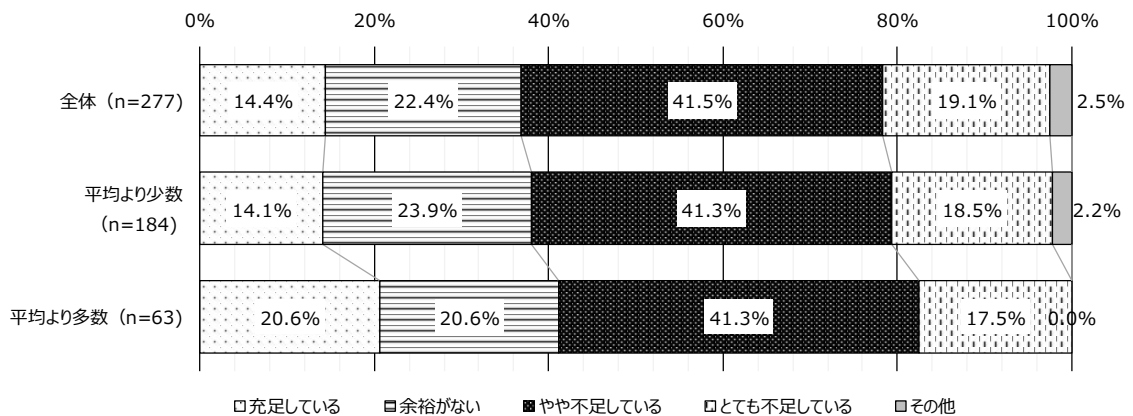


8) 職員の充足状況 採用人数別

職員の充足状況について、全体でみると「やや不足している」が最多で 41.5%、次いで「余裕がない」が 22.4%、「とても不足している」が 19.1%であった。

職員の充足状況について、採用人数の平均値との比較でみると、平均より多い場合は「充足している」が 20.6%で全体と比較して割合が高かった。

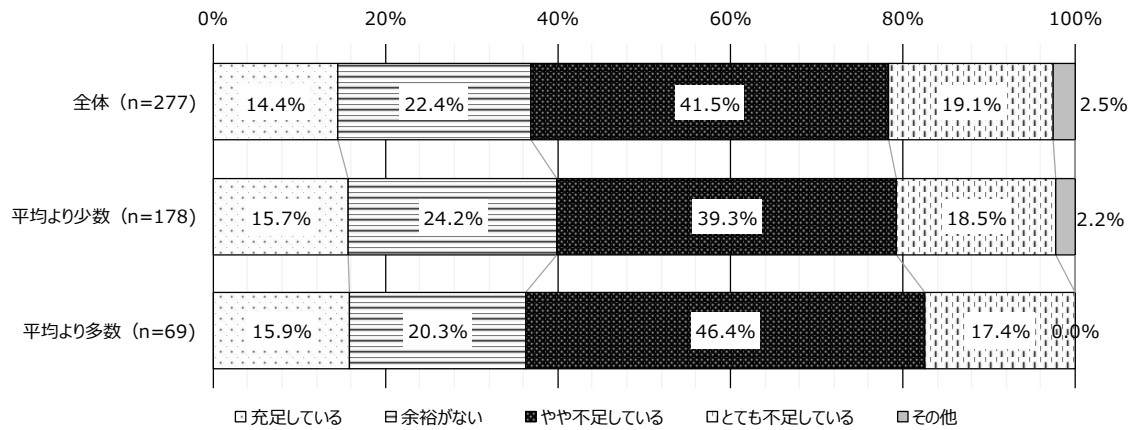
図表 2-43 職員の充足状況 採用人数別



9) 職員の充足状況 離職人数別

職員の充足状況について、離職人数の平均値との比較でみると、離職者数の多少による傾向に変化はなかった。

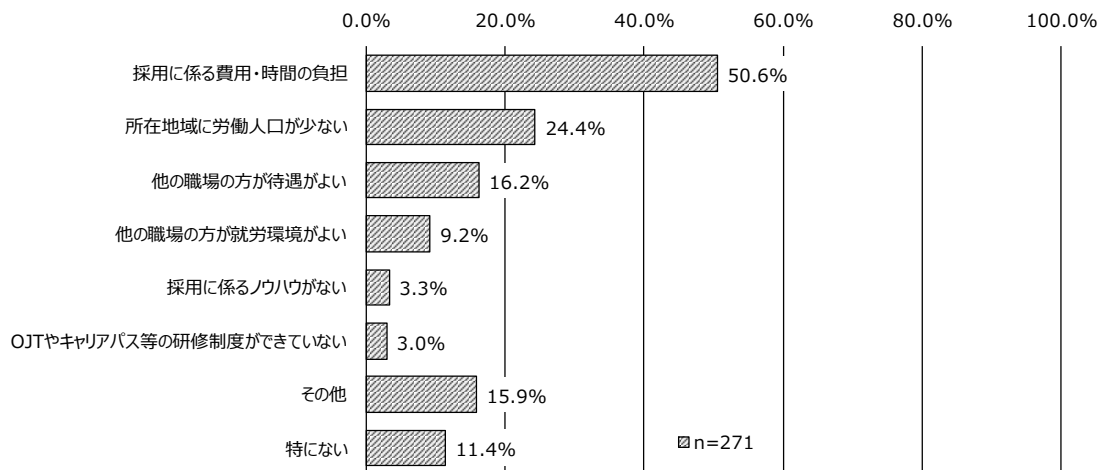
図表 2-44 職員の充足状況 離職人数別



10) 人材確保の課題

人材確保の課題について、「採用にかかる費用・時間の負担」が最多で 50.6%、次いで「所在地域に労働人口が少ない」が 24.4%、「他の職場の方が待遇がよい」が 16.2%であった。

図表 2-45 人材確保の課題

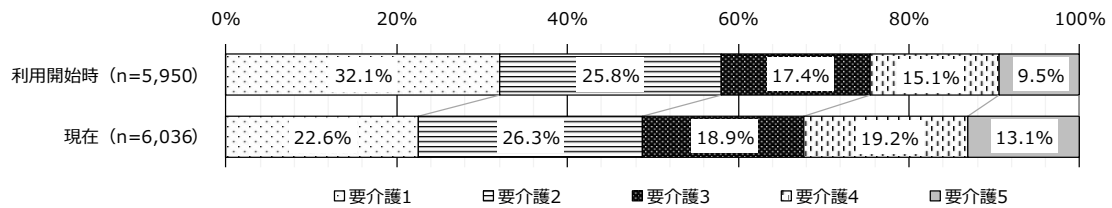


(3) 個別の利用者の状況

1) 利用開始時の要介護度

利用開始時の要介護度は「要介護 1」が最多で 32.1%、現在の要介護度は「要介護 2」が最多で 26.3%であった。

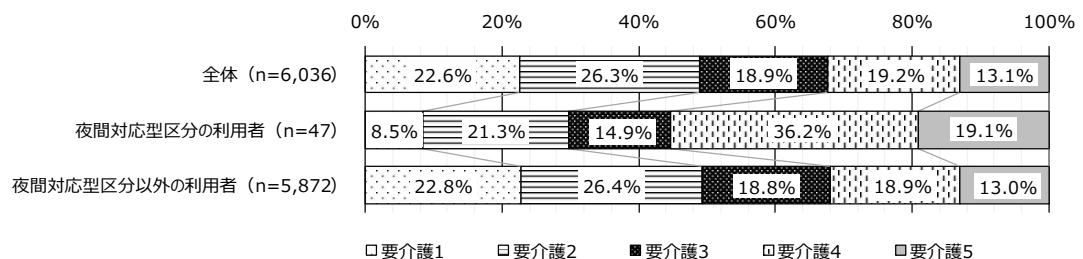
図表 2-46 利用開始時の要介護度



2) 現在の要介護度 利用区分別

利用区分別にみると、夜間対応型区分の利用者の場合、「要介護 3」以上が 70.2%と全体の 51.2%と比較して高かった。

図表 2-47 現在の要介護度 利用区分別

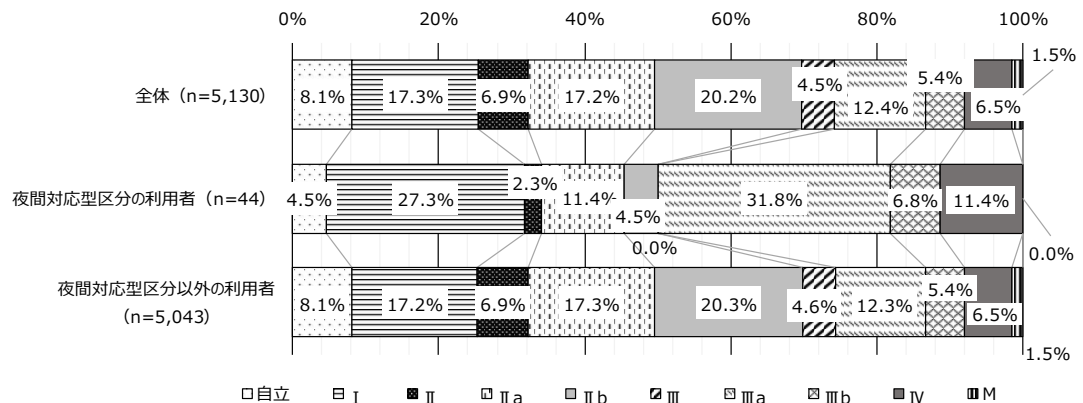


3) 認知症自立度 利用区分別

認知症自立度について、全体でみると「Ⅱb」が 20.2%で最多、次いで「Ⅰ」が 17.3%、「Ⅱa」が 17.2%であった。

認知症自立度について、利用区分別にみると、夜間対応型区分の利用者の場合、「Ⅲa」が最多で 31.8%、次いで「Ⅰ」が 27.3%であった。

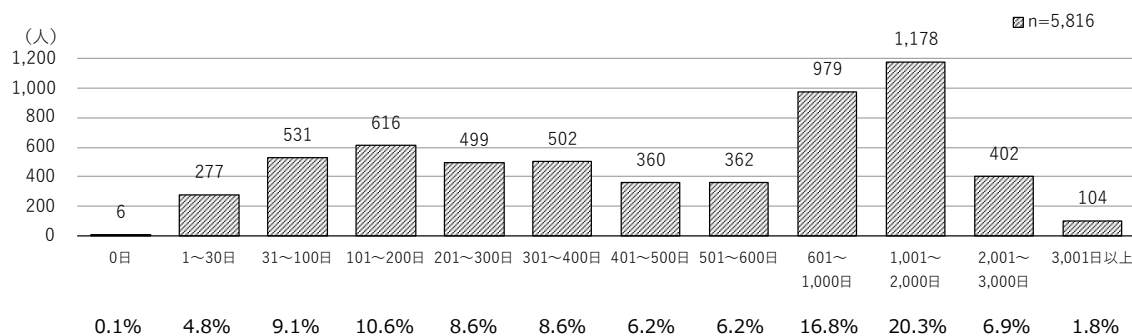
図表 2-48 認知症自立度 利用区分別



4) 利用期間

利用期間について、「1001～2000 日」が 20.3%と最多、次いで「601～1000 日」が 16.8%、「101～200 日」が 10.6%であった。

図表 2-49 利用期間

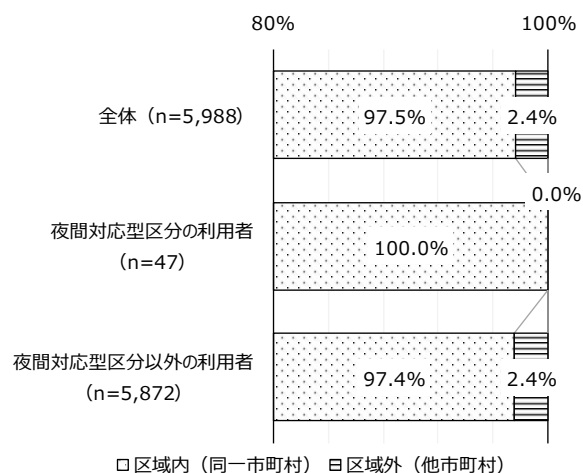


5) 居住地（同一市町村内/外） 利用区分別、サ高住等居住状況 利用区分別

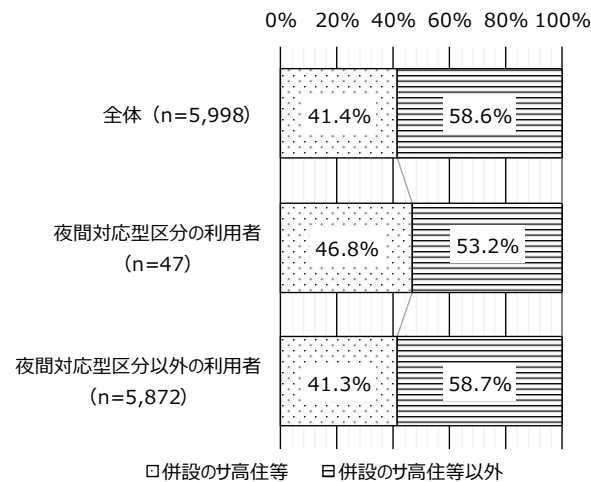
居住地について、全体でみると「区域内（同一市町村）」が 97.5%、「区域外（他市町村）」が 2.4%、利用区分別にみると、夜間対応型区分の利用者の場合は「区域内（同一市町村）」が 100%であった。

サ高住等の居住状況について、全体でみると「併設のサ高住等以外」が 58.6%、「併設のサ高住等」が 41.4%、利用区分別にみると、夜間対応型区分の利用者の場合は「併設のサ高住等以外」が 53.2%であった。

図表 2-50 居住地（同一市町村内/外） 利用区分別



図表 2-51 居住地（同一市町村内外） サ高住等居住状況 利用区分別

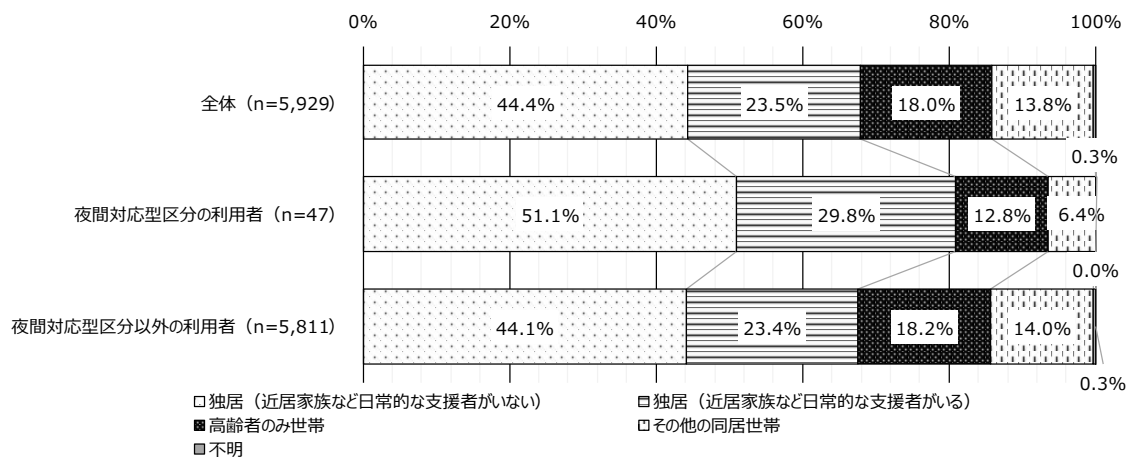


6) 世帯状況 利用区分別

世帯状況について、全体でみると「独居（近居家族など日常的な支援者がいない）」が44.4%、次いで「独居（近居家族など日常的な支援者がいる）」が23.5%、「高齢者のみ世帯」が18.0%であった。

世帯状況について、利用区分別にみると、夜間対応型区分の利用者の場合は「独居（近居家族など日常的な支援者がいない）」と「独居（近居家族など日常的な支援者がいる）」の計が80.9%と全体の67.9%と比較して高かった。

図表 2-52 世帯状況 利用区分別

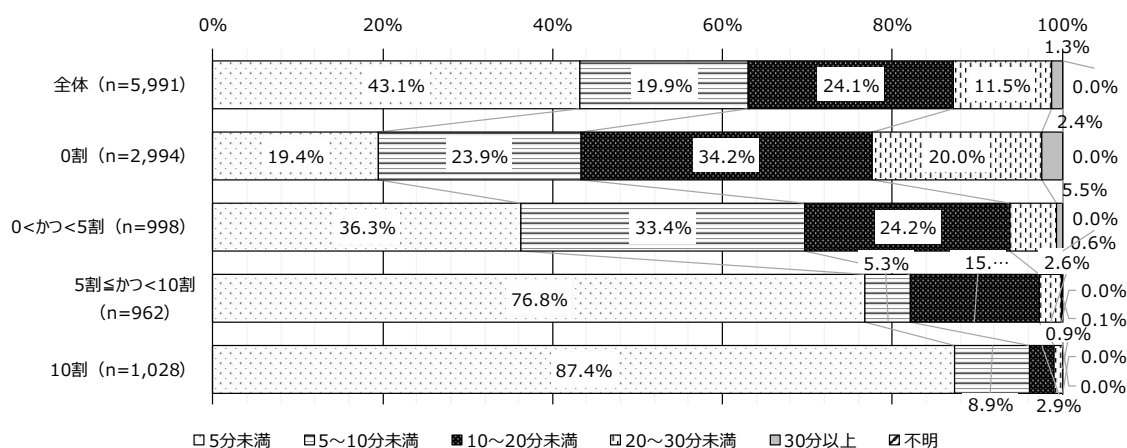


7) 事業所からの移動時間 同一建物減算利用者の割合別

事業所からの移動時間について、全体でみると「5分未満」が43.1%、「10～20分未満」が24.1%、「5～10分未満」が19.9%であった。

事業所からの移動時間について、各事業所の同一建物減算利用者の割合別にみると、同一建物減算利用者の割合が 0 割の場合は「10～20 分未満」が 34.2%で最多である一方、同一建物減算利用者の割合が 10 割の場合は「5 分未満」が 87.4%で最多であった。

図表 2-53 事業所からの移動時間 同一建物減算利用者の割合別

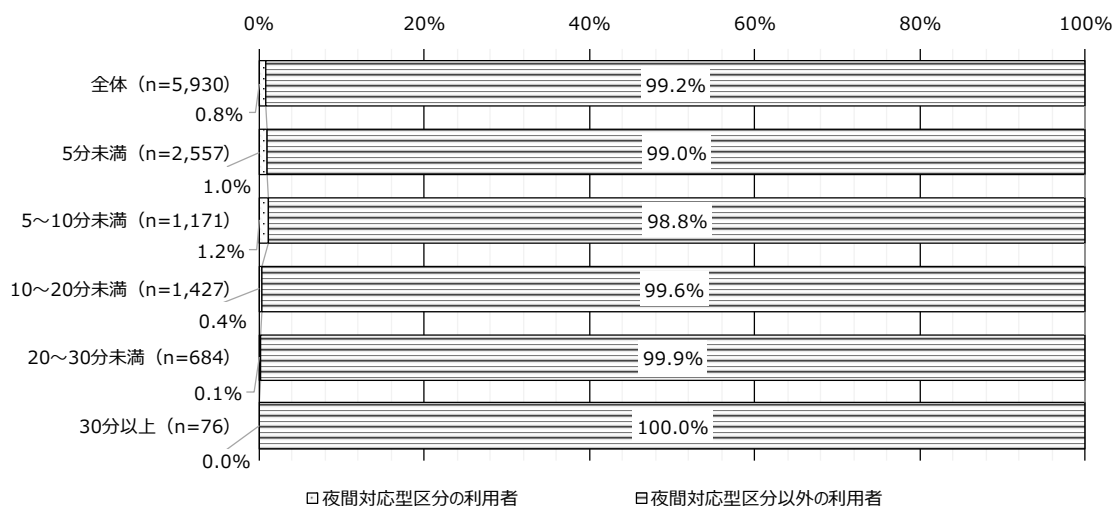


8) 利用区分 移動時間別

利用区分について、全体でみると「夜間対応型区分以外の利用者」が 99.2% であった。

利用区分について、事業所からの移動時間別にみると、いずれの回答区分においても全体の傾向と変わらなかった。

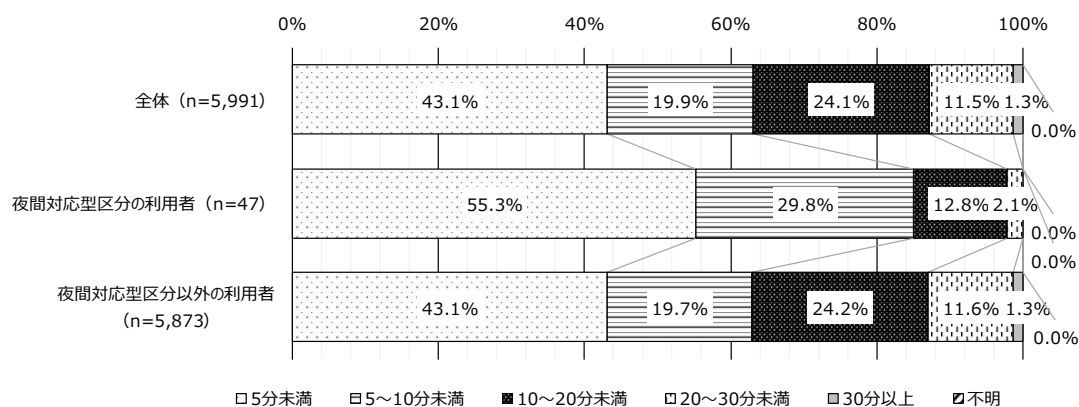
図表 2-54 利用区分 移動時間別



事業所からの移動時間について、全体でみると「5 分未満」が最多で 43.1%、次いで「10～20 分未満」が 24.1%であった。

事業所からの移動時間について、利用区分別にみると、夜間対応型区分の利用者の場合には、「5分未満」が55.3%と全体と比較して高かった。

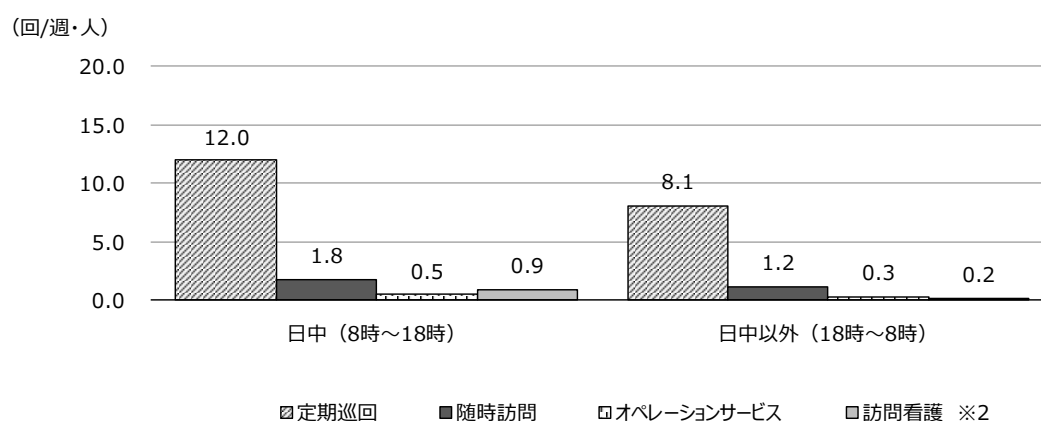
図表 2-55 事業所からの移動時間 利用区分別



9) サービス提供内容別提供回数

サービス提供回数について、日中は「定期巡回」が平均 12.0 回、「随時訪問」が平均 1.8 回、「訪問看護」が平均 0.5 回、オペレーションセンターサービスが平均 0.9 回、日中以外は「定期巡回」が平均 8.1 回、「随時訪問」が平均 1.2 回、オペレーションセンターサービスが平均 0.3 回、「訪問看護」が平均 0.2 回であった。

図表 2-56 サービス提供内容別提供回数

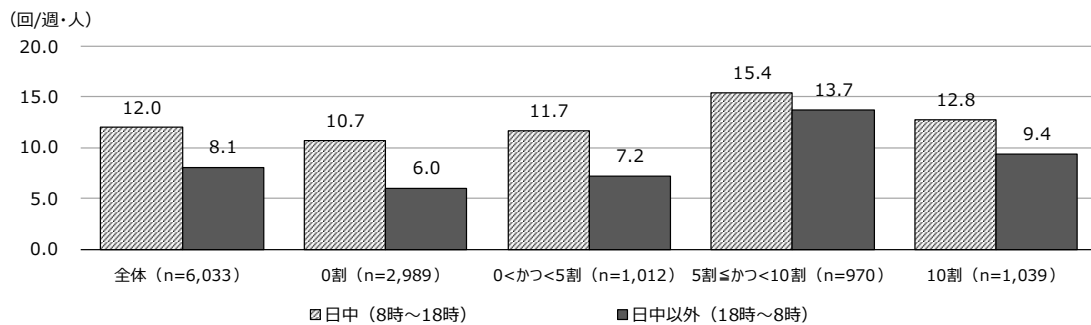


10) サービス提供回数 同一建物減算利用者の割合別

定期巡回のサービス提供回数について同一建物減算利用者の割合別にみると、全ての割合区分で日中の平均提供回数が日中以外の平均提供回数を上回っていた。

日中においては同一建物減算割合が 5 割 $\leq$ かつ<10 割の場合に定期巡回の提供回数が最多で平均 15.4 回、日中以外においても同一建物減算割合が 5 割 $\leq$ かつ<10 割の場合に最多で平均 13.7 回であった。

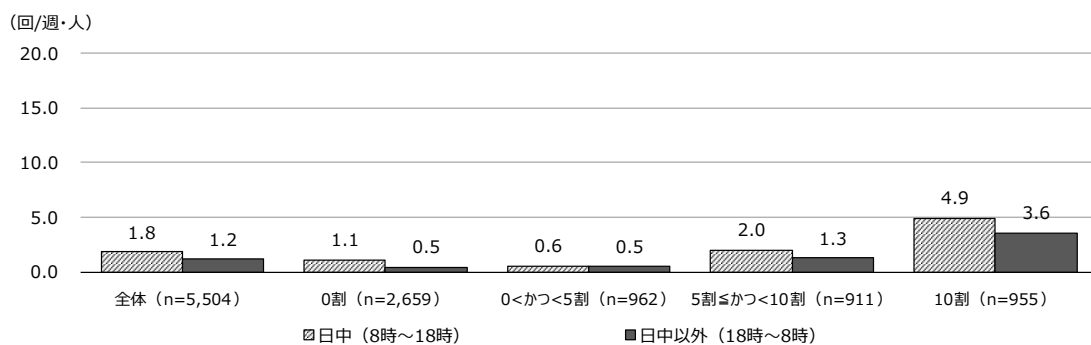
図表 2-57 サービス提供回数（定期巡回） 同一建物減算利用者の割合別



随時訪問のサービス提供回数について同一建物減算対象の利用者の割合別にみると、全ての回答区分で日中の平均提供回数が日中以外の平均提供回数を上回っていた。

日中においては同一建物減算割合が 10 割の場合に随時訪問の提供回数が最多で平均 4.9 回、日中以外においても同一建物減算割合が 10 割の場合に最多で平均 3.6 回であった。

図表 2-58 サービス提供回数（随時訪問） 同一建物減算利用者の割合別

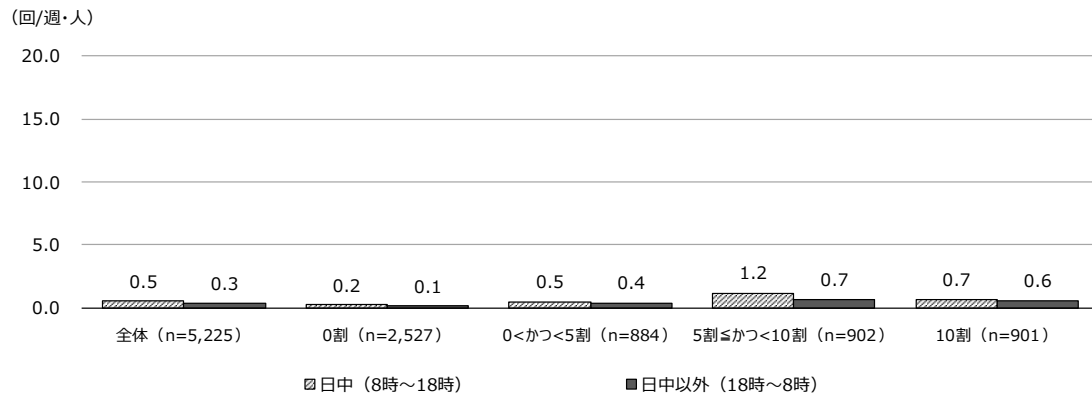


オペレーションセンターサービスのサービス提供回数について同一建物減算対象の利用者の割合別にみると、全ての回答区分で日中の平均提供回数が日中以外の平均提供回数を上回っていた。

日中においては同一建物減算割合が 5 割 $\leq$ かつ<10 割の場合にオペレーションセンターサービスの提供回数が最多で平均 1.2 回、日中以外においても同一建物減算割合が 5 割 $\leq$ かつ<10 割の場合に

最多で平均 0.7 回であった。

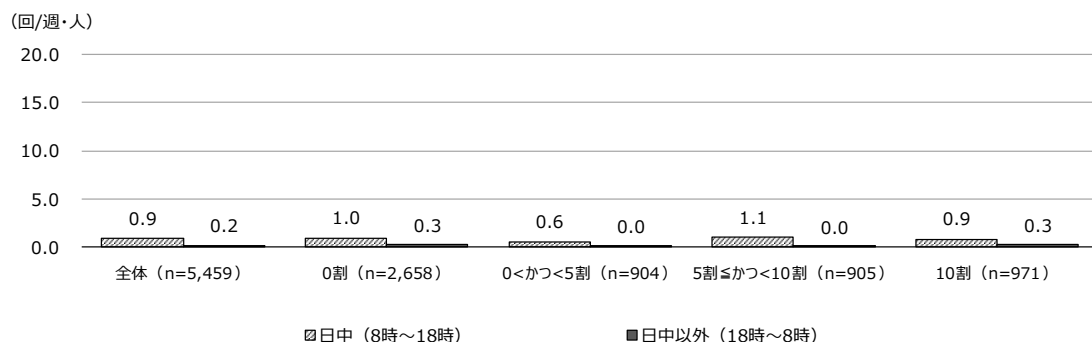
図表 2-59 サービス提供回数（オペレーションセンターサービス） 同一建物減算利用者の割合別



訪問看護のサービス提供回数について、同一建物減算利用者の割合別にみると、全ての回答区分で日中の平均提供回数が日中以外の平均提供回数をわずかに上回っていた。

日中においては同一建物減算割合が 5 割≤かつ<10 割の場合に訪問看護の提供回数が最多で平均 1.1 回、日中以外においては同一建物減算割合が 0 割、ならびに 10 割の場合に最多でそれぞれ平均 0.3 回であった。

図表 2-60 サービス提供回数（訪問看護） 同一建物減算利用者の割合別



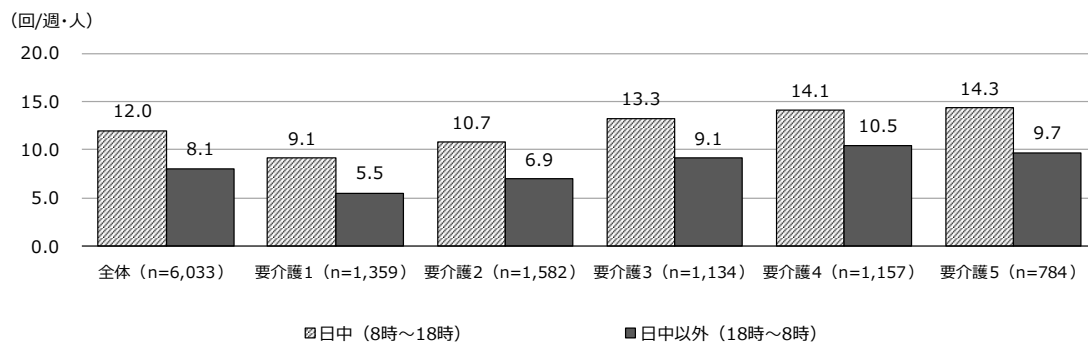
11) サービス提供回数 要介護度別

定期巡回のサービス提供回数について要介護度別にみると、全ての要介護度で日中の平均提供回数が日中以外の平均提供回数を上回っていた。

日中においては要介護度 5 の提供回数が最多で平均 14.3 回、日中以外においては要介護 4 の

提供回数が最多で平均 10.5 回であった。

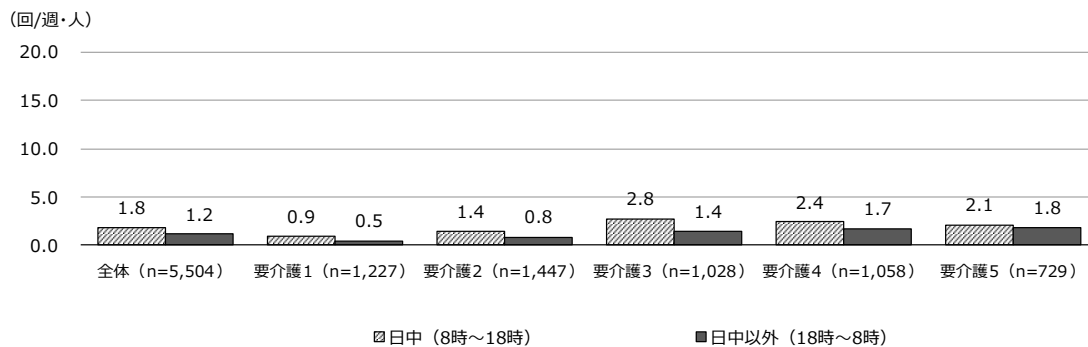
図表 2-61 サービス提供回数 要介護度別（定期巡回）



随時訪問のサービス提供回数について要介護度別にみると、全ての要介護度で日中の平均提供回数が日中以外の平均提供回数を上回っていた。

日中においては要介護度 3 の提供回数が最多で平均 2.8 回、日中以外においても要介護度 5 の提供回数が最多で平均 1.8 回であった。

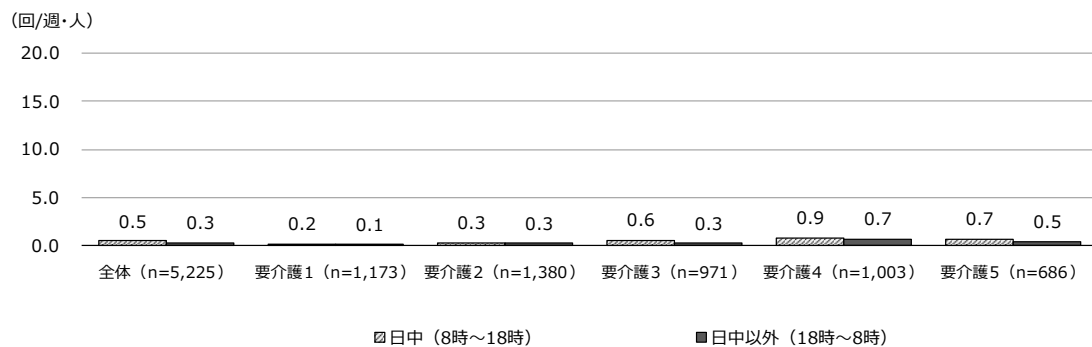
図表 2-62 サービス提供回数 要介護度別（随時訪問）



オペレーションセンターサービスのサービス提供回数について要介護度別にみると、全ての要介護度で日中の平均提供回数が日中以外の平均提供回数を上回っていた。

日中においては要介護度 4 の提供回数が最多で平均 0.9 回、日中以外においても要介護度 4 の提供回数が最多で平均 0.7 回であった。

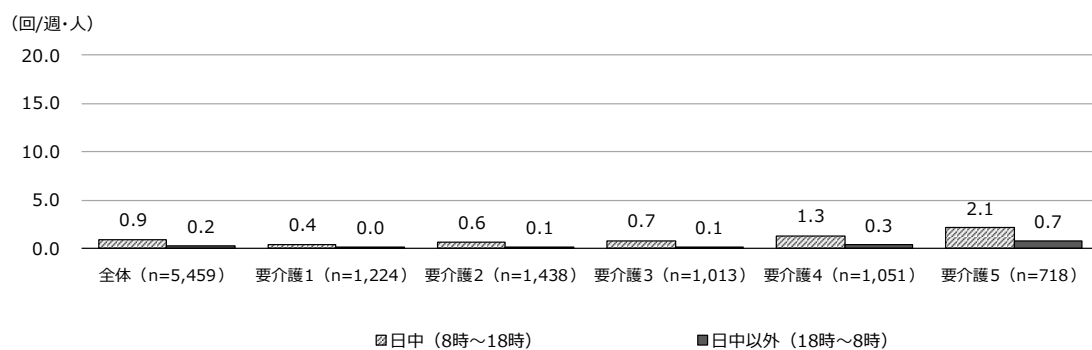
図表 2-63 サービス提供回数 要介護度別（オペレーションセンターサービス）



訪問看護のサービス提供回数について要介護度別にみると、全ての要介護度で日中の平均提供回数が日中以外の平均提供回数を上回っていた。

日中においては要介護度 5 の提供回数が最多で平均 2.1 回、日中以外においても要介護度 5 の提供回数が最多で平均 0.7 回であった）。

図表 2-64 サービス提供回数 要介護度別（訪問看護）

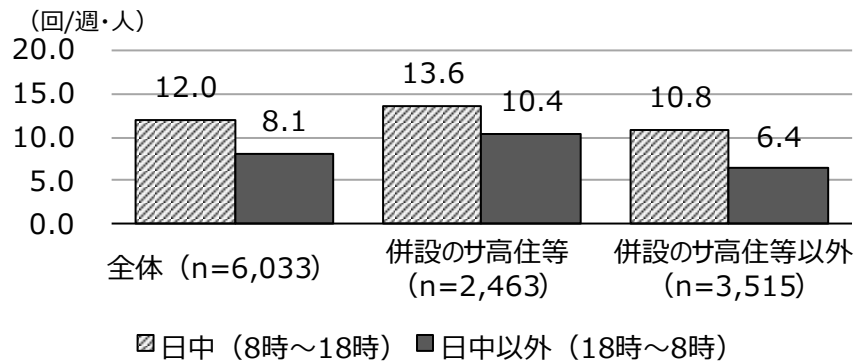


12) サービス提供回数 サ高住等居住状況別

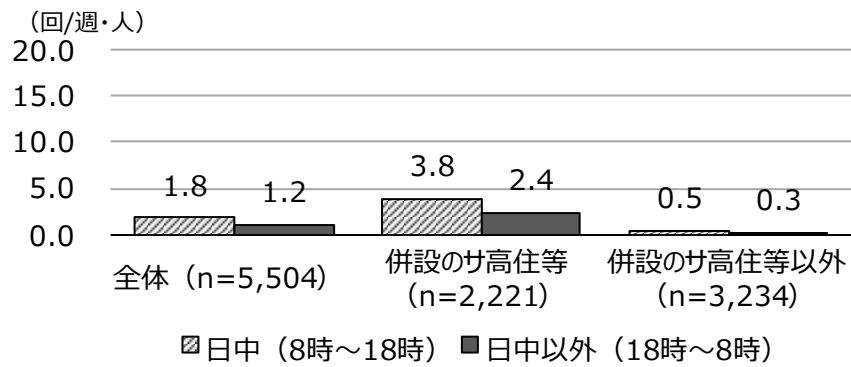
定期巡回、随時訪問、オペレーションセンターサービス、訪問看護のサービス提供回数について、サ高住等の居住状況別にみると、いずれの区分においても日中の平均提供回数が日中以外の平均提供回数を上回っていた。

定期巡回、随時訪問、オペレーションセンターサービスについて、日中・日中以外の双方の時間帯で、併設のサ高住等に居住の場合の提供回数が、併設のサ高住等以外に居住の場合の提供回数を上回っていた。

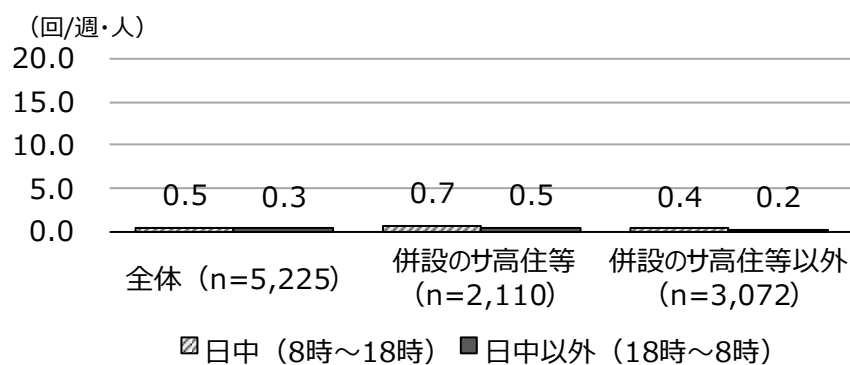
図表 2-65 サービス提供回数 サ高住等居住状況別（定期巡回）



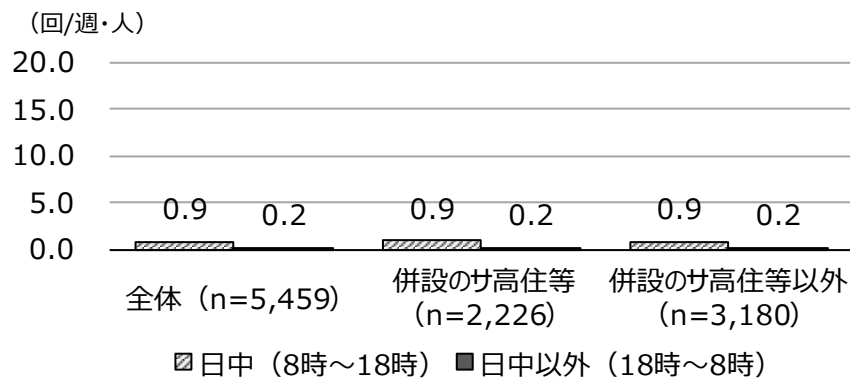
図表 2-66 サービス提供回数 サ高住等居住状況別（随時訪問）



図表 2-67 サービス提供回数 サ高住等居住状況別（オペレーションセンターサービス）



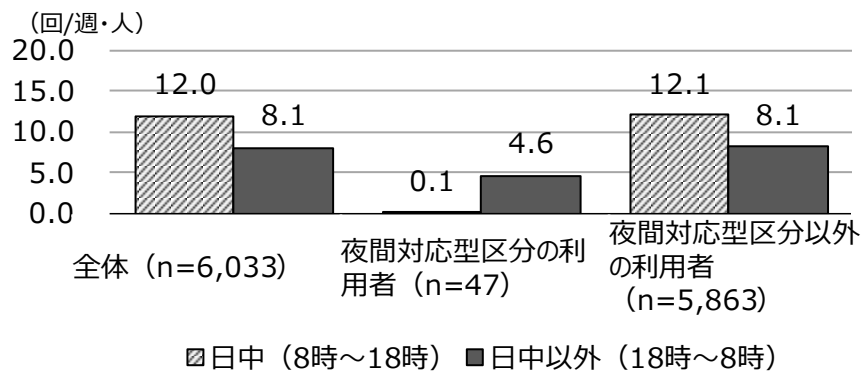
図表 2-68 サービス提供回数 サ高住等居住状況別（訪問看護）



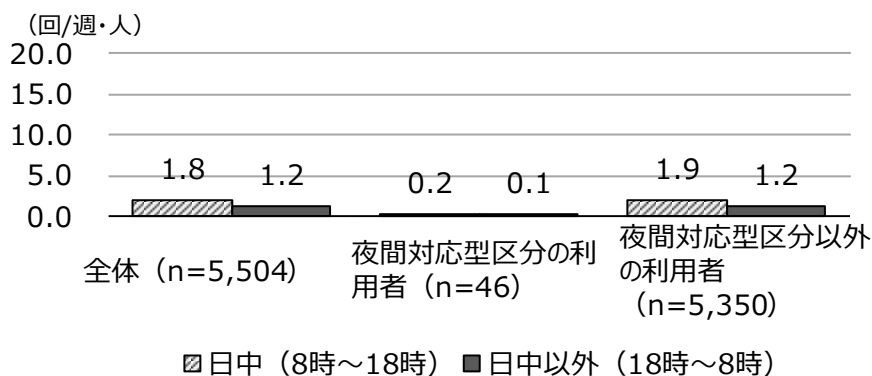
13) サービス提供回数 利用区分別

サービス提供回数について利用区分別にみると、夜間対応型区分の利用者の場合、定期巡回・オペレーションセンターサービスでは日中以外の平均提供回数が日中を上回った。一方で、随時訪問・訪問看護では、日中の平均提供回数が日中以外の平均提供回数を上回った。

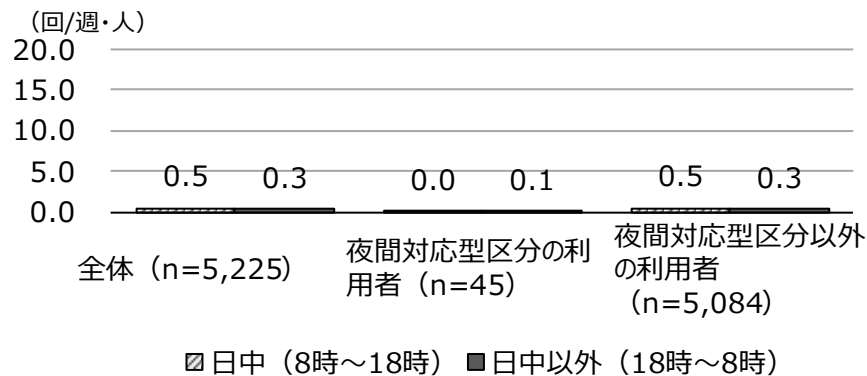
図表 2-69 サービス提供回数 利用区分別（定期巡回）



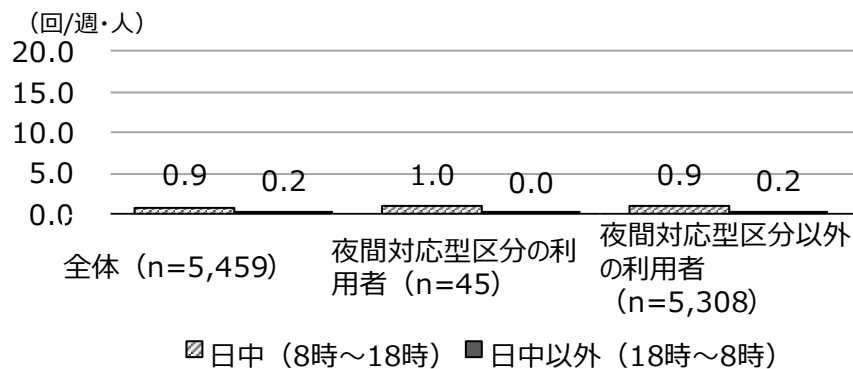
図表 2-70 サービス提供回数 利用区分別（随時訪問）



図表 2-71 サービス提供回数 利用区分別（オペレーションセンターサービス）



図表 2-72 サービス提供回数 利用区分別（訪問看護）

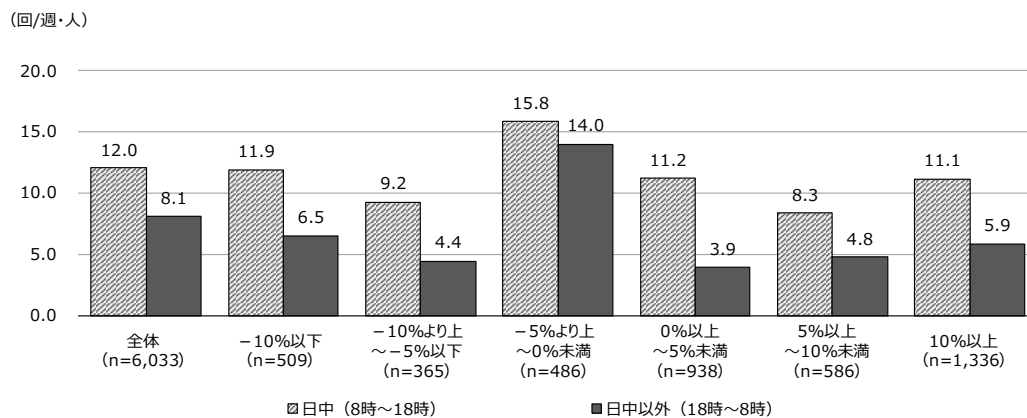


14) サービス提供回数 収支差率別

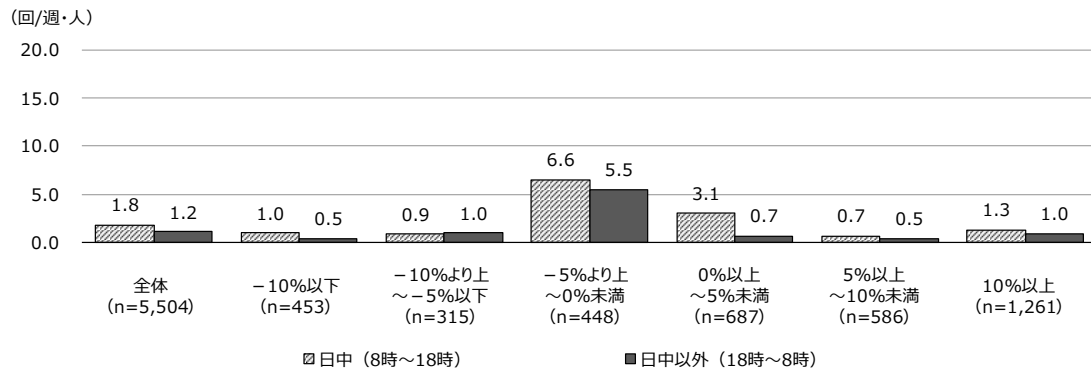
定期巡回のサービス提供回数について、事業所の収支差率別にみると、いずれの回答区分においても、日中の平均提供回数が日中以外の平均提供回数を上回っていた。

収支差率が「－5%より上～0%未満」の場合に、日中、日中以外いずれも提供回数が最多で、それぞれ平均 15.8 回、14.0 回であった。

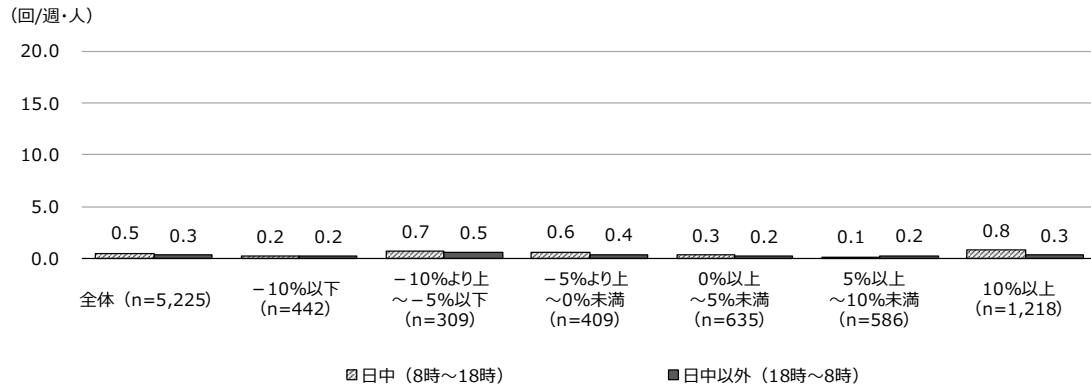
図表 2-73 利用開始時の要介護度（定期巡回）



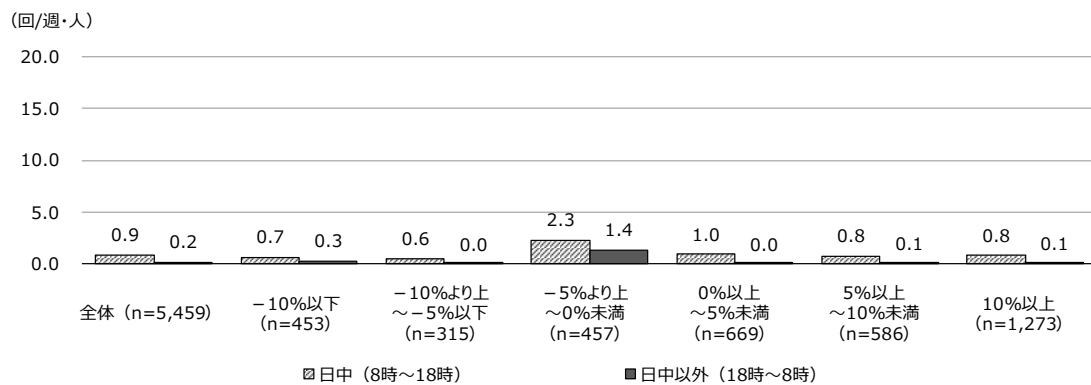
図表 2-74 利用開始時の要介護度（随時訪問）



図表 2-75 利用開始時の要介護度（オペレーションセンターサービス）



図表 2-76 利用開始時の要介護度（訪問看護）



(4) 定期巡回サービスと夜間訪問の統合によって考えられる影響【ヒアリング調査結果】

1) 事業所に想定される影響

何れの事業所においても夜間対応型区分の利用者が増えた場合の人材確保が課題として挙げられ

た。

図表 2-77 事業所に想定される影響

区分	具体的な内容
A 事業所	利用者が増えた場合、現在の職員数では対応が難しくなる可能性がある
B 事業所	定期巡回（夜間）の利用者数が増加した場合、夜勤人員を増やす必要があるが、報酬が少ないため対応が難しい。 利用者数が増加した場合、従来の定期巡回と定期巡回（夜間）を効率的に運用する必要がある。
C 事業所	利用者が増えた際の人員体制不安
D 事業所	近隣に夜間訪問事業所があるが、統合後はその利用者が定期巡回事業所に流れてくる可能性がある。どの程度いるか把握していない。既存の人員で対応できない場合、人員確保が課題になる

2) 利用者に想定される影響

利用者にとっての選択肢が広がるという意見の一方、人員体制の問題等から適切なサービス提供ができない可能性や、新しい制度の理解促進における課題が挙げられた。

図表 2-78 利用者に想定される影響

区分	具体的な内容
A 事業所	少ない人員体制のなかでは、緊急時の対応や希望通りの時間帯・回数でのサービス提供が難しい
B 事業所	利用者にとっては新たな選択肢として役立つと考えられる。
C 事業所	新しい制度を理解してもらえるかどうか混乱が生じる可能性
D 事業所	地域の定期巡回事業所で夜間訪問の利用者を受け入れられない場合、今の地域で暮らせずに施設入所されるかもしれない

3) 移行に必要な準備・期間（人材確保や経過措置等）

職員確保、利用者・ケアマネジャーへの周知のために一定期間の移行期間が必要との意見であった。

図表 2-79 移行に必要な準備・期間（人材確保や経過措置等）

区分	具体的な内容
A 事業所	職員確保のための期間が必要 本社や SNS を通じて採用活動を行っているが難航しているため、採用のノウハウに関するサポートが欲しい
B 事業所	地域連携やケアマネジャー会への参加を通じて周知を広めていく必要があると考えている

区分	具体的な内容
C 事業所	利用者様への説明の機会の確保として最短で 1 か月
D 事業所	仮に今の人員で対応できない場合は、新たに人材を採用する必要があり、そのためには最低でも 1 年は必要。とにかく採用が厳しいので、何かしらの支援がほしい 定期巡回の夜間対応型区分を知っているケアマネジャーがほとんどいない。周知に時間がかかるので、保険者などにも後押ししてほしい

4) 経営環境が厳しいなかで夜間訪問の利用者を受け入れることの課題や影響

人材確保に加えて、駐車場・ガソリン代等の経費が増加するなかでの適正収支の確保が課題とされていた。

図表 2-80 経営環境が厳しいなかで夜間訪問の利用者を受け入れることの課題や影響

区分	具体的な内容
A 事業所	地域的に定期巡回の利用者が少ない 現在夜間対応の職員が 1 名のため、利用者が増えたと対応が難しいというジレンマがある
B 事業所	夜間訪問の利用者を受け入れるための報酬が少なく、経費や人件費を考慮すると採算が取れない状況。特に駐車場の問題が課題であり、土日祝日や広島カープの試合開催時には駐車料金が倍増するため、経費がかさむとのこと。
C 事業所	ガソリン代の高騰が経費に影響を与えており、利用者が増えた場合の燃料管理が課題 介護報酬の上限がもう少し高くなることを望まれている
D 事業所	既存の人員で対応できる範疇（利用者数・サービス内容）であれば、売上 UPにつながるので進めていきたい 地域の他の定期巡回事業所は、夜間対応型区分についてあまり乗り気ではない様子。夜間対応型区分を行うことのメリットがわからないのではないか。とはいえ、当事業所も 1 名しかサービス提供していないので事例を示せない。利用者数が増えてきたらモデルケースを提示することができる。定期巡回事業所に対しても周知が必要

(5) (参考) 定期巡回サービス事業所の地域区分別・人口別事業所数

1) (参考) 定期巡回サービス事業所の事業所数【地域区分別・人口別】

定期巡回サービスの事業所数を地域区分別にみると、7 級以上の地域区分の場合には、1 自治体あたり 1 箇所以上の事業所があった。最多は 2 級地で 14.3 か所、次いで 1 級地が 3.2 か所であった。

定期巡回サービスの事業所数を自治体の総人口別にみると、100 万人未満が最多で 284 か所（11 自治体）、次いで 5 万人以上 10 万人未満が 174 か所（128 自治体）であった。

図表 2-81 地域区分別事業所数

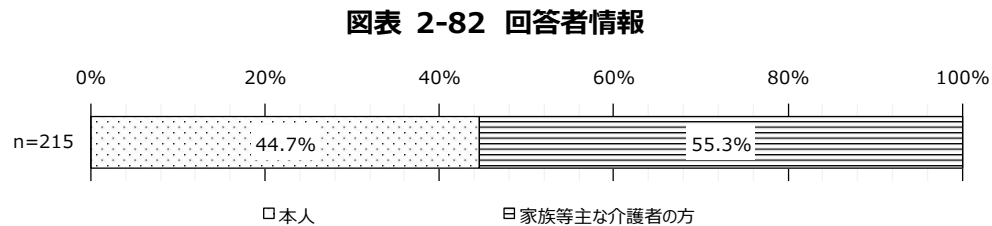
	事業所数/ 1 自治体あたり	事業所数	自治体数
総数	0.74	1,289	1,741
1 級地	3.17	73	23
2 級地	14.29	100	7
3 級地	2.62	76	29
4 級地	2.70	62	23
5 級地	2.63	155	59
6 級地	1.25	165	132
7 級地	1.31	213	163
それ以外	0.34	445	1,305

2. 定期巡回サービス利用者調査

(1) 回答者情報

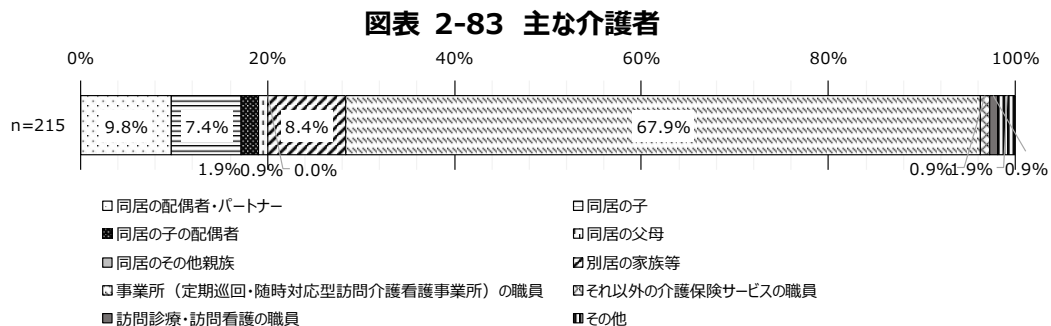
1) 回答者情報

本アンケートの回答者は、「本人」が 44.7%、「家族等主な介護者の方」が 55.3%であった。



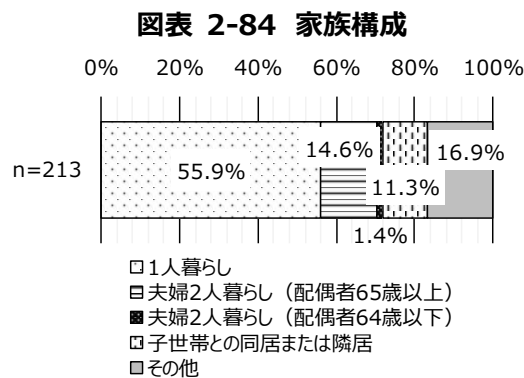
2) 主な介護者

サービス利用者本人の主な介護者は「事業所（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所）の職員」が 67.9%と最多であり、次いで「同居の配偶者・パートナー」が 9.8%、「別居の家族等」が 8.4%であった。



3) 家族構成

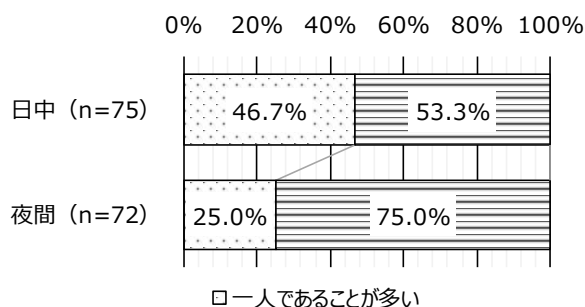
サービス利用者本人の家族構成は「1 人暮らし」が 55.9%と半数以上を占め、次いで「その他」が 16.9%、「夫婦 2 人暮らし（配偶者 65 歳以上）」が 14.6%、「子世帯との同居または隣居」が 11.3%であった。



4) 日中・夜間の状況

サービス利用者本人が一人で生活する割合は、夜間 25.0%に対し、日中は 46.7%と高い状況であった。

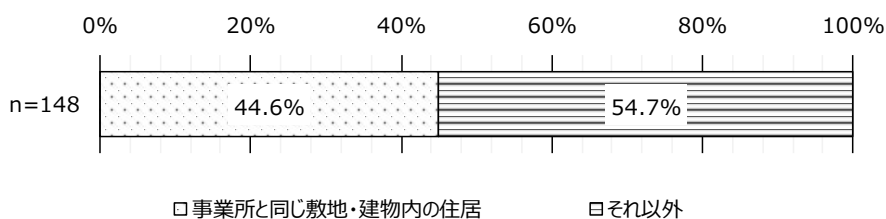
図表 2-85 日中・夜間の状況



5) 現在の住まい

本アンケートの回答者の居住形態について、「事業所と同じ敷地・建物内の住居」が 44.6%、「それ以外」が 54.7%であった。

図表 2-86 居住形態

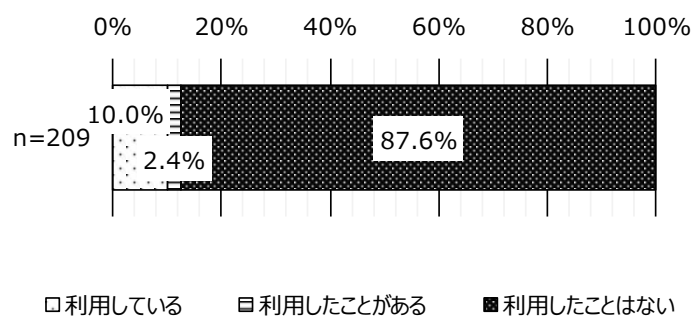


(2) 利用中のサービス

1) 夜間対応型区分の利用状況

夜間対応型区分の利用状況について、「利用したことはない」が最多の 183 人（87.6%）、次いで「利用している」が 21 人（10.0%）、「利用したことがある」が 5 人（2.4%）であった。

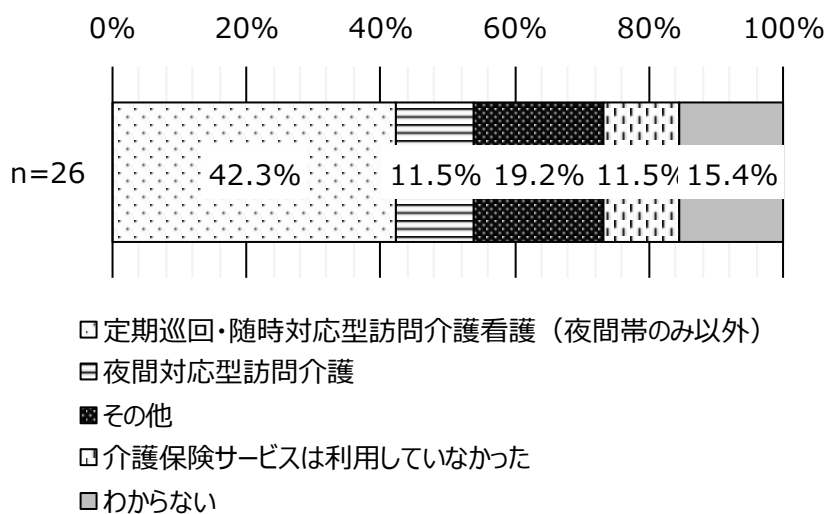
図表 2-87 日中・夜間の状況



2) 夜間対応型区分利用前のサービス

夜間対応型区分利用者の当該利用前のサービス利用状況について、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護（夜間帯のみ以外）」が 11 人(42.3%)、次いで「その他（介護保険サービス）」が 5 人（19.2%）、「わからない」が 4 人（15.4%）、「夜間対応型訪問介護」と「介護保険サービスは利用していなかった」がそれぞれ 3 人（11.5%）であった。

図表 2-88 日中・夜間の状況



3) 夜間対応型区分を利用することになった理由やメリット（定期巡回サービスⅠ・Ⅱからの移行）

夜間対応型区分を利用することになった理由やメリットについて、定期巡回Ⅰ・Ⅱからの移行では「ケアマネジャーに勧められたため」が最多の 7 人、次いで「必要になったら区分変更で日中利用もすぐに相談できるので夜間帯のみに変更しても安心できるため」が 3 人であった。

図表 2-89 利用することになった理由やメリット（定期巡回サービスⅠ・Ⅱからの移行）

ケアマネジャーに勧められたため	7 人
必要になったら区分変更で日中の利用もすぐに相談できるので夜間帯のみに変更しても安心できるため	3 人
家族に勧められたため	2 人
他サービスとの併用をするため	2 人
日中のサービスは必要ないため	0 人
経済的な理由のため（夜間帯のみの方が費用が安くなる）	0 人
その他	1 人

4) 夜間対応型区分を利用することになった理由やメリット（夜間訪問からの移行）

一方で夜間訪問からの移行では「必要になったら区分変更で日中利用もすぐに相談できるので安心できるため」が最多の 6 人、次いで「今の事業所の方がより地域との関わりや、地域のサービス利用の提案をしてくれるため」が 3 人であった。

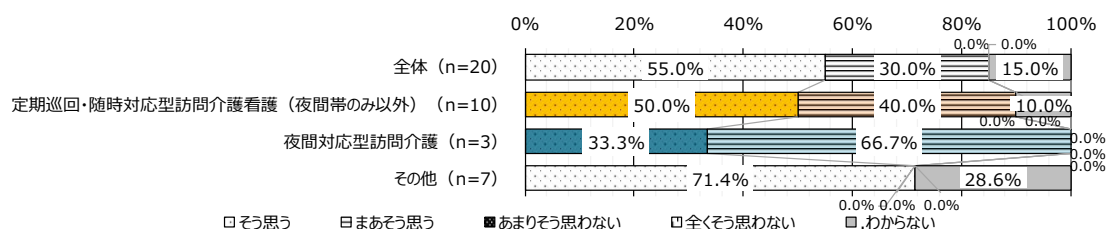
図表 2-90 利用することになった理由やメリット（夜間訪問からの移行）

必要になったら区分変更で日中の利用もすぐに相談できるので安心できるため	6 人
今の事業所の方がより地域との関わりや、地域のサービス利用の提案をしてくれるため	3 人
今の事業所で夜間帯のみのサービス提供が可能になることを知ったため	2 人
利用していた夜間対応型訪問介護のサービス提供が終了したため	0 人
その他	2 人

5) 夜間対応型区分のサービスを利用する前に利用していたサービスとの比較（利用前サービス別）

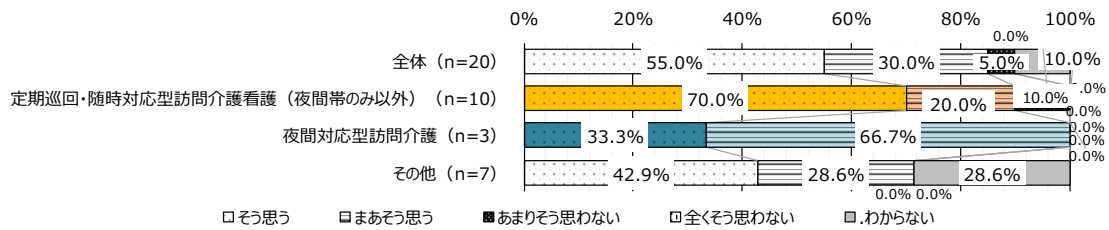
「必要になったら区分変更で日中の利用もすぐに相談できるので安心」について、「そう思う/まあそう思う」と回答した方の割合は「定期巡回・随時対応型訪問介護看護（夜間帯のみ以外）」からの移行で 90.0%、「夜間対応型訪問介護」からの移行で 100.0%であった。

図表 2-91 必要になったら区分変更で日中の利用もすぐに相談できるので安心



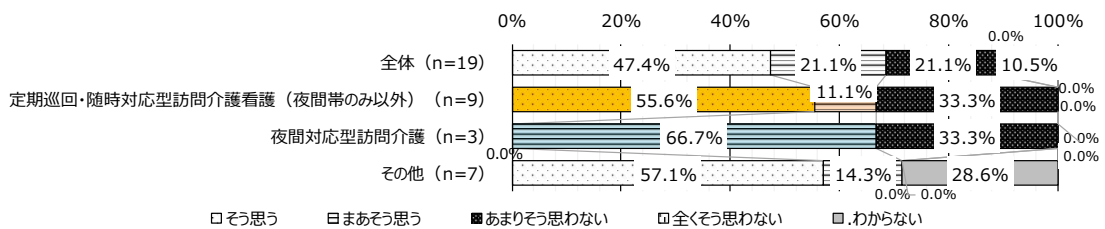
「必要な時に必要なサービス提供だけしてもらえるので経済的負担が小さい」について、「そう思う/まあそう思う」と回答した方の割合は「定期巡回・随時対応型訪問介護看護（夜間帯のみ以外）」からの移行で 90.0%、「夜間対応型訪問介護」からの移行で 100.0%であった。

図表 2-92 必要な時に必要なサービス提供だけしてもらえるので経済的負担が小さい



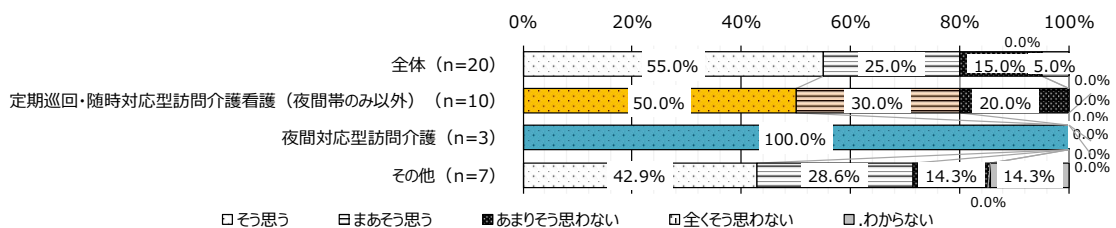
「他サービスとの併用がしやすい」について、「そう思う/まあそう思う」と回答した方の割合は「定期巡回・随時対応型訪問介護看護（夜間帯のみ以外）」からの移行で 66.7%、「夜間対応型訪問介護」からの移行で 66.7%であった。

図表 2-93 他サービスとの併用がしやすい



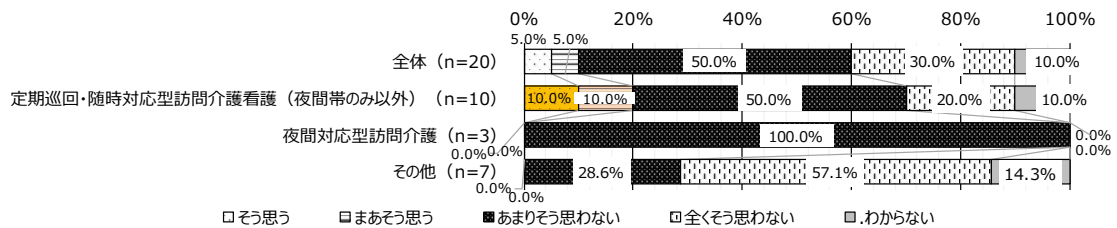
「馴染みの職員が引き続き担当してくれているので安心」について、「そう思う/まあそう思う」と回答した方の割合は「定期巡回・随時対応型訪問介護看護（夜間帯のみ以外）」からの移行で 80.0%、「夜間対応型訪問介護」からの移行で 100.0%であった。

図表 2-94 馴染みの職員が引き続き担当してくれているので安心



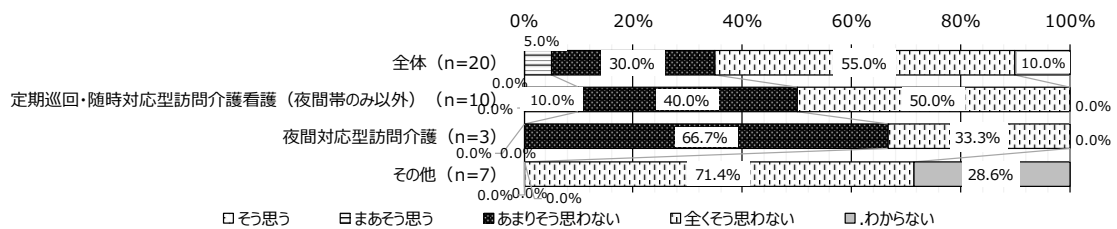
「以前よりもサービス内容の相談をしにくくなった」について、「そう思う/まあそう思う」と回答した方の割合は「定期巡回・随時対応型訪問介護看護（夜間帯のみ以外）」からの移行で 10.0%、「夜間対応型訪問介護」からの移行で 0.0%であった。

図表 2-95 以前よりもサービス内容の相談をしにくくなった



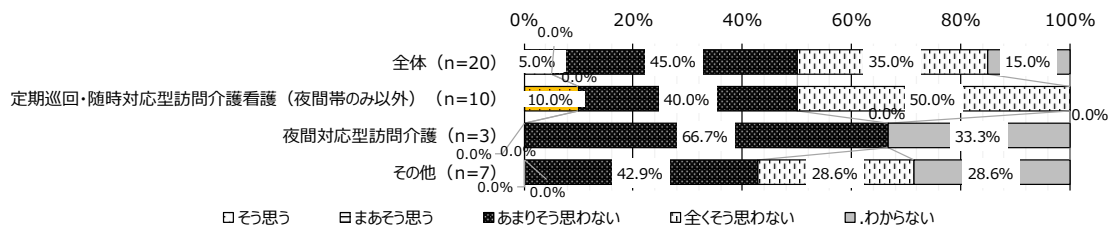
「訪問介護員を呼んだが、サービス提供を受けられなかったことがある」について、「そう思う/まあそう思う」と回答した方の割合は「定期巡回・随時対応型訪問介護看護（夜間帯のみ以外）」からの移行で 10.0%、「夜間対応型訪問介護」からの移行で 0.0%であった。

図表 2-96 訪問介護員を呼んだが、サービス提供を受けられなかったことがある



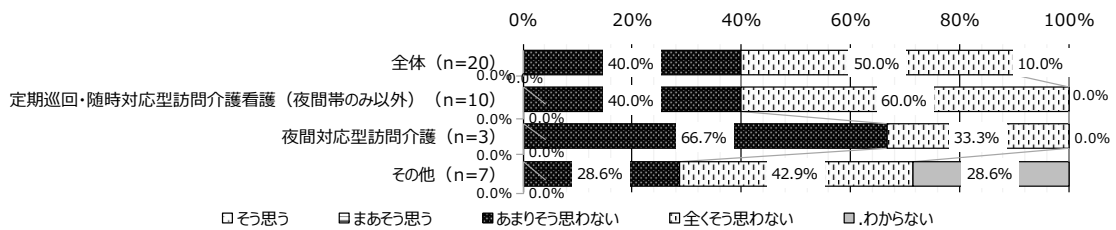
「訪問介護員を呼んだが、サービス提供を受けるまでに、普段より時間がかかったことがある」について、「そう思う/まあそう思う」と回答した方の割合は「定期巡回・随時対応型訪問介護看護（夜間帯のみ以外）」からの移行で 10.0%、「夜間対応型訪問介護」からの移行で 0.0%であった。

図表 2-97 訪問介護員を呼んだが、サービス提供を受けるまでに、普段より時間がかかったことがある



「日中に緊急時の通報ができなくなって、必要な時にサービスを受けられなかったことがある」について、「そう思う/まあそう思う」と回答した方の割合は「定期巡回・随時対応型訪問介護看護（夜間帯のみ以外）」および「夜間対応型訪問介護」からの移行いずれも 0.0%であった。

図表 2-98 日中に緊急時の通報ができなくなって、必要な時にサービスを受けられなかったことがある

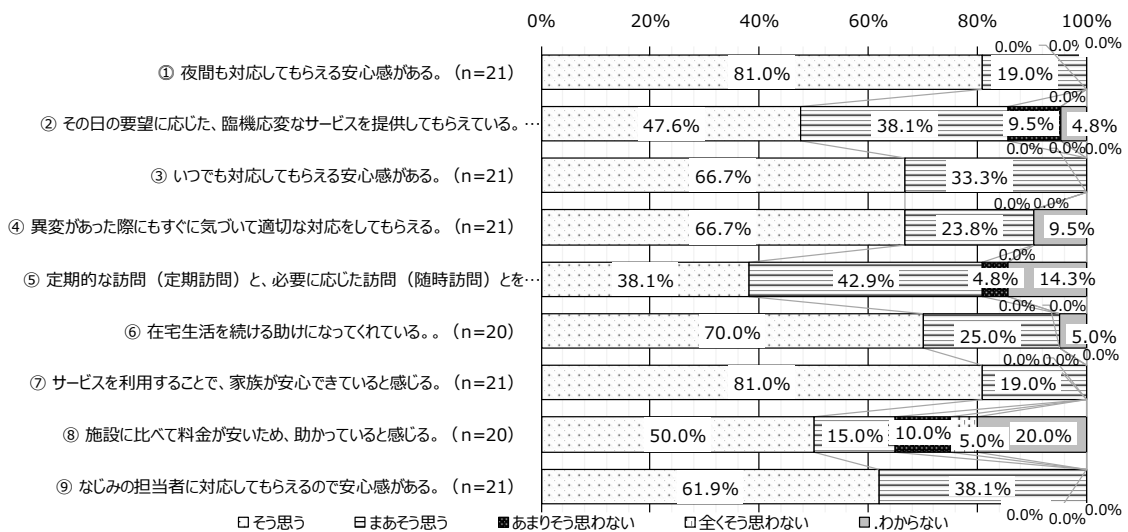


(3) 利用中のサービスの印象

1) 利用中のサービスの印象

利用中のサービスの印象について、「夜間も対応してもらえる安心感がある」、「いつでも対応してもらえる安心感がある」、「なじみの担当者に対応してもらえるので安心感がある」に対し、100%が「そう思う」または「まあそう思う」と回答した。

図表 2-99 利用中のサービスの印象



3. 夜間訪問事業所調査

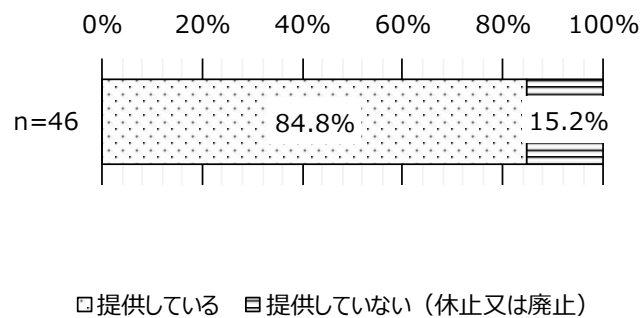
(1) 事業所の基礎情報

1) サービス提供状況、休止・廃止の理由

夜間訪問サービスの提供状況について、「提供している」と回答した事業所は 38 か所（84.8%）であった。

サービスを「提供していない（休止又は廃止）」と回答した事業所 7 か所が休止又は廃止した理由について、「併設等の定期巡回にてサービス提供することになった」が 3 か所、次いで「利用者の確保が困難であったため」が 2 か所、「収支が安定しなかったため」と「同一法人や併設など他のサービスへ注力するため」がそれぞれ 1 か所であった。

図表 2-100 サービス提供状況



図表 2-101 休止・廃止の理由

理由	回答者数
併設等の定期巡回にてサービス提供することになったため	3 か所
利用者の確保が困難であったため	2 か所
収支が安定しなかったため	1 か所
同一法人や併設など他のサービスへ注力するため	1 か所
人員の確保が困難であったため	0 か所
その他	1 か所

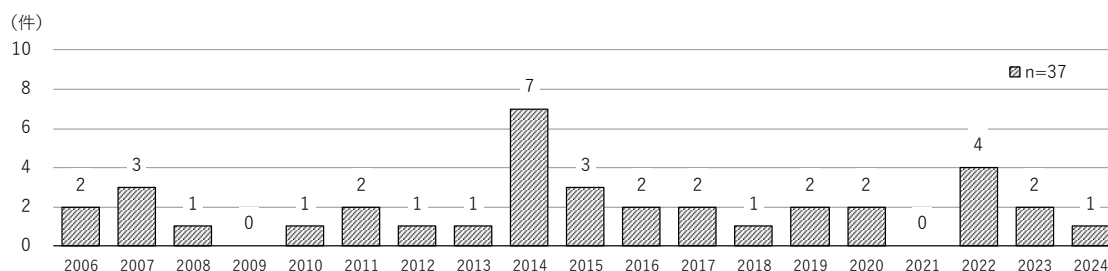
その他内容

定期巡回随時対応型訪問介護看護で代替が可能。また、ニーズも定期巡回随時対応型訪問介護看護の方が被介護保険者に求められている。

2) 事業開始年度

事業開始年度について、2014 年度が最多で 7 か所であり、次いで 2022 年が 4 か所、2007 年度と 2015 年度がそれぞれ 3 か所であった。

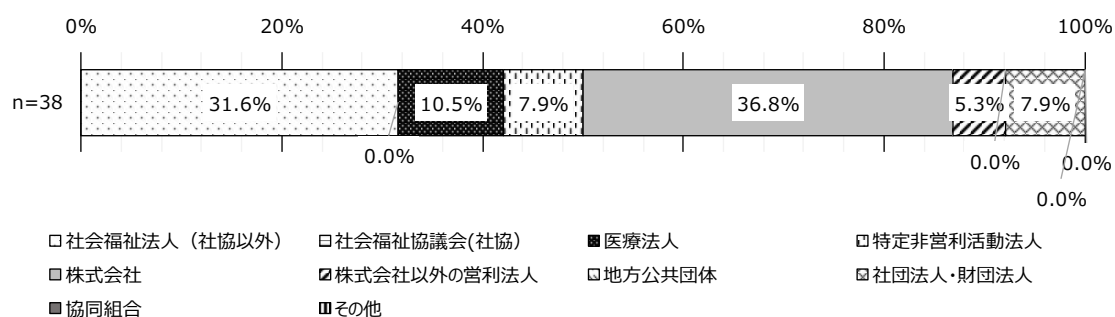
図表 2-102 事業開始年度



3) 法人種別

法人種別について、「株式会社」が最多で 36.8%、次いで「社会福祉法人（社協以外）」が 31.6%、「医療法人」が 10.5%、「特定非営利活動法人」と「社団法人・財団法人」がそれぞれ 7.9%であった。

図表 2-103 法人種別



4) 併設・同一敷地内・隣接サービス

併設、同一敷地内又は隣接する敷地において提供されているサービスについては、同一法人による「訪問看護（介護保険）」が 89.5%で最多、次いで、同一法人による「養護老人ホーム」が 76.3%、同一法人・関連法人以外の法人による「訪問介護」が 55.3%であった。

図表 2-104 併設・同一敷地内・隣接サービス

サービス	同一法人	関連法人	左記以外の法人
提供しているサービスはない	2.6%	47.4%	31.6%

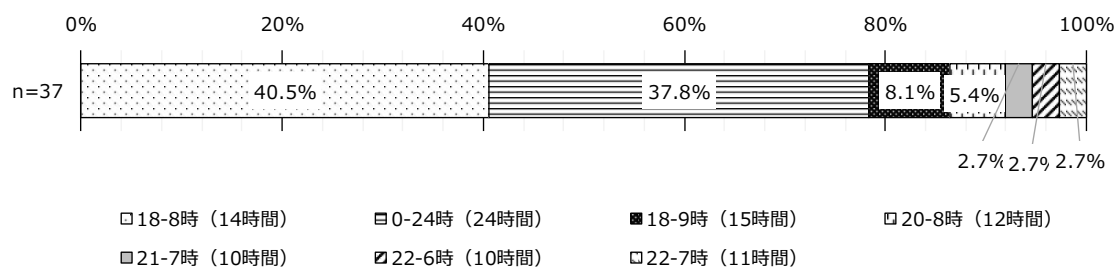
サービス	同一法人	関連法人	左記以外の法人
訪問介護	7.9%	2.6%	55.3%
訪問入浴介護	2.6%	15.8%	5.3%
訪問看護（介護保険）	89.5%	5.3%	2.6%
訪問リハビリテーション	2.6%	5.3%	2.6%
通所介護	2.6%	15.8%	2.6%
通所リハビリテーション	7.9%	2.6%	2.6%
短期入所生活介護	2.6%	2.6%	18.4%
短期入所療養介護	2.6%	2.6%	2.6%
特定施設入居者生活介護	44.7%	2.6%	2.6%
福祉用具貸与・販売	2.6%	2.6%	18.4%
定期巡回サービス	7.9%	7.9%	2.6%
夜間対応型訪問介護（自事業所を除く）	2.6%	2.6%	2.6%
地域密着型通所介護	2.6%	2.6%	10.5%
認知症対応型通所介護	2.6%	7.9%	2.6%
小規模多機能型居宅介護	36.8%	36.8%	2.6%
認知症対応型共同生活介護	5.3%	5.3%	2.6%
地域密着型特定施設入居者生活介護	2.6%	2.6%	21.1%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	10.5%	10.5%	2.6%
看護小規模多機能型居宅介護	2.6%	2.6%	2.6%
介護老人福祉施設	2.6%	2.6%	10.5%
介護老人保健施設	23.7%	23.7%	2.6%
介護療養型医療施設	2.6%	2.6%	2.6%
病院（歯科を除く）	2.6%	2.6%	2.6%
病院（歯科）	5.3%	5.3%	2.6%
診療所（歯科を除く）	2.6%	2.6%	5.3%
診療所（歯科）	2.6%	2.6%	5.3%
薬局（院外）	2.6%	2.6%	2.6%
訪問看護（医療保険）	5.3%	5.3%	2.6%
居宅介護支援	5.3%	5.3%	2.6%
都道府県栄養士会が運営する栄養ケア・ステーション	15.8%	2.6%	2.6%
サービス付き高齢者向け住宅	2.6%	2.6%	2.6%
有料老人ホーム（サ高住は除く）	2.6%	5.3%	2.6%
養護老人ホーム	76.3%	2.6%	2.6%

サービス	同一法人	関連法人	左記以外の法人
軽費老人ホーム（ケアハウス、A、B）	2.6%	7.9%	7.9%
集合住宅（サ高住～軽費ホーム除く）	2.6%	2.6%	2.6%
地域包括支援センター	7.9%	2.6%	2.6%
総合事業（訪問 A）	5.3%	5.3%	2.6%
総合事業（訪問 C）	2.6%	2.6%	2.6%
総合事業（訪問 D）	10.5%	5.3%	2.6%
総合事業（通所 A）	2.6%	5.3%	2.6%
総合事業（通所 C）	2.6%	28.9%	2.6%
総合事業（その他の生活支援サービス）	21.1%	2.6%	2.6%

5) 営業時間

営業時間について、「18－8時（14 時間）」が 40.5%と最多、次いで「0-24 時（24 時間）」が 37.8%、「18－9 時（15 時間）」が 8.1%であった。

図表 2-105 営業時間



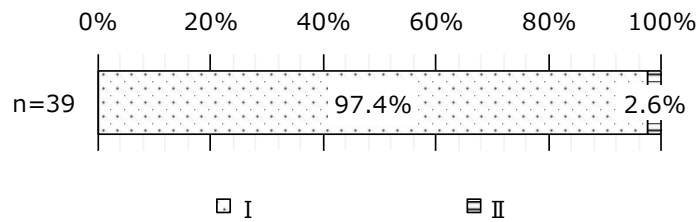
6) 基本報酬区分、24 時間通報対応加算の取得状況、同じサービス提供実施圏域の定期巡回サービス、24 時間対応の訪問介護事業所数

基本報酬の区分について、「夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）」が 97.4%、「夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）」が 2.6%であった。

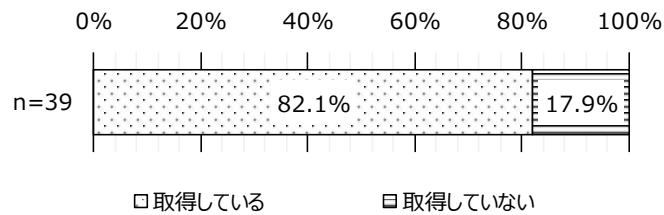
24 時間通報対応加算の取得状況について、「取得している」が 82.1%、「取得していない」が 17.9%であった。

同一圏内の事業所数について、定期巡回サービス事業所では平均 2.44（標準偏差 4.79）、24 時間対応訪問介護事業所では平均 1.74（標準偏差 3.68）であった。

図表 2-106 基本報酬区分



図表 2-107 24 時間通報対応加算の取得状況



図表 2-108 24 時間対応の訪問介護事業所数

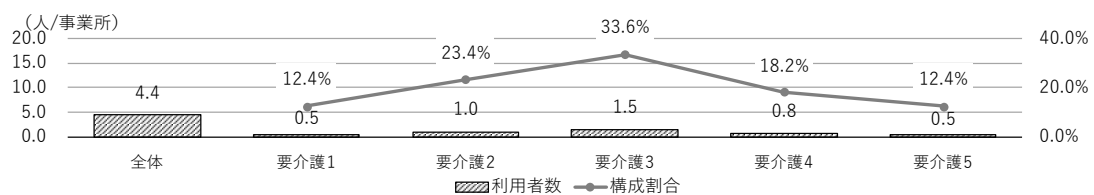
	有効回答数	平均値	標準偏差	最小値	最大値	中央値
定期巡回サービス事業所	39	2.44	4.79	0	29	1.00
24 時間対応訪問介護事業所	39	1.74	3.68	0	17	0.50

7) 要介護度別の利用者数 同一建物等への居住の有無別

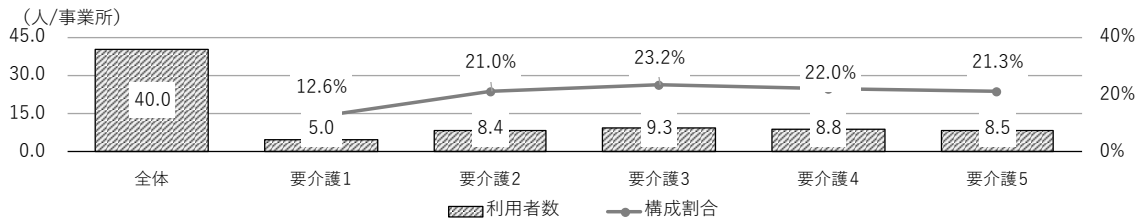
1 事業所あたりの利用者数は、同一建物等に居住する利用者の場合は「要介護 3」が 1.5 人と最多、次いで「要介護 2」が 1.0 人、同一建物等以外に居住する利用者の場合は「要介護 3」が 9.3 人と最多、次いで「要介護 4」が 8.8 人であった。

また、要介護度別の利用者の構成割合をみると、同一建物等に居住する利用者の場合は要介護 1・5 の利用者の割合が少ない一方で、同一建物等以外に居住する利用者の場合は、要介護 2 から要介護 5 までの利用者がほぼ均等であった。

図表 2-109 同一建物等に居住する利用者



図表 2-110 同一建物等以外に居住する利用者



8) 令和6年4月1日以降に定期巡回サービスの夜間対応型区分（Ⅲ）に移行した利用者の人数

定期巡回夜間区分に移行した人数について、事業所と併設、同一敷地内又は隣接する敷地にある定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の夜間対応型区分（Ⅲ）へ移行した人数は平均で1.00人（標準偏差0.89）であった。

一方で、それ以外の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の夜間対応型区分（Ⅲ）へ移行した人数は平均で0.80人（標準偏差0.98）であった。

図表 2-111 令和6年4月1日以降に定期巡回サービスの夜間対応型区分（Ⅲ）に移行した利用者の人数

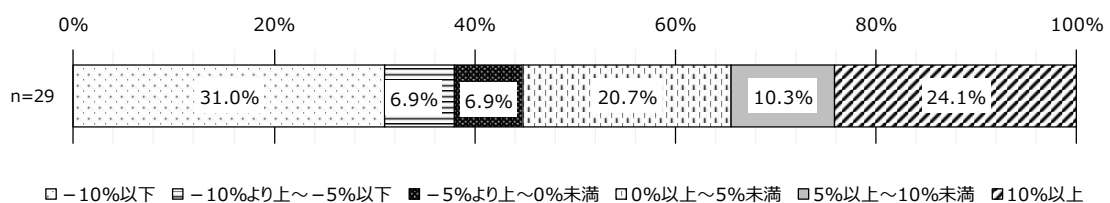
	有効回答数	平均値	標準偏差	最小値	最大値	中央値
定期巡回夜間区分に移行した人数 （併設等に移行）	5	1.00	0.89	0	2	1.00
定期巡回夜間区分に移行した人数 （その他の定期巡回に移行）	5	0.80	0.98	0	2	0.00

9) 収支差率、介護保険収入の前年度同月比

令和5年度の事業所の収支差率について、「-10%以下」が31.0%で最多、次いで「10%以上」が24.1%、「0%以上～5%未満」が20.7%であった。収支差率が0%以上の事業所は全体の55.2%であり、0%未満の事業所は全体の44.8%であった。

介護保険収入の前年同月比は平均で109.64%（標準偏差59.13）であった。

図表 2-112 収支差率



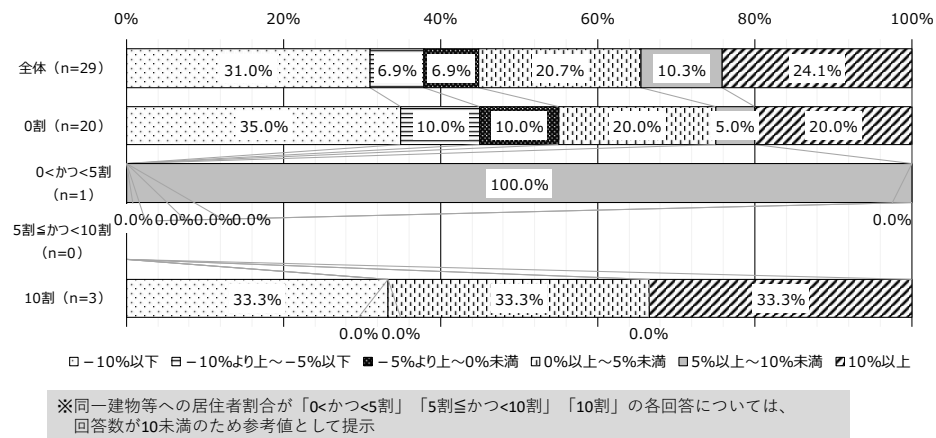
図表 2-113 介護保険収入の前年度同月比

有効回答数	平均値	標準偏差	最小値	最大値	中央値
27	109.64	59.13	1.06	385	100

10) 収支差率 同一建物等への居住の有無別

令和5年度の事業所の収支差率について、同一建物等への居住の有無別にみると、同一建物等への居住割合が0割の事業所は全体の7割を占めていた。全体の傾向と収支差率を比較すると、「-10%以下」が35.0%とわずかに高く、「10%以上」が20.0%とわずかに低かった。

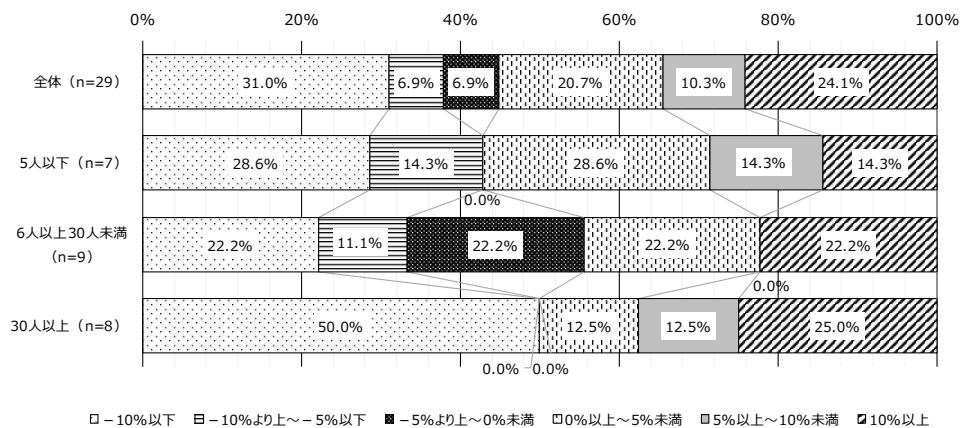
図表 2-114 収支差率 同一建物等への居住の有無別



11) 収支差率 利用者数別

令和5年度の事業所の収支差率について、利用者数区分別にみると、利用者数が6人以上30人未満の場合、「-10%以下」、「-10%より上～-5%未満」、「-5%より上～0%未満」の合計が55.6%と最多であった。

図表 2-115 収支差率 利用者数別

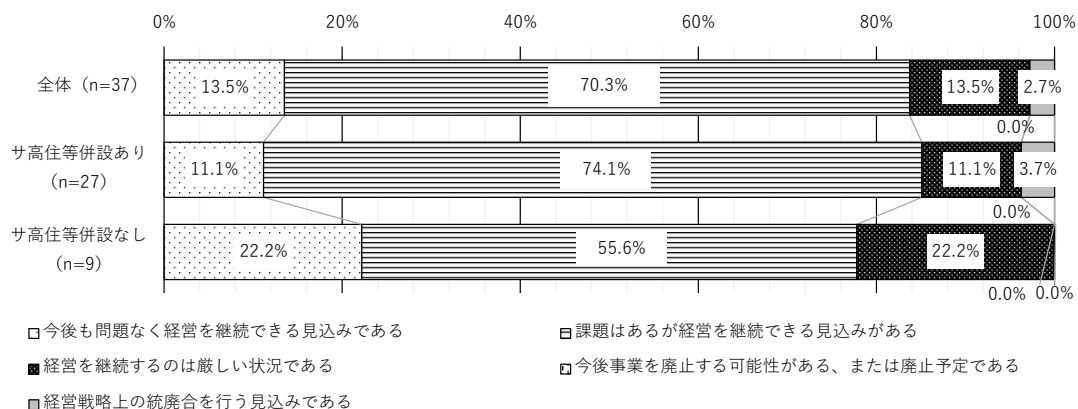


12) 今後の経営見通し サ高住等併設別

今後の経営見通しについて、全体でみると「課題はあるが経営を継続できる見込みがある」が最多の70.3%であったが、「経営を継続するのは厳しい状況である」も13.5%であった。

サ高住等併設有無での大きな傾向の違いは見られなかった。

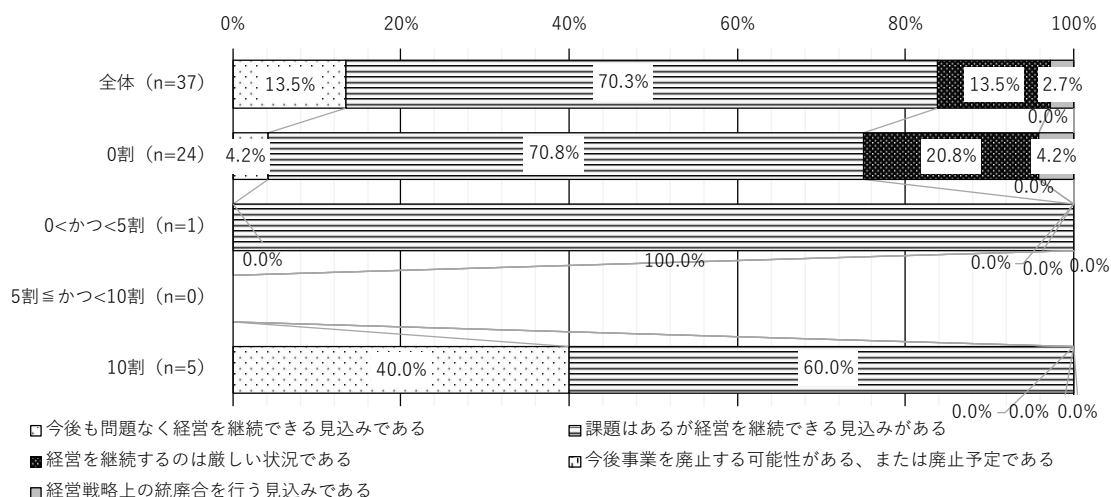
図表 2-116 今後の経営見通し サ高住等併設別



13) 今後の経営見通し 同一建物等への居住の有無別

今後の経営見通しについて、同一建物減算利用者割合別にみると、同一建物減算利用者割合が0割の場合は「経営を維持するのは厳しい状況である」が20.8%と全体の回答を上回った。

図表 2-117 今後の経営見通し 同一建物等への居住の有無別

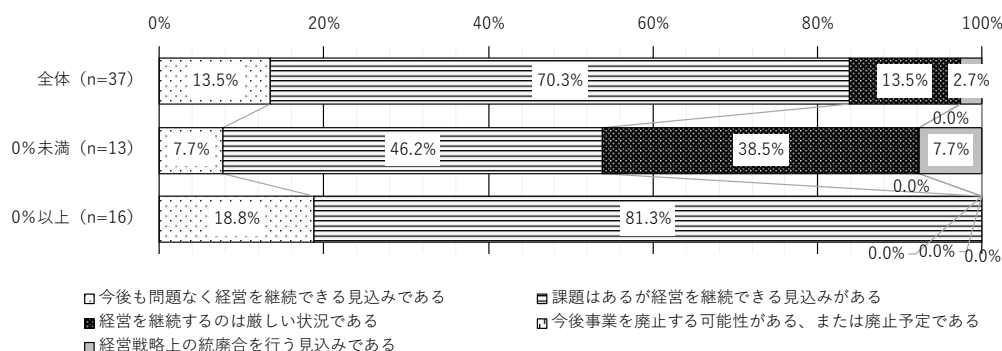


14) 今後の経営見通し 収支差率区分別

今後の経営見通しについて、収支差率区分別にみると、「経営を継続するのが厳しい状況である」が

収支差率が0%未満の場合は38.5%であるのに対して、収支差率が0%以上の場合は0.0%であった。また、「経営戦略上の統廃合を行う見込みである」が収支差率が0%未満の場合は7.7%であるのに対して、収支差率が0%以上の場合は0.0%であった。

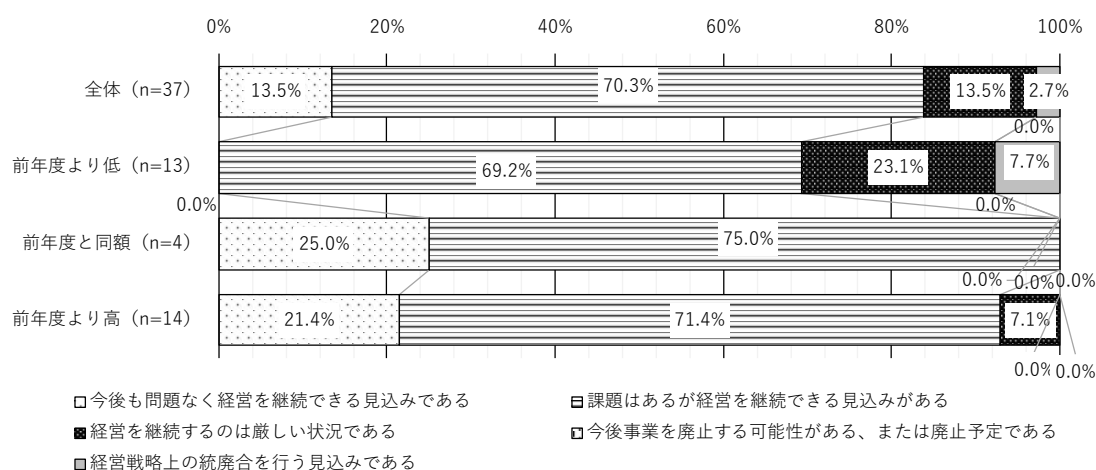
図表 2-118 今後の経営見通し 収支差率区分別



15) 今後の経営見通し 介護保険収入の対前年度比別

今後の経営見通しについて、介護保険収入の対前年度比別にみると、「経営を継続するのが厳しい状況である」が「前年度より低」の場合には23.1%であるのに対して、「前年度より高」の場合には7.1%であった。また、「経営戦略上の統廃合を行う見込みである」が「前年度より低」の場合は7.7%であるのに対して、「前年度より高」の場合は0.0%であった。

図表 2-119 今後の経営見通し 介護保険収入の対前年度比別



(2) 事業継続意向

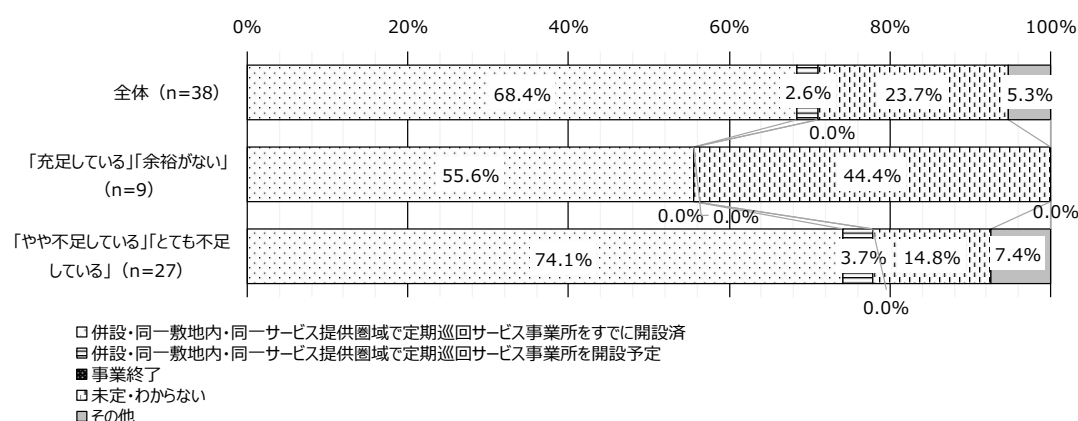
1) 統合後の事業継続意向 職員の充足状況別

事業継続意向について、全体でみると「併設・同一敷地内・同一サービス圏域で定期巡回サービス事

業所をすでに開設済」が最多で 68.4%、次いで「未定・わからない」が 23.7%、「定期巡回サービス事業所を開設予定」が 2.6%であった。

事業継続意向について、職員の充足状況別にみると、職員の充足状況が「充足している」または「余裕がない」場合では「未定・わからない」が 44.4%と全体を上回った。一方、「やや不足している」または「とても不足している」場合は「併設・同一敷地内・同一サービス圏域で定期巡回サービス事業所をすでに開設済」が 74.1%と全体を上回った。

図表 2-120 統合後の事業継続意向 職員の充足状況別

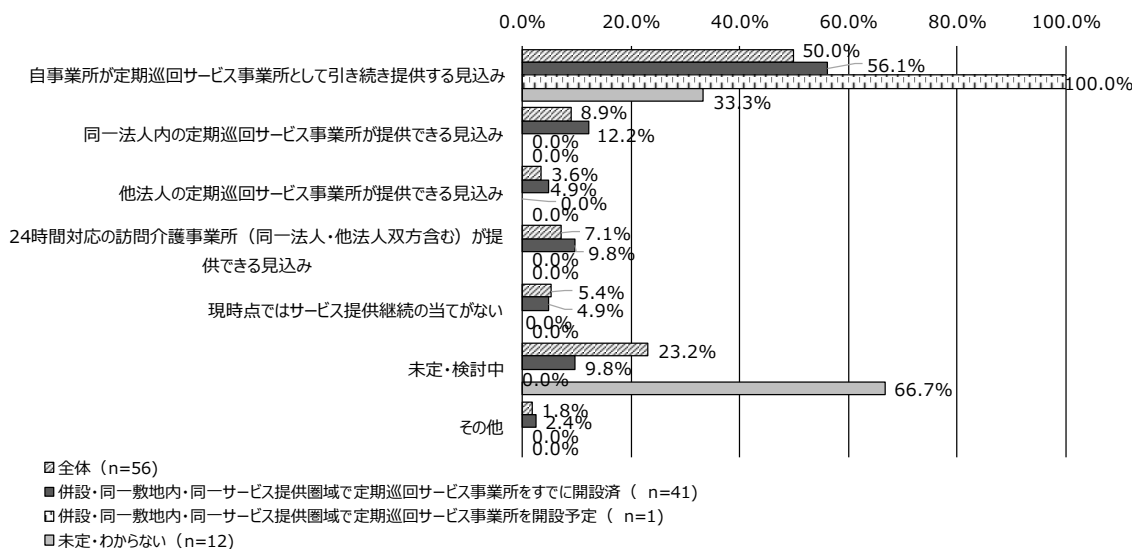


2) 統合後の利用者へのサービス提供の見込み 統合後の事業継続意向別

事業継続意向について、全体でみると、「自事業所が定期巡回サービス事業所として引き続き提供する見込み」が最多で 50.0%、次いで「同一法人内の定期巡回サービス事業所が提供できる見込み」が 8.9%であった。一方で、「未定・検討中」は 23.2%、「現時点ではサービス提供の当てがない」が 5.4%であった。

事業継続意向について、事業継続意向別にみると、「定期巡回サービス事業所をすでに開設済」の場合では「自事業所が定期巡回サービス事業所として引き続き提供する見込み」が最多で 56.1%であった一方、「未定・わからない」の場合は「未定・検討中」が最多で 66.7%であった。

図表 2-121 統合後の利用者へのサービス提供の見込み 統合後の事業継続意向別



【ヒアリング調査】利用者へのサービス提供についての現時点での見込みや検討状況

現時点で定期巡回サービス事業所の開設予定のない事業所においては、サービス提供を継続したいものの、定期巡回サービスとしての人員配置基準を満たすことが困難であることや、利用者・ケアマネジャーへの丁寧な説明が必要になるといった課題が挙げられた。

図表 2-122 利用者へのサービス提供についての現時点での見込みや検討状況

区分	具体的な内容
E 事業所 (定巡開設予定あり)	制度変更に対して肅々と対応を進める。
F 事業所 (定巡開設予定あり)	定期巡回サービスに合う利用者を 1 から探す必要性を感じている
G 事業所 (定巡開設予定あり)	現時点では具体的な見込みや対応策は未定。
H 事業所 (定巡開設予定なし)	現利用者がいなくなるまでサービス提供を継続したいが、統合で夜間対応型訪問介護がなくなった場合、現在の定期巡回・随時対応サービスの人員配置基準を満たすのは困難
I 事業所 (定巡開設予定なし)	サービス変更に伴う手続きが面倒で「それならやめる」と言い出す利用者がある可能性を踏まえ、利用者やケアマネジャー等関係者への丁寧な説明が必要と考えている。

【ヒアリング調査】サービス提供の継続が難しい理由

現時点で定期巡回サービス事業所の開設予定のない事業所においては、人員不足や利用者へのサー

ビス変更手続きの手間が発生することが挙げられた。

図表 2-123 サービス提供の継続が難しい理由

区分	具体的な内容
E 事業所 (定巡開設予定あり)	現時点では、事業運営の体制には特に問題はない。 利用者負担額の減少（24 時間通報加算の減額）により、利用者の安易な利用が増える可能性があり、その結果、事業所の負担増加が懸念される。
F 事業所 (定巡開設予定あり)	報酬減に加え、看護師への委託料など新たな費用が発生する点
G 事業所 (定巡開設予定あり)	
H 事業所 (定巡開設予定なし)	人員不足がネックであり、既に定期巡回・随時対応サービス事業所は廃止済
I 事業所 (定巡開設予定なし)	サービス変更に伴う手続きが面倒で「それならやめる」と言い出す利用者がいることが懸念される。そのため、変更にあたっては丁寧な説明が必要と考えている。 事業所体制としては継続するのに問題はない。

【ヒアリング調査】同一法人、または近隣事業所との連携状況

現時点ではサービス提供を通じての連携が中心であった。

図表 2-124 同一法人、または近隣事業所との連携状況

区分	具体的な内容
E 事業所 (定巡開設予定あり)	サービスを通じて連携をしている。
F 事業所 (定巡開設予定あり)	日中まで緊急時に対応できる事業所が他にないため連携が難しい
G 事業所 (定巡開設予定あり)	利用者へのサービスを通じた連携以上の取り組みは行っていない。
H 事業所 (定巡開設予定なし)	近隣に夜間対応型訪問介護はなく、市内の定期巡回・随時対応サービス事業所も夜間対応型区分サービスは提供しないといっている。特例で隣接市の定期巡回・随時対応サービス事業所（夜間対応型区分）で対応できれば、利用者は今と同じ生活が継続できると思われる。
I 事業所 (定巡開設予定なし)	同一法人や近隣事業所とも必要に応じて連携できる体制である。

【ヒアリング調査】自治体等との連携・相談状況

自治体等との連携・相談体制のある事業所においても定期巡回サービスとの統合についての具体的な相談までは実施されていない状況であった。

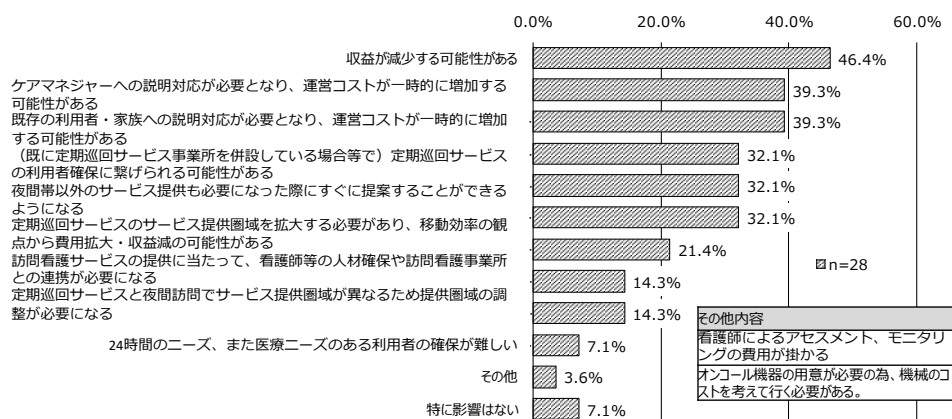
図表 2-125 自治体等との連携・相談状況

区分	具体的な内容
E 事業所 (定巡開設予定あり)	特別な連携や相談は行っていない。
F 事業所 (定巡開設予定あり)	連携には至らないが市主催の交流会があり情報交換が可能な環境
G 事業所 (定巡開設予定あり)	特別な連携や相談は行っていない。
H 事業所 (定巡開設予定なし)	保険者が市内の夜間対応型訪問介護事業所及び定期巡回・随時対応サービス事業所に声掛けし、同サービスの連絡会を作って相談できる関係性を築いている。定期巡回・随時対応サービスの整備計画はあるようだが、手上げる法人がいない様子。
I 事業所 (定巡開設予定なし)	統合についての話はでていないが、日常的に相談する関係性である。同一法人や近隣事業所とも必要に応じて連携できる体制である。

3) 定期巡回サービスとして既存の利用者にサービス提供していく場合の事業所への影響

定期巡回サービスとして既存の利用者にサービス提供していく場合の事業所への影響について、「収益が減少する可能性がある」が 46.4%で最多、次いで「ケアマネジャーへの説明対応が必要となり、運営コストが一時的に増加する可能性がある」、「既存の利用者・家族への説明対応が必要となり、運営コストが一時的に増加する可能性がある」がそれぞれ 39.3% であった。

図表 2-126 定期巡回サービスとして既存の利用者にサービス提供していく場合の事業所への影響



【ヒアリング調査】自事業所に想定される影響

報酬減による経営への影響や、人員体制確保の課題から利用者を減らす必要があることが影響として挙げられた。

また、定期巡回サービスの人員配置を満たせないため、指定を取らずに廃止する見込みであるとの回答もあった。

図表 2-127 事業所に想定される影響

区分	具体的な内容
E 事業所 (定巡開設予定あり)	報酬が減少することで、事業所の負担が大きくなる。
F 事業所 (定巡開設予定あり)	単位が減ってしまつては事業継続が難しい
G 事業所 (定巡開設予定あり)	統合による影響が不明であり、対応策について検討できていない。 定期巡回のような 24 時間の人員配置は難しいと考えている。仮に実施する場合でも現在の人員体制で実施することになり、利用者の受け入れ数を減らさざるを得ない。 看護との連携が可能かどうかの不安がある。
H 事業所 (定巡開設予定なし)	夜間対応型訪問介護事業所は廃止し、定期巡回サービスの人員配置を満たすことも難しいため定期巡回・随時対応サービスの再指定も取らない。
I 事業所 (定巡開設予定なし)	24 時間通報加算が定期巡回では算定できないため事業所としては減収となる。

【ヒアリング調査】利用者に想定される影響

定期巡回サービスとしてサービス提供が継続できない場合に在宅生活の継続が困難になる可能性が挙げられた。

図表 2-128 利用者に想定される影響

区分	具体的な内容
E 事業所 (定巡開設予定あり)	利用者にとっては利用者負担額が減ることとなる。
F 事業所 (定巡開設予定あり)	現行のサービスで利用者やケアマネからのニーズがあり、なくなると困るとの意見がある。 緊急時の対応ができる事業所が他にないため利用者に与える不安は大きい

区分	具体的な内容
	日中を含めた緊急時のニーズが高いため、定期巡回Ⅱでは単位が高く、定期巡回Ⅲでは日中対応に懸念があることから、移行する人は多くないと想定している
G 事業所 (定巡開設予定あり)	定期巡回統合でサービスが継続できない場合、困ったときに呼べなくなるため、在宅生活の継続に大きな支障が出ると考えられる。
H 事業所 (定巡開設予定なし)	サービス提供ができないため、今の生活を続けることが困難になる。
I 事業所 (定巡開設予定なし)	統合後のサービス変更に伴う契約手続き等の負担。 24 時間通報加算がなくなり、利用者負担が軽減される。

【ヒアリング調査】移行に必要な準備・期間（人材確保や経過措置等）

既に体制ができて事業所においては速やかに移行できるとの回答であった一方、人材確保のための経過措置期間や、備品補助等を求める意見も挙げられた。

図表 2-129 移行に必要な準備・期間（人材確保や経過措置等）

区分	具体的な内容
E 事業所 (定巡開設予定あり)	移行が決まれば速やかな移行が可能。
F 事業所 (定巡開設予定あり)	現行の単位そのまま新制度を見直して欲しい 随時コールなどに必要な備品の補助など
G 事業所 (定巡開設予定あり)	人材確保や体制整備には少なくとも 1 年以上の期間が必要。
H 事業所 (定巡開設予定なし)	仮に定期巡回・随時対応サービスを再取得する場合、必要な人員を揃えることが課題になる。募集しても応募がなく、紹介会社を利用すると費用面での負担が大きい。何かしらの支援がなければ、法人単独では人を集められず、また支援があったとしても相当な時間がかかる。
I 事業所 (定巡開設予定なし)	体制的な問題はなく、統合が決まれば速やかな移行が可能。

【ヒアリング調査】経営環境が厳しいなかで利用者を受け入れることの課題や影響

人材確保の課題、報酬減・物価高による経営面への影響が主な課題として挙げられた。

図表 2-130 経営環境が厳しいなかで利用者を受け入れることの課題や影響

区分	具体的な内容
E 事業所	人材確保が最大の課題であり、特に高齢の職員が退職する際の後任確

区分	具体的な内容
(定巡開設予定あり)	保が困難な状況にある。 車での移動多く、移動距離も長いのでガソリン代の高騰は事業所の収支には大きな影響を及ぼしている。
F 事業所 (定巡開設予定あり)	現行の夜間対応報酬のままなら事業継続可能だが、報酬が下がった場合は継続が困難になり、利用者にも悪影響が出る可能性がある 単位が下がれば従業員の収入も下がるので就労環境も整えないと人材確保が難しい
G 事業所 (定巡開設予定あり)	職員の年齢は 40 代後半であり、人材確保が難しい。現在の職員体制では、現状の利用者規模を維持するのが精一杯。 物価高の影響で利用者の経済状況も厳しくなっており、夜間サービスよりも日中サービスの充実を重視する傾向があるため、利用者確保が難しくなっている。これにより事業運営も厳しい状況になることが想定される。
H 事業所 (定巡開設予定なし)	そもそも介護報酬の大幅な減算があり、経営が厳しくなった。また、人員不足や物価高（車移動にかかるガソリン代など）も、大きな負担になっている。事業継続には介護報酬の大幅な改善が必要である。
I 事業所 (定巡開設予定なし)	減収の状況下で職員の待遇を向上させるためには、より多くの利用者へサービスを提供することが必要であり、それに伴う業務の効率化が求められる。 上記の効率化に対応できる職員の育成および確保。（継続的に勤務してもらうための待遇改善を含む） 夜間勤務の職員が安心して働けるよう、防犯体制（夜間交通の安全確保、不審者対策）の整備。

4) 職員数、採用者数、離職者数（離職理由別）

職員数について、看護職員が平均 2.00 人、介護職員が平均 13.03 人であった。

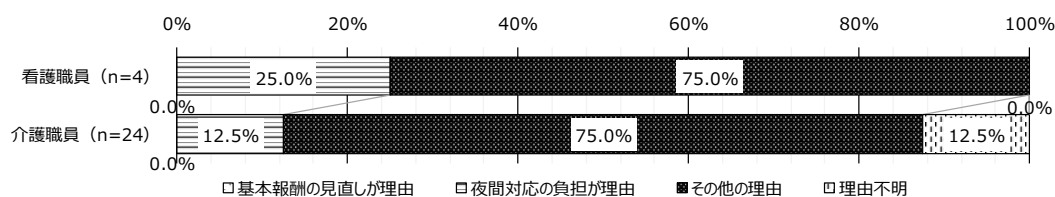
採用者数について、看護職員が平均 0.66 人、介護職員が平均 0.83 人であった。

退職者数について、看護職員が平均 0.14 人、介護職員が平均 0.83 人であった。

図表 2-131 職員数、採用者数、離職者数（離職理由別）

	看護職員			介護職員		
	計	常勤	非常勤	計	常勤	非常勤
職員数	2.00	0.21	1.79	13.03	6.00	7.03
採用者数	0.66	0.17	0.48	0.83	0.17	0.66
離職者数	0.14	－	－	0.83	－	－

図表 2-132 離職者の主な離職理由

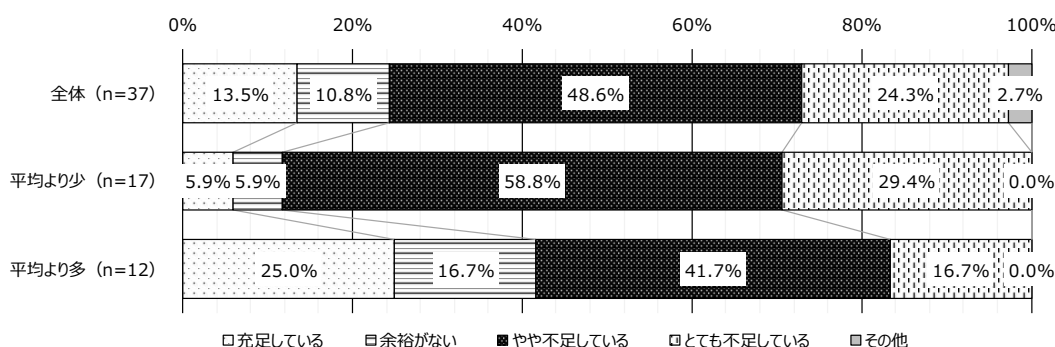


5) 職員の充足状況 採用人数別

職員の充足状況について、全体でみると「やや不足している」が 48.6%で最多、次いで「とても不足している」が 24.3% であった。

職員の充足状況について、採用人数における全体の平均値と比較しての多少別にみると、採用人数が平均より多い場合は「充足している」が 25.0%である一方、採用人数が平均より少ない場合は「充足している」は 5.9%であった。

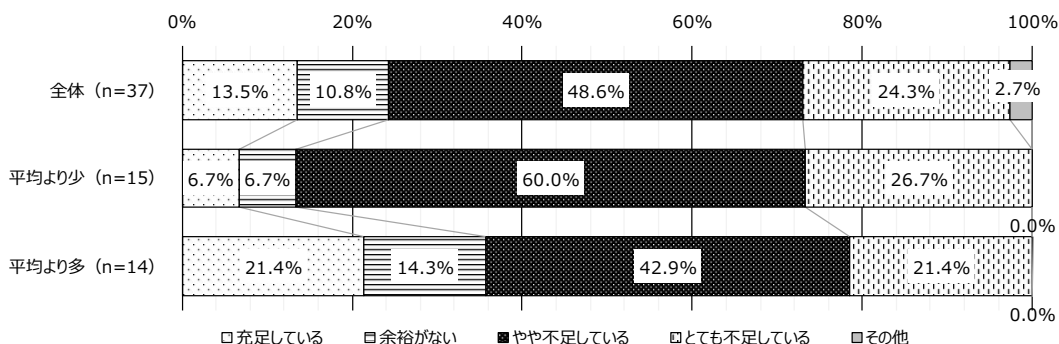
図表 2-133 職員の充足状況 採用人数別



6) 職員の充足状況 離職人数別

職員の充足状況について、離職人数における全体の平均値と比較しての多少別にみると、離職人数が平均より多い場合は「充足している」が 21.4%である一方、離職人数が平均より少ない場合は「充足している」は 6.7%であった。

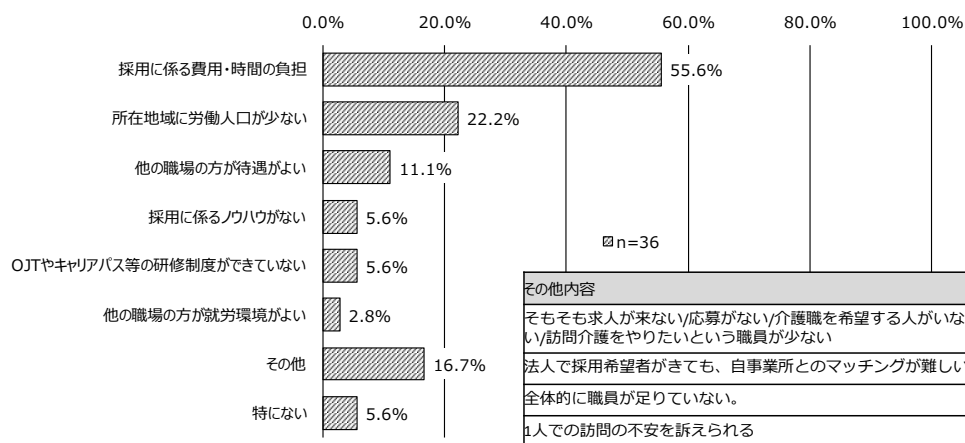
図表 2-134 職員の充足状況 離職人数別



7) 人材確保の課題

人材確保の課題については、「採用にかかる費用・時間の負担」が 55.6%と最多、次いで「所在地域に労働人口が少ない」が 22.2%であった。

図表 2-135 人材確保の課題



(3) 個別の利用者の状況

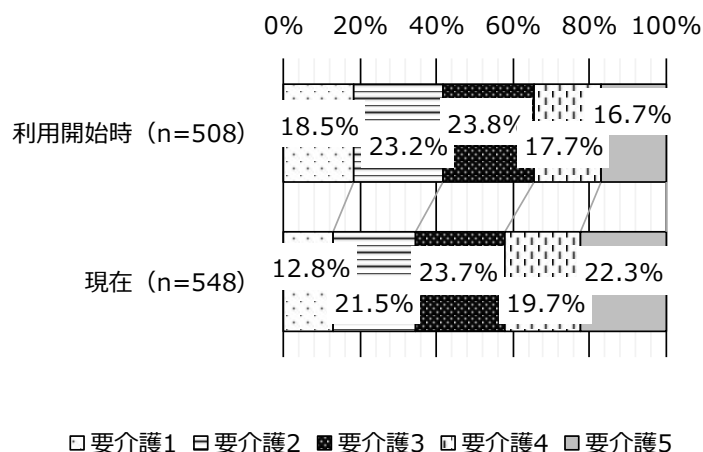
1) 利用開始時と現在の要介護度、現在の要介護度 サービス提供見込別

利用開始時の要介護度について、「要介護 3」が 23.8%で最多、次いで「要介護 2」が 23.2%であった。

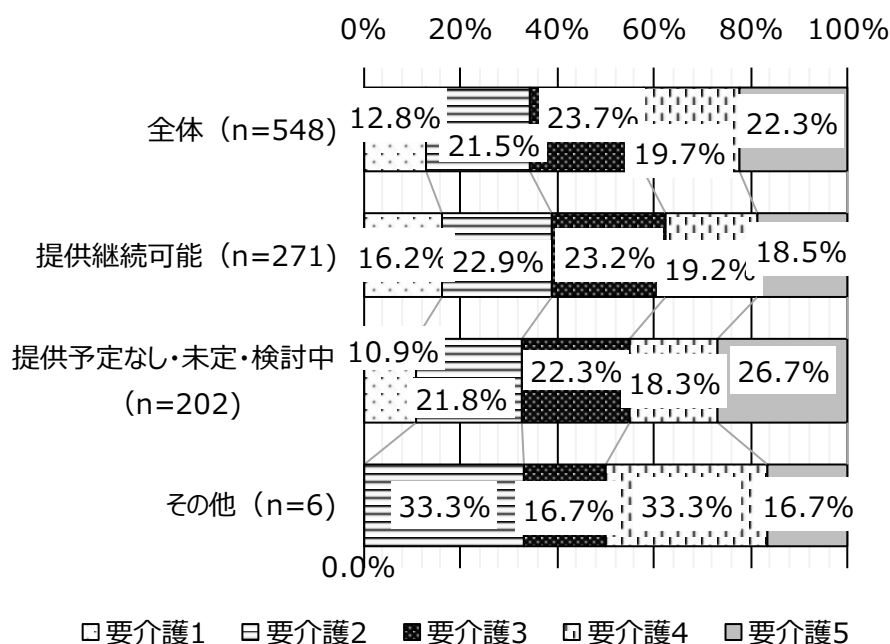
現在の要介護度について、「要介護 3」が 23.7%で最多、次いで「要介護 5」が 22.3%であった。

現在の要介護度についてサービス提供見込別にみると、提供継続可能な場合は「要介護 3」が 23.2%で最多となった一方で、「提供予定なし・未定・検討中」の場合は「要介護 5」が最多で 26.7%であった。

図表 2-136 利用開始時と現在の要介護度



図表 2-137 利用開始時と現在の要介護度、現在の要介護度 サービス提供見込別

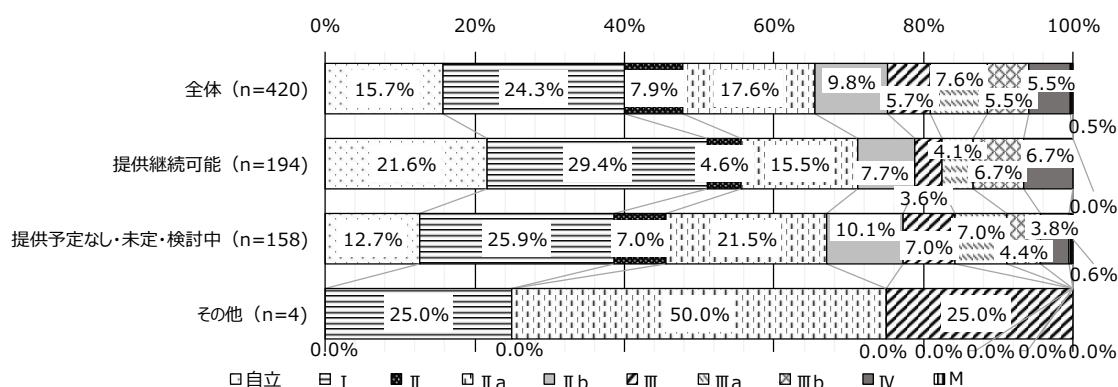


2) 認知症自立度 サービス提供見込別

認知症自立度について、全体でみると「Ⅰ」が 24.3%と最多、次いで「Ⅱa」が 17.6%、「自立」が 15.7%であった。

認知症自立度について、サービス提供見込別にみると、「提供継続可能」の場合も「提供予定なし・未定・検討中」の場合も「Ⅰ」が最多でそれぞれ 29.4%、25.9%であった。

図表 2-138 認知症自立度 サービス提供見込別

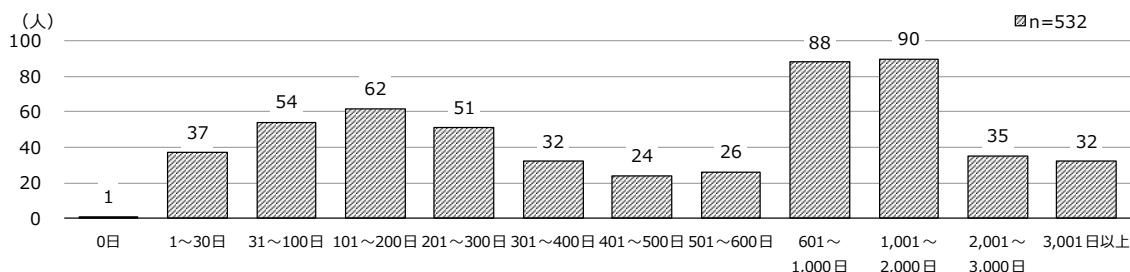


3) 利用期間

利用期間について、「1001～2000 日」が 16.9%と最多、次いで「601～1000 日」が 16.5%、

「101～200 日」が 11.7%、「31～100 日」が 10.2%であった。

図表 2-139 利用期間



4) 居住地（同一市町村内/外） サービス提供見込別、サ高住等居住状況 サービス提供見込別

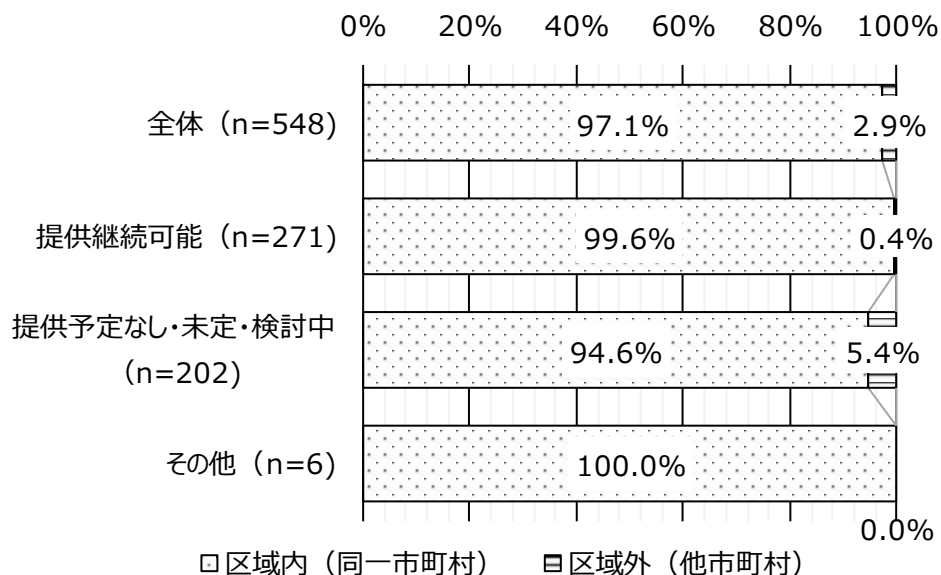
居住地について、全体でみると「区域内（同一市町村）」が 97.1%であった。

居住地について、サービス提供見込別にみると、いずれの場合においても全体とほぼ同じ傾向であった。

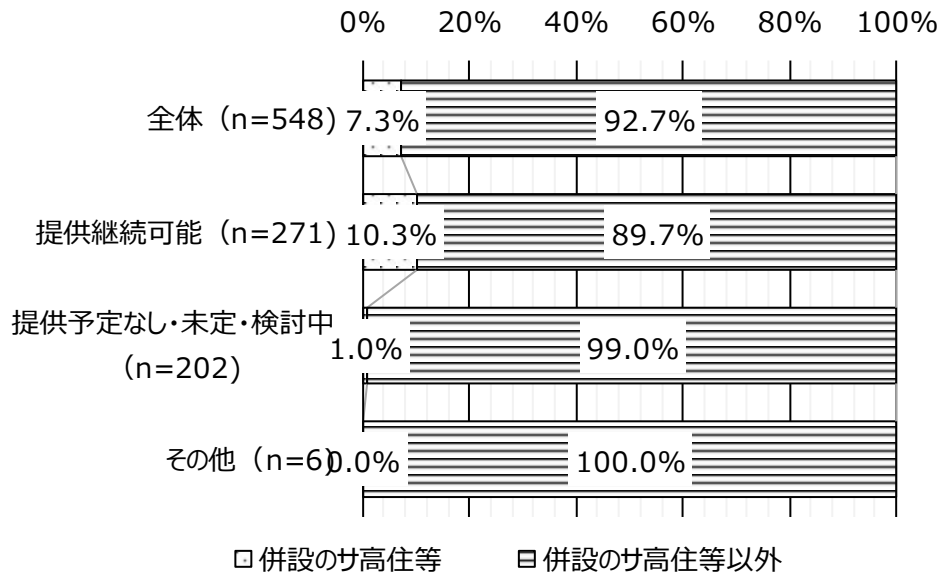
サ高住等居住状況について、全体で見ると「併設のサ高住等以外」が 92.7%であった。

サ高住等居住状況について、サービス提供見込別にみると、いずれの場合においても全体とほぼ同じ傾向であった。

図表 2-140 居住地（同一市町村内/外） サービス提供見込別



図表 2-141 サ高住等居住状況 サービス提供見込別

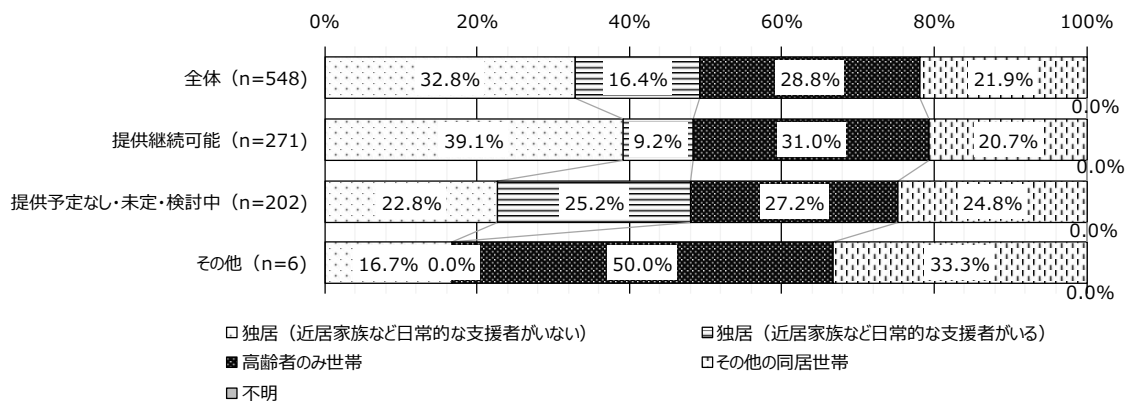


5) 世帯状況 サービス提供見込別

世帯状況について、全体でみると「独居（近居家族など日常的な支援者がいない）」が 32.8% と最多、次いで「高齢者のみ世帯」が 28.8%であった。

世帯状況について、サービス提供見込別にみると、提供継続可能な場合は「独居（近居家族など日常的な支援者がいない）」が 39.1% で最多である一方、提供予定なし・未定・検討中の場合は「高齢者のみ世帯」が 27.2%で最多であった。

図表 2-142 世帯状況 サービス提供見込別

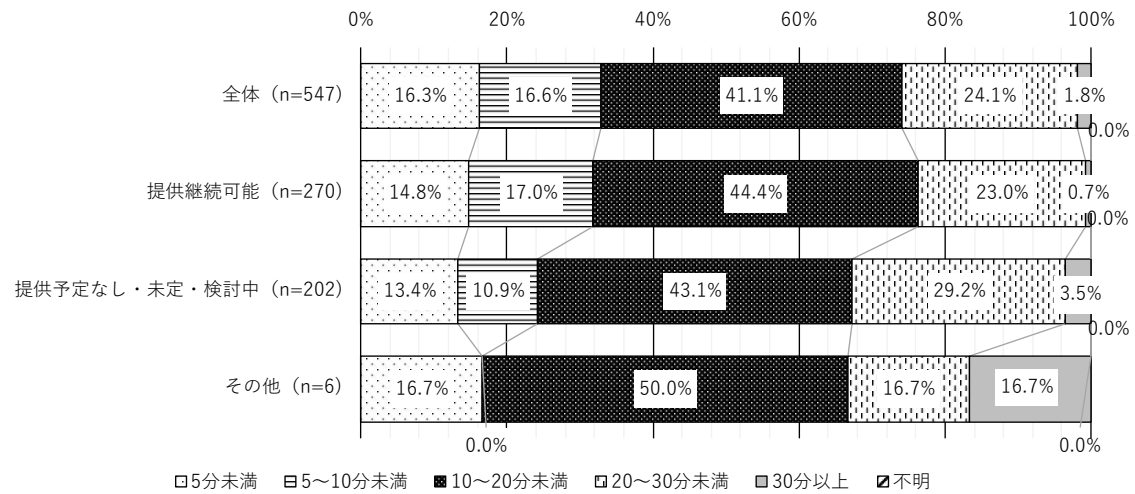


6) 事業所からの移動時間 同一建物減算利用者の割合別

夜間訪問サービスの提供状況について、「提供している」と回答した事業所は 38 か所（84.8%）で

あった。

図表 2-143 事業所からの移動時間 同一建物減算利用者の割合別



【ヒアリング調査】（参考）夜間訪問を提供したきっかけ、提供によるメリット・課題

図表 2-144 サービスを提供したきっかけ、提供によるメリット・課題

区分	具体的な内容
E 事業所 (定巡開設予定あり)	24 時間のサービス提供体制を構築するにあたり、主軸は定期巡回としつつ、区分支給限度額の制約により定期巡回を利用できない方の選択肢として、補完的に夜間対応型訪問介護を実施している。 随時対応では、体重の重い利用者への対応など、人手を要するケースにおいて突発的な対応が困難な場面があり、課題として認識している。
F 事業所 (定巡開設予定あり)	もともと 24 時間対応のサービスを提供していたところ、補助金が出ることで夜間対応型訪問介護事業を開設 利用者は病院やケアマネジャー経由で相談があったことをきっかけにサービス開始のケースが多い 即日契約で即日対応が可能な臨機応変さが支持され地域に根付いている
G 事業所 (定巡開設予定あり)	介護タクシーを運営しており、介護資格を持つ乗務員が多数在籍。本業であるタクシー会社のノウハウ（GPS 配車システム）を活用し、広範囲かつ機動的なサービス提供を実現できるため開始。 メリットは日中サービスと連携して 24 時間安心できる環境を地域に構築できたこと。 課題は夜間帯の資格者確保。

区分	具体的な内容
H 事業所 (定巡開設予定なし)	ケアマネジャーからの依頼でサービス提供を開始した
I 事業所 (定巡開設予定なし)	訪問介護を提供する中で、夜間帯の対応に関する要望が多く寄せられる中で、市で夜間対応型訪問介護の公募が実施され、応募・採択のうえ、事業を開始。 夜間も含め 24 時間在宅生活を支える環境構築ができた。 夜間帯の状況を把握、オペレーションサービスを通じての相談など利用者の声を聞く機会が増えたことで、利用者のニーズを把握しやすくなった。その結果、サービスを調整するケアマネジャーや関係する他サービス事業所との連携を深めることができた。

【ヒアリング調査】(参考) ケアマネジャーからの反応、日中サービスについてのケアマネジャーの意向

図表 2-145 ケアマネジャーからの反応、日中サービスについてのケアマネジャーの意向

区分	具体的な内容
E 事業所 (定巡開設予定あり)	利用者の区分支給限度額を考慮して、夜間に不安はあるが定期巡回を利用できない人に関しての選択肢として必要性を感じるとのこと。
F 事業所 (定巡開設予定あり)	緊急対応が行える事業所が他にないため、当事業所の継続が難しい可能性があるとして困惑
G 事業所 (定巡開設予定あり)	転倒などの不安がある際に利用したいという声があり、夜間に不安がある場合はキャビック夜間訪問介護事業所の夜間対応型訪問介護と認知されている。
H 事業所 (定巡開設予定なし)	夜間対応型訪問介護の場合、定期巡回・随時対応サービスと異なり、訪問介護・訪問看護事業所をそのまま利用できることから、馴染みのヘルパーを変える必要がなく、利用者の安心感につながっている
I 事業所 (定巡開設予定なし)	事業所としては夜間対応型訪問介護と定期巡回を案内しているが、夜間対応型訪問介護は負担額が少なく、入口のサービスとして利用されるケースが多い。 退院時など夜間対応型訪問介護を軸に、他に必要なサービスを追加する形でケアプラン作成されるケアマネジャーもいる。 地域には「自分でできることは人に頼らずにしたい」という自立志向の利用者が多く、必要な時に必要な分だけ利用できる夜間対応型訪問介護は、地域のニーズにマッチしていると評価されている。

【ヒアリング調査】（参考）利用者からの反応

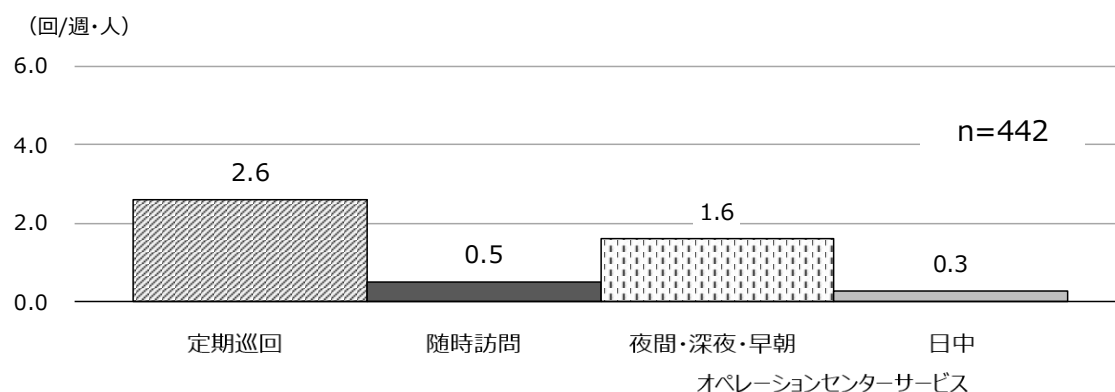
図表 2-146 利用者からの反応

区分	具体的な内容
E 事業所 (定巡開設予定あり)	利用者からは概ね好評を得ている。
F 事業所 (定巡開設予定あり)	利用者やそのご家族は他人を家に入れる不安が大きいケースもあり、その点で何かあった時だけの訪問というサービスが評価されている
G 事業所 (定巡開設予定あり)	利用者からは概ね好評を得ている。 一方で、介護員が男性のみであるため、同性介助を希望する利用者から女性介護員を希望する声がある。
H 事業所 (定巡開設予定なし)	夜間対応型訪問介護の場合、定期巡回・随時対応サービスと異なり、訪問介護・訪問看護事業所をそのまま利用できることから、馴染みのヘルパーを変える必要がなく、利用者の安心感につながっている
I 事業所 (定巡開設予定なし)	利用者からは概ね好評。 遠方に住む家族からも「何かあったときの不安が解消できた」と評価されることが多い。

7) サービス提供内容別提供回数

1 週間当たりのサービス提供回数について、「定期巡回」が平均 2.6 回、「随時訪問」が平均 0.5 回、「オペレーションセンターサービス（夜間・深夜・早朝）」が平均 1.6 回、「オペレーションセンターサービス（日中）」が平均 0.3 回であった。

図表 2-147 サービス提供内容別提供回数

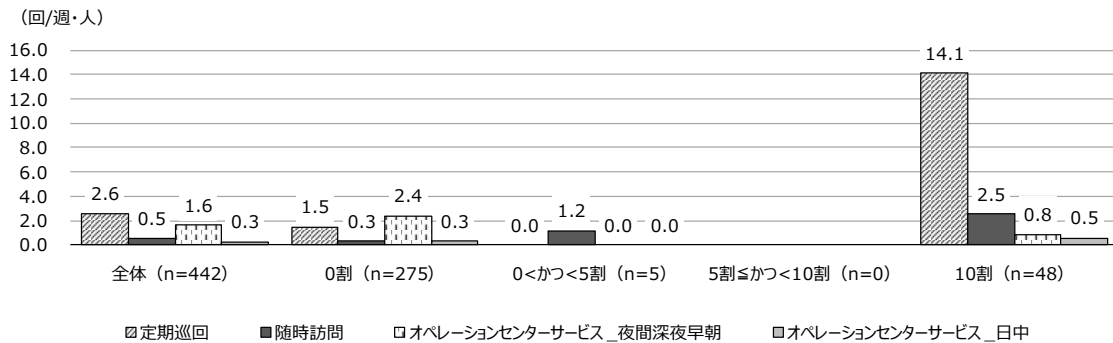


8) サービス提供回数 同一建物減算利用者の割合別

サービス提供回数について同一建物減算利用者の割合別にみると、同一建物減算の割合が 10 割

の事業所の利用者に対しては、定期巡回の平均提供回数が 14.1 回であった。

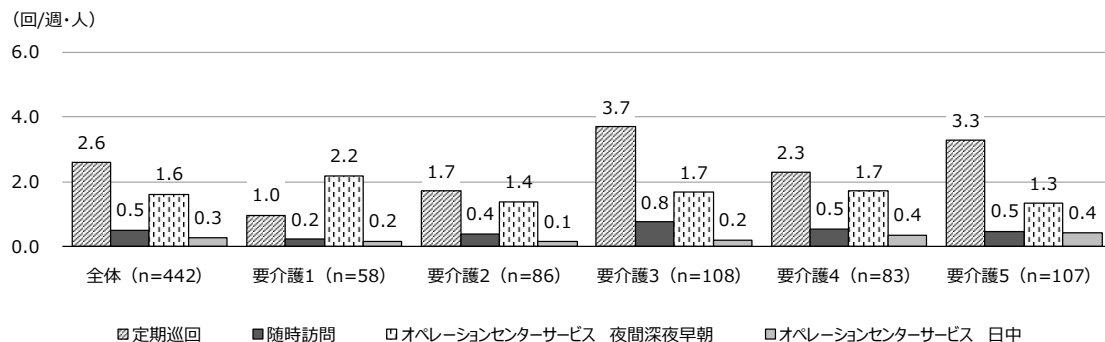
図表 2-148 サービス提供回数 同一建物減算利用者の割合別



9) サービス提供回数 要介護度別

サービス提供回数について要介護度別にみると、「要介護 2」から「要介護 5」では全体と同様に「定期巡回」が最多である一方、「要介護 1」では「オペレーションセンターサービス（夜間・深夜・早朝）」の平均提供回数が 2.2 回で最多であった。

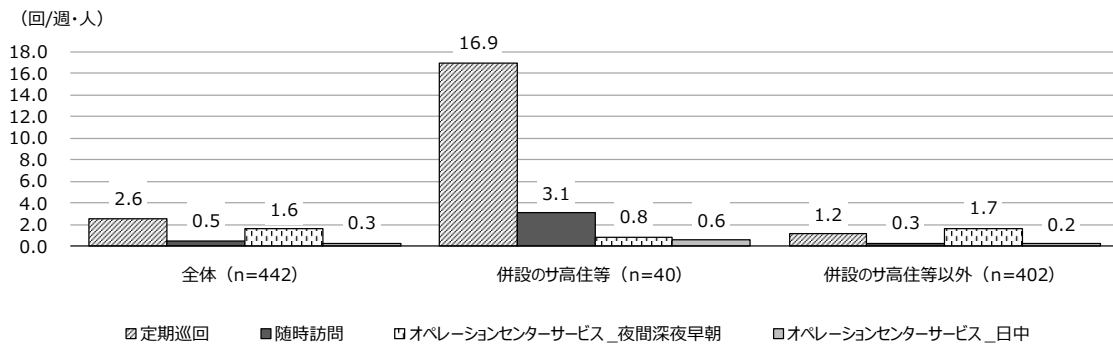
図表 2-149 サービス提供回数 要介護度別



10) サービス提供回数 サ高住等居住状況別

サービス提供回数についてサ高住等居住状況別にみると、「併設のサ高住等」に居住の場合、「定期巡回」の回数が平均 16.9 回であった。

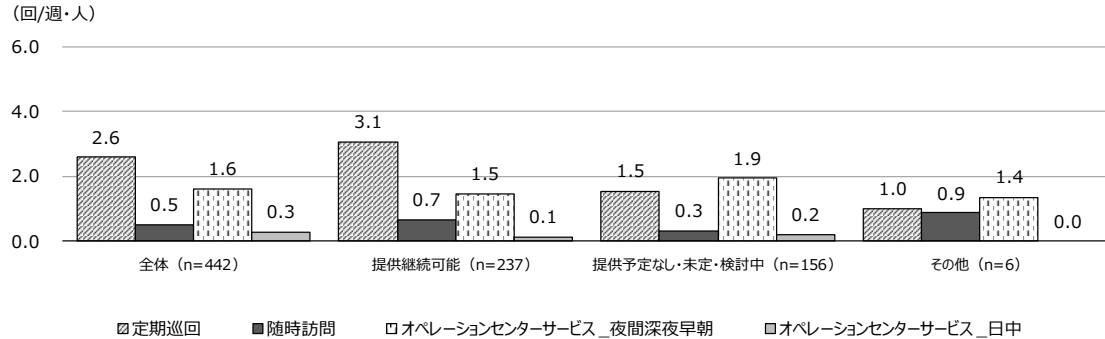
図表 2-150 サービス提供回数 サ高住等居住状況別



11) サービス提供回数 サービス提供見込別

サービス提供回数について統合後のサービス提供見込別にみると、「提供継続可能」の場合は「定期巡回」が 3.1 回で最多であったのに対し、「提供予定なし・未定・検討中」の場合は「オペレーションセンターサービス（夜間・深夜・早朝）」が 1.9 回で最多であった。

図表 2-151 サービス提供回数 サービス提供見込別

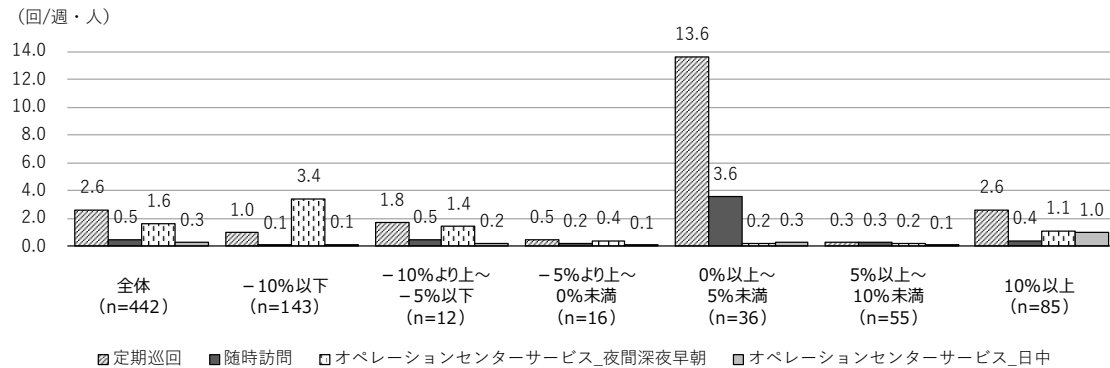


12) サービス提供回数 収支差率別

サービス提供回数について収支差率別にみると、「0%以上～5%未満」の場合は「定期巡回」の平均提供回数が 13.6 回で最多であった。

また、収支差率が「-10%以下」の場合は、「オペレーションセンターサービス（夜間・深夜・早朝）」が 3.4 回で他のサービスと比較して最多であった。

図表 2-152 サービス提供回数 収支差率別

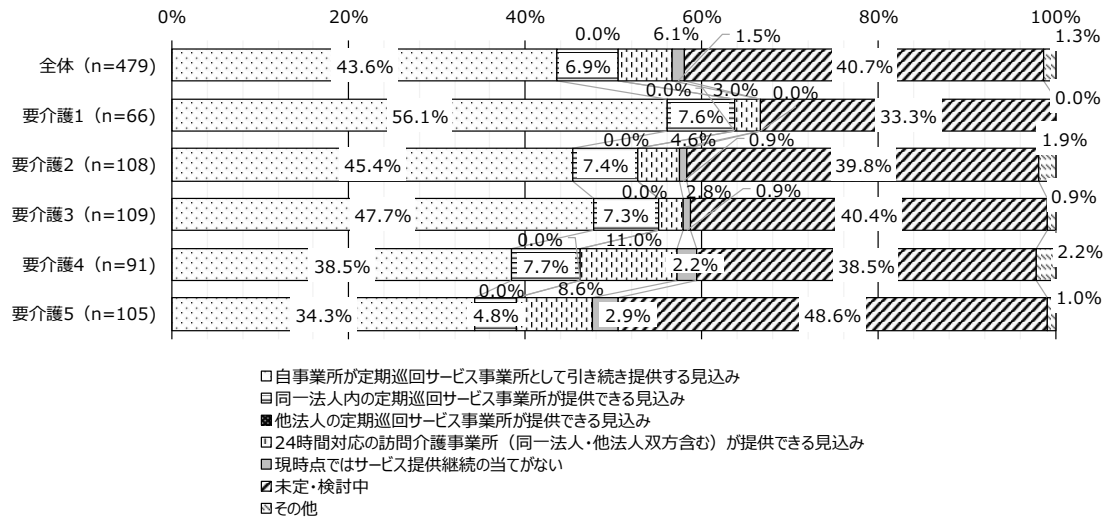


13) サービス提供見込 要介護度別

統合後のサービス提供見込について、全体でみると「自事業所が定期巡回サービス事業所として引き続き提供する見込み」が43.6%と最多、次いで「未定・検討中」が40.7%であった。

統合後のサービス提供見込について、要介護度別にみると、要介護度が上がるほど、「自事業所が定期巡回サービス事業所として引き続き提供する見込み」の割合が下がっている。

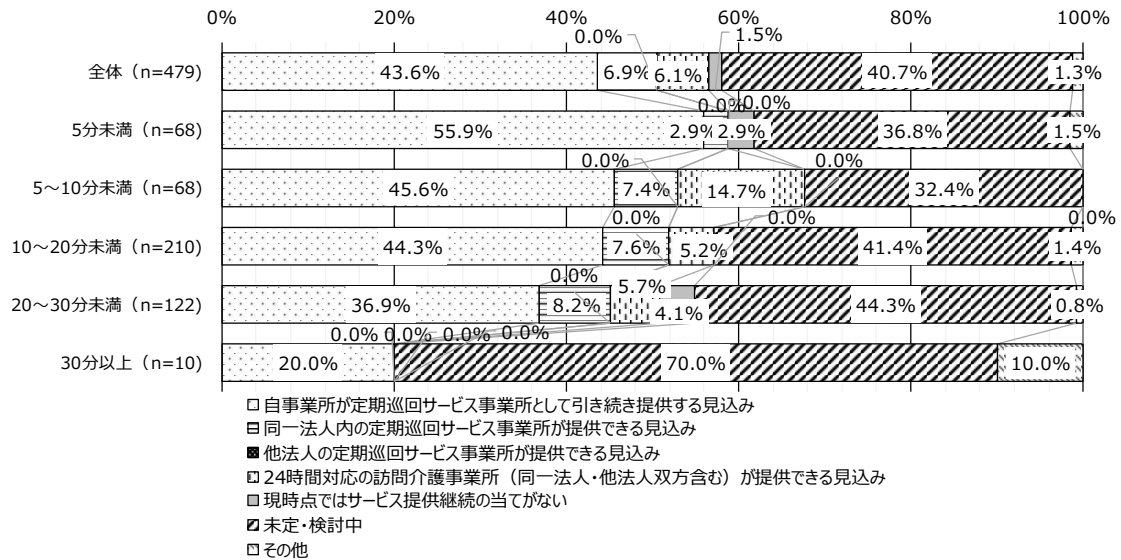
図表 2-153 サービス提供見込 要介護度別



14) サービス提供見込 移動時間別

統合後のサービス提供見込について、事業所からの移動時間別にみると、事業所からの移動時間が長くなるほど「自事業所が定期巡回サービス事業所として引き続き提供する見込み」の割合が下がっている。

図表 2-154 サービス提供見込 移動時間別



(4) (参考) 夜間訪問事業所の地域区分別・人口別事業所数

1) (参考) 夜間訪問事業所の事業所数【地域区分別・人口別】

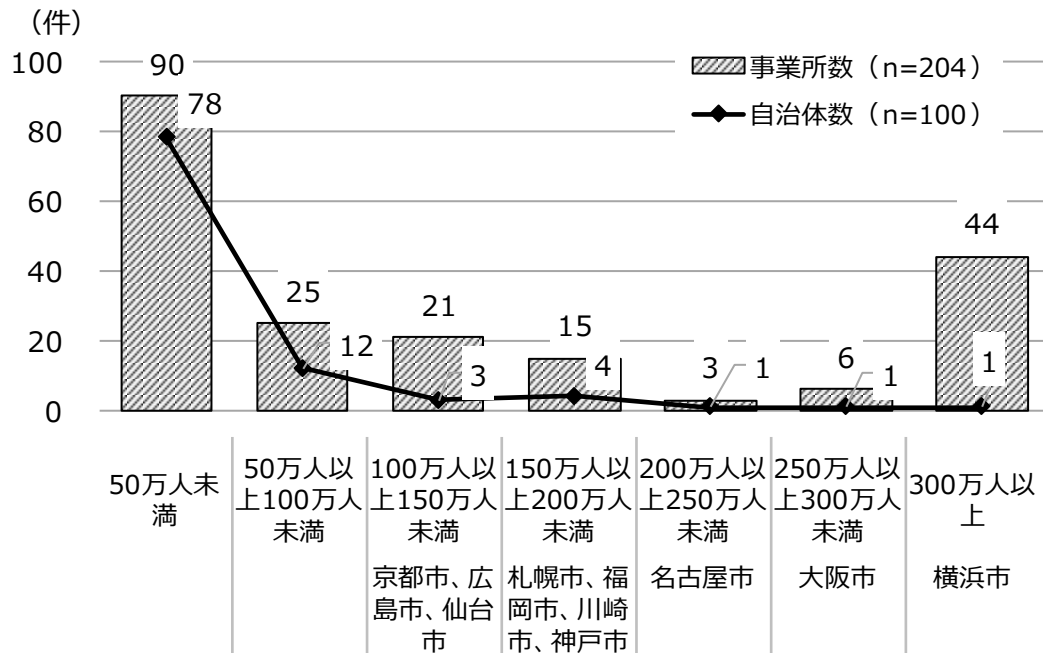
夜間訪問の事業所数を地域区分別にみると、1 自治体あたり 1 箇所以上の夜間訪問事業所がある地域区分は 2 級地と 1 級地で、それぞれ 8.1 か所、1.4 か所であった。

夜間訪問の事業所数を自治体の総人口別にみると、50 万人未満が最多で 90 か所（78 自治体）、次いで 50 万人以上 100 万人未満が 25 か所（12 自治体）であった。

図表 2-155 地域区分別 事業所数

	事業所数/ 1 自治体あたり	事業所数	自治体数
全体	0.12	204	1,741
1 級地	1.35	31	23
2 級地	8.14	57	7
3 級地	0.48	14	29
4 級地	0.35	8	23
5 級地	0.61	36	59
6 級地	0.09	12	132
7 級地	0.09	14	163
それ以外	0.02	32	1,305

図表 2-156 総人口別 事業所数



第3章. まとめ

1. 調査結果のまとめ

定期巡回サービスと夜間訪問の統合による影響や、新たに設置された夜間対応型区分の利用者の満足度等について、定期巡回サービス事業所、夜間訪問事業所、定期巡回サービスの利用者に対して調査（アンケート・ヒアリング）を実施した。調査結果は以下のとおりとなった。

図表 3-1 調査結果のまとめ 定期巡回サービス事業所調査・利用者調査

夜間訪問 型区分の サービス提 供状況	① 事業所として感じる夜間対応型区分の課題・メリット ● 夜間対応型区分の利用者が既にいる事業者は 5.8%であった。 ● 夜間対応型区分のサービス提供にあたっては職員体制が課題であり、夜間対応型区分の新設によるメリットは利用者確保などサービスの拡大に期待する回答があった一方で、メリットを感じないという回答も一定数みられた。 ➢ ケアマネジャーからの打診や利用者家族からの相談をきっかけに夜間対応型区分のサービス提供が開始されていた。 ➢ サービス提供にあたっての課題は、夜間の訪問介護員の体制が 70.9%、夜間の訪問看護体制が 39.8%、訪問介護員・看護職員以外の人員体制が 22.8%。 ➢ 夜間対応型区分の新設によるメリットは「利用者確保の可能性」が 37.0%、「夜間帯以外のサービス提供も提案可能」が 28.2%、「メリットを感じない」が 24.8%。 ➢ ヒアリング調査においては、定期巡回サービス事業所の新たな収益確保に繋がったという意見がある一方、夜間対応型区分が知られていない、日中の事業所との情報連携等が課題として挙げられた。 ② 夜間対応型区分利用者の状況 ● 既に夜間対応型区分を利用している利用者は 51 人おり、定期巡回サービス（夜間対応型区分以外）からの移行者や新たに介護保険サービスとして夜間対応型区分を利用する利用者が中心であった。 ➢ 以前の利用サービスは定期巡回サービス（夜間対応型区分以外）が 18 人、介護保険サービスの利用なしが 7 人であり、夜間訪問からの移行者は 5 人。 ● 夜間対応型区分のサービスに対する利用者・家族の反応は「反応はなし」が 60.0%と最多であったが、ヒアリング調査においては、夜間の安心感について好意的な反応があった。 ● ケアマネジャーからは他サービスとの併用がしやすい点等について好意的な意見が挙げられた（訪問介護、訪問看護、ショートステイ等の併用）。 ● 夜間対応型区分の利用者の方がそれ以外と比較して要介護度が高く、また、夜間対応型区分の方が独居世帯、事業所からの距離が近い利用者が多く、サービス提供回数は夜間対応型区分以外と比較して少ない傾向であった。
------------------------------	--

	➤ 独居世帯（日常的な支援者の有無にかかわらず）の利用者の割合は夜間対応型区分が 80.9%、全体が 67.9%。 ➤ 事業所からの移動時間が 5 分未満の利用者について、夜間対応型区分は 55.3%、全体は 43.1%。 ➤ サービス提供回数は定期巡回・随時訪問・オペレーションセンターサービス・訪問看護の順に、夜間対応型区分が日中で 0.1 回、0.2 回、0.0 回、1.0 回、日中以外で 4.6 回、0.1 回、0.1 回、0.0 回、夜間対応型区分以外では日中で 12.1 回、1.9 回、0.5 回、0.9 回、日中以外で 8.1 回、1.2 回、0.3 回、0.2 回。 ● 収支差率別では収支差率が「－5%より上～0%未満」の場合日中、日中以外いずれも定期巡回・随時訪問・訪問看護の提供回数が最多であった。 ● 利用者調査の結果によると、夜間対応型区分を利用している、または利用したことがある利用者は、ケアマネジャーからの勧め等で定期巡回サービス（Ⅰ・Ⅱ）や夜間訪問から移行しており、夜間対応型区分を利用する前に利用していたサービスと比較してポジティブな状況（「必要になったら区分変更で日中の利用もすぐに相談できるので安心」「必要な時に必要なサービス提供をしてもらえるので経済的負担が小さい」「他サービスとの併用がしやすい」「馴染みの職員が引き続き担当してくれているので安心」）についてはそう思う/まあそう思うが最多であった。 ● 一方、ネガティブな状況（以前よりもサービスの相談がしにくい、サービス提供が受けられなかったことがある、時間がかかったことがある、日中の緊急連絡ができずに必要なサービスを受けられなかったことがある等）についてはあまりそう思わない/まったくそう思わないが最多であり、アンケート調査に回答した利用者にとっては夜間対応型区分への移行によって不利益が生じていないという回答であった（ただし、夜間の見守りだけ必要な利用者もいれば、夜間・日中ともにサービス提供が必要な利用者もあり、利用者の特徴によって結果が異なる可能性があることに留意）。 ● 利用者調査の結果によると、夜間対応型区分を利用している、または利用したことがある利用者における夜間対応型区分のサービスの印象について、すべてのポジティブな印象の項目でそう思う/まあそう思う最多であり、夜間対応型区分の利用者が一定の満足度が得られていると考えられる。 ➤ 利用中のサービスの印象について、すべての回答者が「夜間も対応してもらえる安心感がある」、「いつでも対応してもらえる安心感がある」、「なじみの担当者に対応してもらえるので安心感がある」に対し、「そう思う/まあそう思う」と回答した。 ③ 定期巡回サービスと夜間訪問の統合によって考えられる影響 ● 定期巡回サービスと夜間訪問の統合によって考えられる影響として、利用者が増えた場合の人材確保や経費の課題等があり、現時点では利用者へのサービス提供が継続できない可能性も挙げられた。 ➤ いずれの事業所においても夜間対応型区分の利用者が増えた場合の人材確保が課題として挙げられた。 ➤ 利用者にとっての選択肢が広がるという意見の一方、人員体制の問題等から適切なサービス提供ができない可能性や、新しい制度の理解促進における課題が挙げられた。
--	---

	➤ 職員確保、利用者・ケアマネジャーへの周知のために一定期間の移行期間が必要との意見であった。 ➤ 人材確保に加えて、駐車場・ガソリン代等の経費が増加するなかでの適正収支の確保が課題とされていた。 ● 定期巡回サービス事業所の所在地は級地区分なしの地域の事業所が最も多く、地方部で事業所が少ない中で受け入れが難しい場合に、より影響が大きくなることが懸念される。
経営状況	① 経営状況 ● 前年同月比の介護保険収入は増加傾向である（利用者増等によるものと考えられる）一方、利用者が少ない事業所では収支差率が低い傾向であり、4 割以上の事業所が赤字（収支差率が0を下回っている）と、収支差率の低い場合等で経営の継続が難しい状況である事業所もみられた。 ➤ 前年同月比の介護保険収入が平均 100.3%、事業所の収支差率は0 以上が 56.8% ➤ 令和 5 年度の事業所の収支差率 0 未満（「-10%以下」、「-10%より上～-5%未満」、「-5%より上～0%未満」の合計）が 43.2%。令和 5 年度の事業所の収支差率は利用者数が「5 人以下」の場合に赤字である割合が 70.0%と最大（一方で、利用者数が 50 人より上の場合は 7.1%と最小） ➤ 経営継続が厳しい状況であると回答した事業所は、全体では 8.3%、収支差率が-10%より上～-5%以下の事業所では 22.2% ➤ 同一建物への居住割合や併設サービスに関わらず、利用者が 20 人を超える場合に「今後も問題なく経営を継続できる見込みである」と回答した事業所の割合が高くなる傾向であった。 ② 事業継続の課題 ● 職員は令和 6 年 4 月 1 日から 9 月 30 日にかけて、看護職員・介護職員ともに離職人数よりも採用人数の方が多かったが、職員は不足傾向であり、人材確保の課題としては採用にかかる費用・時間の負担等が挙げられた。 ➤ 令和 6 年 4 月 1 日から 9 月 30 日にかけての採用人数は看護職員が 0.5 人、介護職員が 1.9 人、離職人数は看護職員が 0.3 人、介護職員が 1.2 人 ➤ 職員の充足状況は「やや不足している」が 41.5%で最多、次いで「余裕がない」が 22.4% ➤ 人材確保の課題については、「採用にかかる費用・時間の負担」が 50.6%、「所在地域に労働人口が少ない」が 24.4%、「他の職場の方が待遇がよい」が 16.2%

図表 3-2 調査結果のまとめ 夜間訪問事業所調査

サービス提供状況	① 利用者の状況 ● サービス提供回数は全体では定期巡回が週に 2.6 回、夜間のオペレーションセンターサービスが 1.6 回であった。また、併設のサ高住等に居住する利用者の方が特に定期巡回においてサービス提供回数が多い傾向であった。 ② 定期巡回サービスと夜間訪問の統合によって考えられる影響 ● 全体と比較してサービス統合後の継続提供見込みがない・未定・検討中である利用者の方が要介護度が高く、また、事業所からの移動距離も長い傾向であるため、要介護度の高い利用者や事業所の移動時間が長い利用者でもサービス提供継続が確実に担保されるための方策の検討が必要か。 ➢ 利用者全体では要介護 5 の割合は 22.3%であるが、サービス統合後の継続提供見込みがない・未定・検討中である利用者における要介護 5 の割合は 26.7%。 ➢ 利用者全体では移動距離 20 分未満の割合は 74.0%であるが、サービス統合後の継続提供見込みがない・未定・検討中である利用者における移動距離 20 分未満の割合は 67.3%。 ➢ 要介護度が上がるほど自事業所が定期巡回サービス事業所として引き続き提供する割合が低い。 ➢ 移動距離が長くなるほど自事業所が定期巡回サービス事業所として引き続き提供する割合が低い。
経営状況	① 経営状況 ● 前年同月比の介護保険収入は増加傾向である（利用者増等によるものと考えられる）一方、収支差率が-10%以下の事業所が最多であり、事業所を取り巻く経営環境が厳しいことが改めて確認された。 ➢ 事業所の収支差率は-10%以下が 31.0%と最多。 ➢ 13.5%の事業所が経営継続が厳しい状況であると回答。 ② 定期巡回サービスとの統合に向けた課題 ● 継続にあたっての課題として、一つには、定期巡回サービスとしての人員配置基準（訪問介護員、看護職員の確保等）について、日中を含めた 24 時間体制の配置が困難、夜間の配置について、随時対応に加えて定期巡回用の配置が必要になる、看護師の確保（連携含め）が困難等を満たすことが困難、等の理由で基準を満たすことが難しいことが挙げられた。次に、利用者事業継続意向は既に定期巡回サービス事業所を開設済である事業所が 68.4%と最多である一方、事業継続が未定の事業所も 23.7%であったことも課題として挙げられる。なお、アンケート調査の結果では、現時点で事業終了を予定している事業所は無かった一方で、ヒアリング調査では、「統合で夜間対応型訪問介護がなくなった場合、現在の定期巡回・随時対応サービスの人員配置基準を満たすのは困難（なので継続が困難）」という回答がみられた。 ➢ 統合後の利用者へのサービス提供は自事業所が定期巡回サービス事業所として引き続き提供する見込みである事業所が 50.0%と最多である一方、現

	時点ではサービス提供の当てがいない事業所が 5.4%、未定・検討中が 23.2%と、利用者への影響について確認が必要である状況であった。 ➤ ヒアリング調査においては、サービス提供・ケアマネジャーへの丁寧な説明が必要になるといった課題が挙げられた。 ● 定期巡回サービスとして既存の利用者にサービス提供をしていく場合の影響として、「収益が減少する可能性がある」（46.4%）、「ケアマネジャーへの説明対応が必要となり、運営コストが一時的に増加する可能性がある」（39.3%）等が挙げられた。 ➤ ヒアリング調査においては、事業所においては報酬減による経営への影響や、人員体制確保の課題から利用者を減らす必要があり、結果として定期巡回サービスとしてサービス提供が継続できない場合に在宅生活の継続が困難になる可能性が挙げられた。 ➤ 検討委員会においては、24 時間通報加算分の減収、訪問看護のアセスメントにかかる費用の増加、基本報酬減による経営環境への影響が挙げられた。また、夜間訪問の利用者の 8 割以上が 24 時間通報対応加算の対象となっているものの、定期巡回サービスの夜間対応型区分に移行した際には 18 時～翌 8 時までの対応となるため、他事業所の訪問介護が行わない日中の随時訪問の対応が困難となり、在宅生活の継続が厳しくなる利用者が発生する可能性があることも課題として挙げられた。 ● 定期巡回サービス統合後の移行は、既に体制ができている事業所においては速やかに移行することができるとの回答であった一方、人材確保のための経過措置期間や、備品補助等を求める意見も挙げられた。 ● また、経営環境が厳しいなかで夜間訪問の利用者を受け入れることの課題として人材確保の課題、報酬減・物価高による経営面への影響が主な課題として挙げられた。 ● 職員は不足傾向であり、人材確保の課題としては採用にかかる費用・時間の負担等が挙げられた。 ➤ 職員の充足状況は「やや不足している」が 48.6%で最多、次いで「とても不足している」が 24.3%であり、合計で 72.9%。 ➤ 人材確保の課題については、「採用にかかる費用・時間の負担」が 55.6%、「所在地域に労働人口が少ない」が 22.2%。 ● その他、検討委員会において夜間訪問での活用を前提とした補助金で購入した通報装置について、定期巡回サービスに移行した場合に返納を求められる可能性があることも懸念事項として挙げられた。
--	--

2. 調査結果に基づく考察

定期巡回サービス、夜間訪問ともに、定期訪問を中心とした柔軟なサービス提供を軽度者から中重度者であっても在宅生活を継続したい利用者に提供するという点などで共通しており、社会保障審議会介護給付費分科会において「将来的には統合することが夜間対応型の利用者にとって効果的」と提言されていることから、本事業において統合後の定期巡回サービス事業所及び夜間訪問事業所、並びに両サービスの利用者への影響や夜間訪問事業の今後の事業継続の考え方等について調査を行った上で、有識者や事業者団体等により組織する委員会において分析等を行い、両サービスの将来的な統合に向けた課題・方策等を検討した。

具体的には、定期巡回サービスの基本報酬に夜間訪問の利用者負担に配慮した新たな区分（定期巡回・随時対応型訪問介護看護（Ⅲ））が設けられたが、当該措置による定期巡回サービス及び夜間訪問の利用者・事業者双方への影響を検証しつつ、両サービスの将来的な統合に向けて検討するため、以下の項目について調査を行い、課題や今後のあり方を検討した。

1. サービス提供状況・運営体制についての課題
2. 夜間訪問の事業継続意向
3. 利用者の満足度

既に令和 6 年 4 月の報酬改定で新設された夜間対応型区分の利用者がいる定期巡回サービス事業所は令和 6 年 9 月時点で 5.8%であり、一部の事業所においてケアマネジャーからの打診や利用者家族からの相談をきっかけに夜間対応型区分のサービス提供が開始されており、利用者からはポジティブな反応が得られていた。

定期巡回サービスにおける夜間対応型区分が新設されたことにより、利用者にとっては夜間の在宅生活継続のための選択肢が増えることや、事業所にとっても新たな利用者確保に繋がるというメリットがある一方、そもそも夜間対応型区分が新設されたことがケアマネジャー・利用者・家族等に知られていないことや、夜間の訪問介護員・看護師の体制確保、事業所経営への影響等が課題となっていた。

それらの課題から、既存の夜間訪問事業所の利用者について、現時点では利用者に対してサービス提供を継続できる当てがないとしている事業所もあり、サービス提供の継続が必要な利用者が確実にサービスを受けることができるための施策の検討・推進が必要である。

併せて、利用者に必要なサービスを安定的に提供できるようにするための施策として、事業所の適切な経営環境を整備するための支援も推進していくことが望まれる。

詳細は以下（1）～（3）のとおり。

(1) 夜間対応型区分の利用事例の収集・周知と移行手順の周知

既存の定期巡回サービス事業所において夜間対応型区分の利用による事例を収集し、利用者にとってのメリット（例えば、日中に別サービスを活用しながら夜間に何かあった際の対応が確保されること等）をケアマネジャー・利用者・家族等に周知することで、夜間の在宅生活を支えるためのサービスの一つとして定期巡回サービス事業所における夜間対応型区分が選択肢として上がるような環境を整備する必要がある。

加えて、定期巡回サービス事業所にとってのメリットが感じられないとしている事業所も一定割合いることや、一人当たりの報酬単価が下がることで経営面への影響も懸念されていることから、事業所にとってのメリットや好事例（例えば、夜間対応型区分の利用をきっかけに新たに定期巡回サービスの利用に繋がったケース等）を整理したうえで自治体・業界団体等から事業所に対して夜間対応型区分のメリットや活用による好事例を周知し、事業所自ら積極的に活用を模索していくことを促進することも有用と考える。

併せて、夜間訪問から定期巡回サービスに移行するにあたっての手続きが煩雑になって移行をためらうのではないかという意見も検討委員会にて挙げられたことから、移行に必要な手続をなるべく減少させた制度を検討したうえで、自治体等から手順を整理した事業所向けの手引き書を整理してスムーズな移行を促すことも必要ではないか。その際、（訪問看護の提供区分が連携型になる場合等を想定し、）他事業所に委託する際のマニュアル（委託契約例・委託単価例・委託に際しての留意事項等）等を整備することも有用と思われる。

なお、マニュアル作成にあたっては、夜間訪問の利用者については訪問看護のニーズがない利用者もいることから、定期巡回サービスに統合された後に、全利用者へのアセスメントの必要性や、訪問看護の提供区分が連携型の事業所において、利用者が訪問看護のニーズを持たない場合の対応（委託契約は締結するが、実際の訪問は行われない等）についても検討する必要がある。

(2) サービス提供の継続が必要な利用者への確実なサービス提供のための施策（経過措置の検討、広域での連携）

夜間訪問事業所の体制面の課題から現時点で定期巡回サービスと統合された場合のサービス提供の当てがいない利用者が一定割合いることが確認された。既存の夜間訪問事業所のなかには、定期巡回サービスとしての人員配置を満たすことができないために統合後はサービス提供が継続できないとの見通しである事業所もあった（人員不足の要因として介護業界全体で介護報酬が十分でないという委員意見も挙げられた）。また、要介護度の高い利用者や事業所の移動時間が長い利用者において、サービス提供継続見込みが未定・検討中または提供継続見込みがない利用者が多い傾向であったため、要介護度の高い利用者や事業所の移動時間が長い利用者でもサービス提供継続が確実に担保されるための方策の検討が必要である。また、検討委員会においては、夜間訪問の利用者の多くが 24 時間通報対応加算の対象となっており日中の随時対応を前提としているものの、定期巡回サービスの夜間対応型区分に移行した際には 18 時～翌 8 時までの対応となるため、他事業所の訪問介護が行わない日中の随時訪問の対応が困難となり、在宅生活の継続が厳しくなる利

用者が発生する可能性があることも課題として挙げられた。

利用者に不利益が生じないようにするための事業所への支援策として、人員確保のための経過措置期間の検討や、既存の夜間訪問事業所が廃止する場合に他地域の事業所がより広範囲にサービス提供をできるような仕組み、必要に応じたサテライトの設置等を自治体とも連携しながら検討していくことが望まれる。

自治体として、利用者の状況や事業所の方針や今後の介護需要も踏まえ、地域住民の在宅生活の継続をどのように支えていくのかという視点で、夜間訪問も含む定期巡回サービスをどのように推進していくかを自治体の計画にも反映していくことが望まれる。そのうえで、自治体と定期巡回サービス事業所、夜間訪問事業所で連携のうえ、夜間のサービス提供の継続が必要な利用者へのサービス提供方法、及び夜間訪問から定期巡回サービスに移行した利用者の日中の随時対応について、定期巡回サービスの夜間対応型区分に限らず、24 時間対応の訪問介護やその他サービスとの連携を事業所・自治体・ケアマネジャーで連携して対応策を検討していく必要がある。

(3) 経営環境改善のための支援の推進

本調査において既存の定期巡回サービス事業所・夜間訪問事業所ともに、本事業でのアンケート調査における令和 5 年度の収支が赤字の事業所が 4 割以上の中で基本報酬が減額されている等、厳しい経営環境であることが改めて確認され、既存の定期巡回サービス事業所の経営環境が厳しい中で新たに夜間対応型区分の利用者を受け入れるにあたって経営面での課題も挙げられた。

利用者に対して安定的にサービス提供を継続していくために業務効率化・ICT 活用の好事例や経営手法等について取りまとめた経営の手引きについても改めて周知を行い、定期巡回サービスと夜間訪問の統合後も事業所が継続して夜間対応型区分の利用者を受け入れられるよう経営環境整備の支援を自治体・業界団体等で推進していく必要がある。

併せて、過去の調査で課題とされているような、地域連携・地域資源の活用・ICT 活用等についての実践事例の周知や、個別の実態を踏まえないローカルルール（例えばオペレーターの兼務を認めない等）の是正等についても引き続き推進し、報酬制度の検証も含めて、経営を持続するための継続的な支援を実施し、事業所の適切な経営環境整備を推進していくことが望まれる。その際、仮に新たに発生する看護師のアセスメントの費用等を報酬制度にも反映する場合には、利用者にとっては負担額が上昇することになるため、国・自治体・事業所がどのように利用者に対して周知をしていくかも検討していく必要がある。

また、検討委員会において夜間訪問での活用を前提とした補助金で購入した通報装置について、定期巡回サービスに移行した場合に返納を求められる可能性があることも懸念事項として挙げられたため、地域によって対応が分かれないう、統一的な見解を検討することが望ましい。

本事業での検討の前提として、定期巡回サービス、夜間訪問ともに在宅生活の継続を希望する利用者の意思を尊重するために夜間も含めた 24 時間 365 日の支援体制の構築を推進することが重要である。在宅生活の継続を希望する利用者の意思を尊重するための施策の一つとして定期巡

回サービスを推進し、その一環として既存の事業所・利用者への影響に配慮しながら、夜間訪問を定期巡回サービスに移行していくことが望まれる。特に、24 時間 365 日の安心を提供するには、24 時間 365 日の支援体制が必要であり、そのためには人材確保と経営の持続性が必須である。

本事業で把握された現状・課題を踏まえ、サービス提供の継続が必要な利用者への確実なサービス提供や事業所の適切な経営環境整備のための施策を推進することで、定期巡回サービスと夜間訪問の統合後も利用者が安心してサービス提供を受けられ、在宅生活継続の限界点を引き続き高めていくことを期待する。

資料編

定期巡回・随時対応訪問介護看護 事業所調査票

定期巡回・随時対応訪問介護看護 利用者調査票

夜間対応型訪問介護 事業所調査票

定期巡回・随時対応訪問介護看護 事業所調査票

定期巡回・随時対応型訪問介護看護と夜間対応型訪問介護の今後のあり方に関する調査研究事業 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所調査

ご回答にあたって

- ・特に断りのない限り、令和6年9月1日時点の状況をご回答ください。
- ・以下、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「定期巡回サービス」と表します。
- ・数字でご回答いただく項目について、「0」に該当する場合、空欄とせず「0」をご記入ください。

問1 回答者情報

問1(1) ご回答いただく方についてお答えください。

都道府県名		
事業所名		
法人名		
担当職名		
電話番号		(半角数字)
メールアドレス		(半角英数字)

問2 事業所の基礎情報

問2(1) 令和6年9月1日時点で、定期巡回サービスを提供していますか。(一つに〇)

「2. 提供していない(休止又は廃止)」の場合は、その理由も回答してください。(該当するものを全てに〇)

1. 提供している		回答欄 (おてはまる番号1つ回答)
2. 提供していない(休止又は廃止)		
休 止 ま た は 廃 止 の 理 由	1. 人員の確保が困難であったため	
	2. 利用者の確保が困難であったため	
	3. 収支が安定しなかったため	
	4. 同一法人や併設など他のサービスへ注力するため	
	5. その他	
その他の具体的な内容(入力欄)		

問2(1)で「2. 提供していない(休止又は廃止)」と答えた事業所は、ここで回答終了です。
ご協力いただきありがとうございます。

⇒問2(1)で「1. 提供している」と回答した方へ向います

問2(2) 定期巡回サービスの事業を開始した年月を西暦でお答えください。(数字を記入)

西暦 年 月

問2(3) 法人種別をお答えください。(1つ回答)

1. 社会福祉法人(社協以外)		6. 株式会社以外の営利法人		回答欄 (おてはまる番号1つ回答)
2. 社会福祉協議会(社協)		7. 地方公共団体		
3. 医療法人		8. 社団法人・財団法人		
4. 特定非営利活動法人		9. 協同組合		
5. 株式会社		10. その他		
⇒その他の具体的な内容(入力欄)				

令和6年9月1日時点で、貴事業所と併設、同一敷地内又は隣接する敷地において提供されているサービスのうち、貴事業所が属する法人が提供しているサービス、関連法人が提供しているサービス、他法人が提供しているサービスをお答えください。
(あてはまるものを全てに○)

	同一法人	関連法人	その他法人
1 提供しているサービスはない			
2 訪問介護			
3 訪問入浴介護			
4 訪問看護（介護保険）			
5 訪問リハビリテーション			
6 通所介護			
7 通所リハビリテーション			
8 短期入所生活介護			
9 短期入所療養介護			
10 特定施設入居者生活介護			
11 福祉用具貸与・販売			
12 志願型・随時対応型訪問介護看護（貴事業所を除く）			
13 夜間対応型訪問介護			
14 地域密着型通所介護			
15 認知症対応型通所介護			
16 小規模多機能型居宅介護			
17 認知症対応型共同生活介護			
18 地域密着型特定施設入居者生活介護			
19 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護			
20 複機能小規模多機能型居宅介護			
21 介護老人福祉施設			
22 介護老人保健施設			
23 介護療養型医療施設			

	同一法人	関連法人	その他法人
24 病院（歯科を除く）			
25 病院（歯科）			
26 診療所（歯科を除く）			
27 診療所（歯科）			
28 薬局（院外）			
29 訪問看護（医療保険）			
30 居宅介護支援			
31 都道府県保健士会が運営する 栄養ケアステーション			
32 サービス付き高齢者向け住宅			
33 有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け 住宅を除く）			
34 養護老人ホーム			
35 新養老ホーム（ケアハウス、A、B）			
36 集合住宅（32～35除く）			
37 地域包括支援センター （在宅介護支援センター）			
38 総合事業（訪問型サービスA）			
39 総合事業（訪問型サービスC）			
40 総合事業（訪問型サービスD）			
41 総合事業（通所型サービスA）			
42 総合事業（通所型サービスC）			
43 総合事業（その他の生活支援サービス）			

※2(5) 貴事業所の訪問看護サービスの提供形態をお答えください。（令和6年9月1日時点）（1つ回答）

回答欄（あてはまる番号1つ回答）

1. 連携型 → 欄2(6)へ
2. 一体型 → 欄2(7)へ

⇒欄2(5)で「1. 連携型」と回答した方に問います

※2(6) 貴事業所と連携している委託訪問看護事業所の数をお答えください。（令和6年9月1日時点）（数字を記入）

1. 連携している同一法人の事業所 箇所
2. 連携している他法人の事業所 箇所

金員に費います

第2(7) 貴事業所における、令和5年9月1日時点の同一譲渡減価の算定状況別、要介護度別の利用者数について回答してください。(数字を記入)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
同一譲渡減価の対象者	人	人	人	人	人
同一譲渡減価の対象者以外	人	人	人	人	人

第2(8) 貴事業所の令和5年度(会計年度)の収支比率について回答してください。(1つ回答)

※必要に応じて貴事業所の法人に確認のうえ、ご回答ください。

回答欄(あてはまる番号1つ回答)

1. -10%以下
2. -10%より上～-5%以下
3. -5%より上～0%未満
4. 0%以上～5%未満
5. 5%以上～10%未満
6. 10%以上
7. 不明(把握していない場合も含む)

※貴事業所の会計年度に準じて回答してください。

※収支比率の計算方法: (介護サービスの収益額-介護サービスの費平額) / 介護サービスの収益額

※収支比率の計算では、併設事業所や総合事業による収益・費用や本社・本部経費なども除いた金額を計上してください。

(按分基準は貴事業所又は法人の基準で按分してください)

第2(9) 貴事業所の介護保険収入について、令和5年9月を100%とした場合、令和6年9月の割合を回答してください。(数字を記入)

昨年同月比	%
-------	---

第2(10) 貴事業所の今後の経営見通しについて回答してください。(1つ回答)

回答欄(あてはまる番号1つ回答)

1. 今後も問題なく経営を継続できる見込みである
2. 課題はあるが経営を継続できる見込みがある
3. 経営を継続するのは厳しい状況である
4. 今後事業を廃止する可能性がある、または廃止予定である
5. 経営破綻上の統廃合を行う見込みである

問3 夜間等におけるサービス提供状況の把握

問3(1) 貴事業所において令和6年9月末日までに夜間対応型（定期巡回・随時対応型訪問介護看護（Ⅱ））（以下、「夜間対応型区分」という。）を利用した利用者がいますか。（1つ回答）

回答欄（あてはまる番号1つ回答）

1. 既に利用している利用者がいる	
2. 今後、利用する予定の者がいる	
3. 現在のところ利用予定の利用者はいない	
4. その他（下の入力欄に具体的な内容を記入）	

問3(2) 夜間対応型区分のサービスを提供するにあたって課題と感じていることを回答してください。（あてはまるものを全てに○）

回答欄（あてはまるものを全てに○）

1. （利用者が属した際に）夜間の訪問対応ができる訪問介護員の体制が整えられない	☐
2. （利用者が属した際に）夜間の対応が可能な訪問看護体制が整えられない	☐
3. 訪問介護員、看護職員以外の人員体制が整えられない	☐
4. 看護職員を自事業所で新たに確保する必要がある	☐
5. 夜間対応型訪問介護の24時間巡回対応が算定できないため、従来よりも収支が悪化する可能性がある	☐
6. 夜間対応型区分の利用者は従来よりも広い範囲に点在しており、サービス提供範囲を拡大することが難しい	☐
7. 夜間対応型区分以外の利用者との棲み分けが難しい	☐
8. ケアマネジャーが夜間対応型区分に理解がない（反対される）	☐
9. ケアマネジャーに夜間対応型区分の追加について十分な説明ができておらず、理解できないことがある	☐
10. 利用者、あるいは利用者の家族にご理解が得られない（反対される）	☐
11. その他（下の入力欄に具体的な内容を記入）	☐
12. 課題と感じることはない	☐

問3(3) 夜間対応型区分のサービスが新設されたことによるメリットと感じていることを回答してください。（あてはまるものを全てに○）

回答欄（あてはまるものを全てに○）

1. （他事業所で夜間訪問を利用していた利用者を受け入れることで）定期巡回サービスの利用数確保に繋げられる可能性がある	☐
2. （他事業所で夜間訪問を利用していた利用者を受け入れることで）営業機会の増加につながる	☐
3. 定期巡回サービスとして提供することで、夜間等以外のサービス提供も必要になった際にすぐに連携することができるようになる	☐
4. 他サービスとの併用がしやすくなる	☐
5. 経済的な理由で定期巡回サービスを活用できなかった利用者に利用していただくことで、将来的な定期巡回サービス（夜間区分以外）の利用につなげることができる	☐
6. （他事業所で夜間訪問を利用していた利用者を受け入れることで）人員配置・移動・備品購入等でスケールメリットが得られる	☐
7. 同一事業所でのサービス提供になるため、サービス変更の際の手続きが区分変更のみで事務手続きが簡便になる	☐
8. その他（下の入力欄に具体的な内容を記入）	☐
9. メリットと感じることはない（下の入力欄にメリットを感じない理由について記入）	☐

⇒問3(1)で「1. 既に利用している利用数がある」と回答した方に問います

問3(4) 夜間対応型区分のサービスを利用している方の利用頻度のサービスについて回答してください。(数字を記入)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
夜間対応型区分の要介護サービス (夜間対応型区分外)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
夜間対応型要介護サービス	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
介護保険サービス利用なし	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
その他	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(確認用)
合算計数
計 0 人

⇒問3(1)で「1. すでに利用している」と回答した方に問います

問3(5) 夜間対応型区分のサービスに対する利用者・家族の反応について回答してください。(あてはまるものを全てに○)

回答欄 (あてはまるものを全てに○)

1. 特段の反応はない	
2. 良い反応・メリットを感じていると思われることがあった。(下の入力欄に具体的な内容を記入)	
3. 悪い反応・デメリットを感じていると思われることがあった。(下の入力欄に具体的な内容を記入)	
4. その他 (下の入力欄に具体的な内容を記入)	

問3(6) オペレーターの業務状況について回答してください。(時間帯ごとに1つずつ回答)

回答欄 (各時間帯ごとにあてはまる番号1つずつ回答)

日中 (8時～18時) 日中以外 (18時～8時)

1. 業務はしていない
2. 同一法人内の複数事業所で業務している
3. 他の法人の複数事業所と業務している

--	--

問3(7) 貴事業所の介護職員数を回答してください。(数字を記入)

※利用者や要介護者となる職員を介護職員として計上してください。

※介護職員を兼務されている場合は、いずれにも計上してください。

	常勤 (実人数)	非常勤 (実人数)
介護職員	0 人	0 人
介護職員	0 人	0 人

第3(8) 貴事業所において、令和6年4月1日から9月30日までに採用した看護・介護職員数を回答してください。(数字を記入)

- ※利用者を直接指導する職員を介護職員として計上してください。
 ※看護・介護職員を兼務されている場合は、いずれにも計上してください。
 ※令和6年4月1日から9月30日までの状況をお答えください。

	常勤 (実人数)	非常勤 (実人数)
看護職員	0人	0人
介護職員	0人	0人

第3(9) 貴事業所において、令和6年4月1日から9月30日までに離職した看護・介護職員数を理由別に回答してください。(数字を記入)

- ※利用者を直接指導する職員を介護職員として計上してください。
 ※看護・介護職員を兼務されている場合は、いずれにも計上してください。
 ※令和6年4月1日から9月30日までの状況をお答えください。

	離職者数 (総数)	うち、基本給 額の見直しを 理由とした離 職者	うち、夜間の対 応の負担を理 由とした離職 者	うち、その他の 理由による離 職者	うち、理由不 明の離職者
看護職員	0人	0人	0人	0人	0人
介護職員	0人	0人	0人	0人	0人

第3(10) 貴事業所の職員の充足状況について回答してください。(1つ回答)

回答欄 (あてはまる番号1つ回答)

1. 充足している	
2. 余裕がない	
3. やや不足している	
4. とても不足している	
5. その他 (下の入力欄に具体的な内容を記入)	

第3(11) 人材確保についての課題を回答してください。(あてはまるものを全て)

回答欄 (あてはまるものを全てに○)

1. 採用に係る費用・時間的負担	☐
2. 採用に係るノウハウがない	☐
3. 他の職場の方が待遇が良い	☐
4. 他の職場の方が技術力が高い	☐
5. OJTやキャリアパス等の研修制度ができていない	☐
6. 所在地域に労働人口が少ない	☐
7. その他 (下の入力欄に具体的な内容を記入)	☐
9. 特になし	☐

図4 個別の利用者の状況

※4(1) 貴事業所で令和6年9月にサービスを利用された利用者について、基礎情報と利用状況等を回答してください。(数字等を記入)

- ※1 要介護度は1・2・3・4・5のいずれかを記載してください。
 ※2 「認知症自立度」は認知症高齢者の日常生活自立度を指します。自立・Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ・Ⅶ・Ⅷ・Ⅸ・Ⅹ・Ⅺ・Ⅻのいずれかを記載してください。
 ※3 転入・転出への計算方法：平成：平成年-12、令和：令和年+18
 ※4 令和6年9月1日時点で利用していたものの令和6年9月31日までに終了した場合は、要介護終了日を回答（1～31）してください。
 ※5 「居住地域」は、利用者の居住地域が、事業所所在地の市区町村と同一であれば、「1.区域内」を選択。他市区町村の場合は、「2.区域外」を選択してください。
 ※6 「介護サービス」は要介護老人ホーム、介護老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅を指します。
 ※7 自動車、徒歩等、実際に使用している手段に応じて回答してください。
 ※8 提供時間が日中と夜間、午前と日中にまたがる場合、開始時の時間帯をカウントしてください。
 ※9 該当する利用者が併設の介護施設に居住している場合、住宅サービスにおけるコール機能（ナースコール等）ではなく貴事業所が提供する定期巡回サービスとして訪問した回数を回答してください。
 ※10 訪問看護サービスの提供形態が連携型の場合、連携先の訪問看護事業所による提供回数を回答してください。

	利用開始時の要介護度 ※1	現在の要介護度 ※1	認知症自立度 ※2	利用開始年月日 ※3			居住地域 ※5	住まいの形態 ※6	介護状況 ※6	事業所からの移動時間 ※7	利用区分 ※7	サービス提供回数（延べ回数）※8 令和6年9月1日～9月30日の1か月間								
				年 （西暦年の下2桁）	月	日						（該当欄のみ）終了日 ※4	定期巡回		随時訪問※9		オペレーションセンターサービス		訪問看護 ※10	
													日中 8:00～18:00	夜間・深夜・早朝 18:00～8:00	日中 8:00～18:00	夜間・深夜・早朝 18:00～8:00	日中 8:00～18:00	夜間・深夜・早朝 18:00～8:00	日中 8:00～18:00	夜間・深夜・早朝 18:00～8:00
例	1	3	2a	21	6	4	29	1	2	1.利用の状況 2.施設（居宅） 3.施設（居宅） 4.施設（居宅） 5.不詳	1.5分未満 2.5～10分未満 3.10～20分未満 4.20～30分未満 5.30分以上 6.不明	1.夜間利用 2.上記以外	31	5	10	0				
1人用																				
2人用																				
3人用																				
4人用																				
5人用																				
6人用																				
7人用																				
8人用																				
9人用																				
10人用																				
11人用																				
12人用																				
13人用																				
14人用																				
15人用																				
16人用																				
17人用																				
18人用																				
19人用																				
20人用																				
21人用																				
22人用																				
23人用																				
24人用																				
25人用																				
26人用																				
27人用																				
28人用																				
29人用																				

定期巡回・随時対応訪問介護看護 利用者調査票

(事業者番号)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び(看護)小規模多機能型居宅介護の普及等に関する調査研究事業

定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ご利用者様満足度調査

ご回答にあたって

- ・ この調査は、全国の定期巡回・随時対応型訪問介護看護の夜間対応型(定期巡回・随時対応型訪問介護看護(Ⅲ)) (以下、「夜間対応型区分」という。)を利用されている利用者ご本人、またはそのご家族等の主な介護者の方(ご本人の視点で回答可能な方)を対象に、全国の定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービスの質の向上に向けた施策の検討のために行います。
- ・ 回答内容は、個人の特定できない状態で統計的に処理いたします。ご回答いただいた内容が事業所に開示されることはありませんので、率直にご回答ください。
- ・ 令和6年9月1日時点の状況をご回答ください。
- ・ ご記入に際し、ご不明な点は下記までお問い合わせください。

【調査事務局】一般社団法人 全国定期巡回・随時対応型訪問介護看護協議会 事務局

「令和6年度老健事業担当」まで

TEL : 03-6630-7488 E-Mail: info@24h-care.com

問1 あなた(回答者)についてお聞きします。

- (1) 本アンケートに回答いただいているあなたは、サービス利用者ご本人ですか。(1つに○)

1. 本人 2. 家族等主な介護者の方 (ご本人から見た続柄:)

- (2) サービス利用者ご本人は、主に誰から介護を受けていますか。(1つに○)

1. 同居の配偶者・パートナー 2. 同居の子
3. 同居の子の配偶者 4. 同居の父母
5. 同居のその他親族 6. 別居の家族等
7. 事業所(定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所)の職員
8. それ以外の介護保険サービスの職員 9. 訪問診療・訪問看護の職員
10. その他 (その他の内容:)

- (3) サービス利用者ご本人の家族構成を教えてください。(1つに○)

1. 1人暮らし → 【問2(1)】へ 2. 夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)
3. 夫婦2人暮らし(配偶者64歳以下) 4. 子世帯との同居または隣居
5. その他 (その他の内容:)

- (4) ご家族と同居されている方に伺います。ご家族がお勤めに出られるなどで、日中、夜間それぞれの時間帯でサービス利用者ご本人が一人で生活されることはありますか。(日中・夜間それぞれ1つに○)

日中	1. 日中は一人であることが多い	2. 日中も同居家族といることが多い
夜間	1. 夜間は一人であることが多い	2. 夜間も同居家族といることが多い

- (5) 現在のお住まいについて教えてください。

1. 事業所と同じ敷地・建物内の住居	2. それ以外
--------------------	---------

問2 ご利用中のサービスについてお聞きします。

- (1) 令和6年4月から始まった夜間帯のみのサービス(定期巡回・随時対応型訪問介護看護Ⅲ)を利用していますか。あるいは利用したことがありますか。(1つ回答)

1. 利用している	2. 利用したことがある	3. 利用したことはない → ご回答はここまでです。
-----------	--------------	----------------------------

- (1)で「1」または「2」を回答した方にのみお伺いします。

- (2) 夜間帯のみのサービスを利用する前に使っていたサービスはどれでしょうか。(1つ回答)

1. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護(夜間帯のみ以外)	2. 夜間対応型訪問介護	
3. その他 ()	4. 介護保険サービスは利用していなかった	5. わからない

- (2)で「1」を回答した方にのみお伺いします。

- (3) 夜間帯のみのサービスを利用することになった理由やメリットを回答してください。(あてはまるものすべてに○)

1. 日中のサービスは必要ないため	
2. 他サービスとの併用をするため	
3. 経済的な理由のため(夜間帯のみの方が費用が安くなる)	
4. 必要になったら区分変更で日中の利用もすぐに相談できるので夜間帯のみに変更しても安心できるため	
5. 家族に勧められたため	
6. ケアマネジャーに勧められたため	
7. その他 ()	

(2)で「2」を回答した方にのみお伺いします。

(4) 夜間帯のみのサービスを利用することになった理由やメリットを回答してください。(あてはまるものすべてに○)

- | |
|---|
| 1. 利用していた夜間対応型訪問介護のサービス提供が終了したため
2. 今の事業所で夜間帯のみのサービス提供が可能になることを知ったため
3. 必要になったら区分変更で日中の利用もすぐに相談できるので安心できるため
4. 今の事業所の方がより地域との関わりや、地域のサービス利用の提案をしてくれるため
5. その他 () |
|---|

(1)で「1」または「2」を回答した方にのみお伺いします。

(5) ご利用中の夜間帯のサービスについて、夜間帯のみのサービスを利用する前に利用していたサービスと比較して、どのように感じていますか。(それぞれ1つ回答)

※初めて介護保険サービスを利用されている場合は現在の印象としてご回答ください。

① 必要になったら区分変更で日中の利用もすぐに相談できるので安心

1. そう思う 2. まあそう思う 3. あまりそう思わない 4. 全くそう思わない 5. わからない

② 必要な時に必要なサービス提供だけしてもらえるので経済的負担が小さい

1. そう思う 2. まあそう思う 3. あまりそう思わない 4. 全くそう思わない 5. わからない

③ 他サービスとの併用がしやすい

1. そう思う 2. まあそう思う 3. あまりそう思わない 4. 全くそう思わない 5. わからない

④ 馴染みの職員が引き続き担当してくれているので安心

1. そう思う 2. まあそう思う 3. あまりそう思わない 4. 全くそう思わない 5. わからない

⑤ 以前よりもサービス内容の相談をしにくくなった

1. そう思う 2. まあそう思う 3. あまりそう思わない 4. 全くそう思わない 5. わからない

⑥ 訪問介護員を呼んだが、サービス提供を受けられなかったことがある。

1. そう思う 2. まあそう思う 3. あまりそう思わない 4. 全くそう思わない 5. わからない

⑦ 訪問介護員を呼んだが、サービス提供を受けるまでに、普段より時間がかかったことがある。

1. そう思う 2. まあそう思う 3. あまりそう思わない 4. 全くそう思わない 5. わからない

⑧ 日中に緊急時の通報ができなくなって、必要な時にサービスを受けられなかったことがある。

1. そう思う 2. まあそう思う 3. あまりそう思わない 4. 全くそう思わない 5. わからない

問3

(1) ご利用中のサービスについて、どのように感じていますか。(それぞれ1つ回答)

① 夜間も対応してもらえる安心感がある。

1. そう思う 2. まあそう思う 3. あまりそう思わない 4. 全くそう思わない 5. わからない

② その日の要望に応じた、臨機応変なサービスを提供してもらえている。

1. そう思う 2. まあそう思う 3. あまりそう思わない 4. 全くそう思わない 5. わからない

③ いつでも対応してもらえる安心感がある。

1. そう思う 2. まあそう思う 3. あまりそう思わない 4. 全くそう思わない 5. わからない

④ 異変があった際にもすぐに気づいて適切な対応をしてもらえる。

1. そう思う 2. まあそう思う 3. あまりそう思わない 4. 全くそう思わない 5. わからない

⑤ 定期的な訪問(定期訪問)と、必要に応じた訪問(随時訪問)とを一括で受けることができるため煩わしさが少ない。

1. そう思う 2. まあそう思う 3. あまりそう思わない 4. 全くそう思わない 5. わからない

⑥ 在宅生活を続ける助けになっている。

1. そう思う 2. まあそう思う 3. あまりそう思わない 4. 全くそう思わない 5. わからない

⑦ サービスを利用することで、家族が安心できていると感じる。

1. そう思う 2. まあそう思う 3. あまりそう思わない 4. 全くそう思わない 5. わからない

⑧ 施設に比べて料金が安いと、助かっていると感じる。

1. そう思う 2. まあそう思う 3. あまりそう思わない 4. 全くそう思わない 5. わからない

⑨ なじみの担当者に対応してもらえるので安心感がある。

1. そう思う 2. まあそう思う 3. あまりそう思わない 4. 全くそう思わない 5. わからない

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

この調査票は、添付の封筒に入れ、封をして、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職員にお渡しください。

夜間対応型訪問介護 事業所調査票

定期巡回・随時対応型訪問介護看護と夜間対応型訪問介護の今後のあり方に関する調査研究事業 夜間対応型訪問介護事業所調査

ご回答にあたって

- ・特に断りのない限り、令和6年9月1日時点の状況をご回答ください。
- ・以下、「夜間対応型訪問介護」を「夜間訪問」と表します。
- ・数字でご回答いただく項目について、「0」と回答する場合、空欄とせず「0」をご記入ください。

問1 回答者情報

問1(1) ご回答いただく方についてお答えください。

都道府県名		
事業所名		
法人名		
担当者名		
電話番号		(半角数字)
メールアドレス		(半角英数字)

問2 事業所の基礎情報

令和6年9月1日時点で、夜間訪問のサービスを提供していますか。(一つに○)
問2(1) 「2. 提供していない(休止又は廃止)」の場合は、その理由も回答してください。(該当するものを全てに○)

1. 提供している		回答欄 (あてはまる番号1つ回答) 	
2. 提供していない(休止または廃止)			
休止または廃止の理由	1. 人員の確保が困難であったため		
	2. 利用者の確保が困難であったため		
	3. 収支が安定しなかったため		
	4. 同一法人や併設など他のサービスへ注力するため		
	5. 併設または同一サービス提供圏域内の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所にてサービス提供することになったため		
	6. その他		
その他の具体的な内容(入力欄)			

問2(1)で「2. 提供していない(休止又は廃止)」と答えた事業所は、ここで回答終了です。
ご協力いただきありがとうございました。

⇒問2(1)で「1. 提供している」と回答した方にのみ

問2(2) 夜間訪問の事業を開始した年月を西暦でお答えください。(数字を記入)

西暦 年 月

問2(3) 法人種別をお答えください。(1つ回答)

1. 社会福祉法人(社協以外)	6. 株式会社以外の営利法人	回答欄 (あてはまる番号1つ回答)
2. 社会福祉協議会(社協)	7. 地方公共団体	
3. 医療法人	8. 社団法人・財団法人	
4. 特定非営利活動法人	9. 協同組合	
5. 株式会社	10. その他	
→「10.その他」の具体的な内容(入力欄)		

令和6年9月1日時点で、貴事業所と併設、同一敷地内又は隣接する敷地において提供されているサービスのうち、貴事業所が属する法人が提供しているサービス、関連法人が提供しているサービス、他法人が提供しているサービスをお答えください。
(あてはまるものを全てに○)

	同一法人	関連法人	左記以外の法人
1 提供しているサービスはない			
2 訪問介護			
3 訪問入浴介護			
4 訪問看護（介護保険）			
5 訪問リハビリテーション			
6 通所介護			
7 通所リハビリテーション			
8 短期入所生活介護			
9 短期入所療養介護			
10 特定施設入居者生活介護			
11 福祉用具貸与・販売			
12 定期巡回・随時対応型訪問介護看護			
13 夜間対応型訪問介護（貴事業所を除く）			
14 地域密着型通所介護			
15 認知症対応型通所介護			
16 小規模多機能型居宅介護			
17 認知症対応型共同生活介護			
18 地域密着型特定施設入居者生活介護			
19 地域密着型老人福祉施設入所者生活介護			
20 養護小規模多機能型居宅介護			
21 介護老人福祉施設			
22 介護老人保健施設			
23 介護医療院			

	同一法人	関連法人	左記以外の法人
24 病院（歯科を除く）			
25 病院（歯科）			
26 診療所（歯科を除く）			
27 診療所（歯科）			
28 薬局（院外）			
29 訪問看護（医療保険）			
30 居宅介護支援			
31 都道府県栄養士会が運営する栄養ケア・ステーション			
32 サービス付き高齢者向け住宅			
33 有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅を除く）			
34 養護老人ホーム			
35 軽費老人ホーム（ケアハウス、A、B）			
36 集合住宅（32-35除く）			
37 地域包括支援センター（在宅介護支援センター）			
38 総合事業（訪問型サービスA）			
39 総合事業（訪問型サービスC）			
40 総合事業（訪問型サービスC）			
41 総合事業（通所型サービスA）			
42 総合事業（通所型サービスC）			
43 総合事業（その他の生活支援サービス）			

問2(5) 貴事業所の営業時間について回答してください。（24時間制で回答）（令和6年9月1日時点）

営業時間 時～ 時

問2(6) 貴事業所が算定する基本報酬の区分について回答してください。（1つ回答）（令和6年9月1日時点）

回答欄（あてはまる番号1つ回答）

1. 夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）
2. 夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）

問2(7) 貴事業所における24時間通報対応加算の取得状況を回答してください。（1つ回答）（令和6年9月1日時点）

回答欄（あてはまる番号1つ回答）

1. 取得している
2. 取得していない

問2(8) 貴事業所と同じサービス提供実施区域に定期巡回・随時対応型訪問介護看護（以下、「定期巡回サービス」と表します。）事業所、もしくは24時間対応の訪問介護事業所がある場合、箇所数を回答してください。（数字を記入）（令和6年9月1日時点）

1. 定期巡回サービス事業所	箇所
2. 24時間365日対応可能な訪問介護事業所	箇所

問2(9) 貴事業所における、令和6年9月1日時点の同一建物減算の算定状況別、要介護度別の利用者数について回答してください。（数字を記入）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
同一建物減算の対象者	人	人	人	人	人
同一建物減算の対象者以外	人	人	人	人	人

問2(10) 貴事業所における利用者のうち、令和6年4月1日以降に定期巡回サービスにおける夜間対応型（定期巡回・随時対応型訪問介護看護（Ⅲ））に移行した利用者の人数について、回答してください。（数字を記入）

1. 貴事業所と併設、同一敷地内又は隣接する敷地にある定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所へ移行した人数	人
2. それ以外の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所へ移行した人数	人

問2(11) 貴事業所の令和5年度（会計年度）の収支状況について回答してください。（1つ回答）

※必要に応じて貴事業所の法人に確認のうえ、ご回答ください。

回答欄（あてはまる番号1つ回答）

1. -10%以下
2. -10%より上～-5%以下
3. -5%より上～0%未満
4. 0%以上～5%未満
5. 5%以上～10%未満
6. 10%以上
7. 不明（把握していない場合も含む）

※貴事業所の会計年度に準じて回答してください。

※収支差率の計算方法：（介護サービスの収益額－介護サービスの費用額）／介護サービスの収益額

※収支差率の計算では、供給事業所や組合事業による収益・費用や本社・本部経費などを除いた金額を計上してください。

（按分基準は貴事業所又は法人の基準で按分してください）

問2(12) 貴事業所の介護保険収入について、令和5年9月を100%とした場合、令和6年9月の割合を回答してください。（数字を記入）

昨年同期比	%
-------	---

問2(13) 貴事業所の今後の経営見通しについて回答してください。（1つ回答）

回答欄（あてはまる番号1つ回答）

1. 今後も問題なく経営を継続できる見込みである
2. 課題はあるが経営を継続できる見込みがある
3. 経営を継続するのは難しい状況である
4. 今後事業を廃止する可能性がある、または廃止予定である
5. 経営戦略上の軌道修正を行う見込みである

問3 夜間訪問の事業継続意向

問3(1) 夜間訪問と定期巡回サービスが統合された場合に、貴事業所としての事業継続意向について回答してください。(1つ回答)

回答欄 (あてはまる番号1つ回答)

1. 併設・同一敷地内・同一サービス提供圏域で定期巡回サービス事業所をすでに開設済	
2. 併設・同一敷地内・同一サービス提供圏域で定期巡回サービス事業所を開設予定	
3. 事業終了	
4. 未定・わからない	
5. その他(下の入力欄に具体的な内容を記入)	

問3(2) 夜間訪問と定期巡回サービスが統合された場合に、貴事業所の利用者へのサービス提供はどのように対応することになると想定されますか。(あてはまるものを全てに○)

回答欄 (あてはまるものを全てに○)

1. 自事業所が定期巡回サービス事業所として引き続き提供する見込み	
2. 同一法人内の定期巡回サービス事業所が提供できる見込み	
3. 他法人の定期巡回サービス事業所が提供できる見込み	
4. 24時間対応の訪問介護事業所(同一法人・他法人双方含む)が提供できる見込み	
5. 現時点ではサービス提供継続の当てがない	
6. 未定・検討中	
7. その他(下の入力欄に具体的な内容を記入)	

問3(1)で「1. 定期巡回サービス事業所を開設済」または「2. 定期巡回サービス事業所を開設予定」と回答した方に問います。

問3(3) 夜間訪問と定期巡回サービスが統合され、定期巡回サービスとして既存の利用者にサービス提供していく場合の貴事業所への影響について回答してください。
(あてはまるものを全てに○)

回答欄 (あてはまるものを全てに○)

1. 収益が減少する可能性がある	
2. 24時間のニーズ、また医療ニーズのある利用者の確保が難しい	
3. 24時間対応できる人材の確保が難しい	
4. 訪問看護サービスの提供に当たって、看護師等の人材確保や訪問看護事業所との連携が必要になる	
5. 定期巡回サービスと夜間訪問でサービス提供圏域が異なるため提供圏域の調整が必要になる	
6. 定期巡回サービスのサービス提供圏域を拡大する必要があり、移動効率の観点から費用拡大・収益減の可能性がある	
7. 既存の利用者・家族への説明対応が必要となり、運営コストが一時的に増加する可能性がある	
8. ケアマネジャーへの説明対応が必要となり、運営コストが一時的に増加する可能性がある	
9. (既に定期巡回サービス事業所を併設している場合等で) 定期巡回サービスの利用者確保に影響される可能性がある	
10. 夜間帯以外のサービス提供も必要になった際にすぐに構築することができるようになる	
11. その他 (下の入力欄に具体的な内容を記入)	
12. 特に影響はない	

問3(4) 貴事業所の看護・介護職員数を回答してください。(数字を記入)

※利用者直接処遇する職員を介護職員として計上してください。
※看護・介護職員を兼務されている場合は、いずれにも計上してください。

	常勤 (実人数)	非常勤 (実人数)
看護職員	0 人	0 人
介護職員	0 人	0 人

問3(5) 貴事業所において、令和6年4月1日から9月30日までに採用した看護・介護職員数を回答してください。(数字を記入)

※利用者直接処遇する職員を介護職員として計上してください。
※看護・介護職員を兼務されている場合は、いずれにも計上してください。
※令和6年4月1日から9月30日までの状況を教えてください。

	常勤 (実人数)	非常勤 (実人数)
看護職員	0 人	0 人
介護職員	0 人	0 人

問3(6) 貴事業所において、令和6年4月1日から9月30日までに離職した看護・介護職員数を理由別に回答してください。(数字を記入)

※利用者直接処遇する職員を介護職員として計上してください。
※看護・介護職員を兼務されている場合は、いずれにも計上してください。
※令和6年4月1日から9月30日までの状況を教えてください。

	離職者数 (総数)	うち、基本報酬の見直しを理由とした離職者	うち、夜間の対応の負担を理由とした離職者	うち、その他の理由による離職者	うち、理由不明の離職者
看護職員	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
介護職員	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

問3(7) 貴事業所の職員の充足状況について回答してください。(1つ回答)

回答欄 (あてはまる番号1つ回答)

1. 充足している	
2. 余裕がない	
3. やや不足している	
4. とても不足している	
5. その他(下の入力欄に具体的な内容を記入)	

問3(8) 人材確保についての課題を回答してください。(あてはまるものを全て)

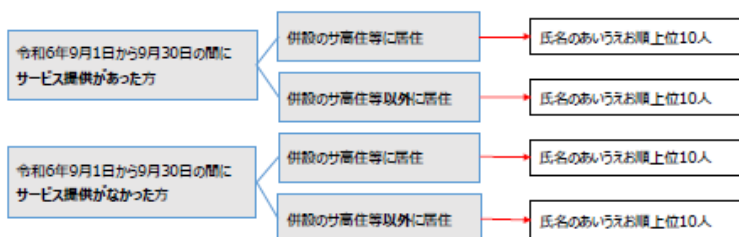
回答欄 (あてはまるものを全てに○)

1. 採用に係る費用・時間の負担	☐
2. 採用に係るノウハウがない	☐
3. 他の職場の方が待遇がよい	☐
4. 他の職場の方が就労環境がよい	☐
5. OJTやキャリアパス等の研修制度ができていない	☐
6. 所在地域に労働人口が少ない	☐
7. その他(下の入力欄に具体的な内容を記入)	☐
8. 特になし	☐

問4 個別の利用者の状況

問4(1) 貴事業所で令和6年9月に夜間訪問を利用された利用者について、基礎情報と利用状況等について回答してください。（数字等を記入）

- ※1 要介護度は1・2・3・4・5のいずれかを記載してください。
 ※2 「認知症自立度」とは認知症高齢者の日常生活自立度を指します。自立・Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ・Ⅶ・Ⅷ・Ⅸ・Ⅹ・Ⅺ・Ⅻ・Ⅼ・Ⅽのいずれかを記載してください。
 ※3 和暦→西暦への計算方法：平成：平成年-12、令和：令和年+18
 ※4 令和6年9月1日時点で利用していたものの令和6年9月末日までに終了した場合は、実質的な終了日を回答（1～31）してください。
 ※5 「居住地」とは、利用者の居住地が、事業所所在地の市区町村と同一であれば、「1.区域内」を選択、他市区町村の場合は、「2.区域外」を選択してください。
 ※6 「サ高住等」とは養護老人ホーム、特養老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅を指します。
 ※7 自動車、徒歩等、実際に使用している手段に応じて回答してください。
 ※8 提供時間が日中と夜間、早朝と日中にまたがる場合、開始時の時間帯をカウントしてください。
 ※9 該当する利用者が併設のサ高住等に居住している場合、住宅サービスにおけるコール機能（ナースコール等）ではなく貴事業所が提供する夜間対応型訪問介護として訪問した回数を回答してください。
 ※ 利用者数が40人を超える場合は、令和6年9月1日から9月30日の間にサービス提供があった方、同期間にサービス提供がなかった方、併設のサ高住等（※6）に居住している方、併設のサ高住等以外に居住の方について、それぞれ氏名のあいうえお順上位10人ずつを抽出してご回答ください。
 ※ 4分単位に10人未満になった場合は全員分記載してください。



	利用開始時の要介護度※1	現在の要介護度※1	認知症自立度※2	利用開始年月日※3			（転居等のみ）終了日※4	居住地※5	住まいの形態※6	世帯状況※7	事業所からの移動時間※7	サービス提供回数（延べ回数）※8 令和6年9月1日～9月30日の1か月間				定期巡回サービスと統合された際のサービス提供継続見込み
				年 （西暦年の下2桁）	月	日						定期訪問	随時訪問※9	オペレーションセンターサービス		
														夜間・深夜・早朝（常時時間）	日中（常時時間以外）	
例	1	3	Ⅱa	21	6	4	29	1	2	1	4	1	2	31	1	3
1人目																
2人目																
3人目																
4人目																
5人目																
6人目																
7人目																
8人目																
9人目																
10人目																
11人目																
12人目																
13人目																
14人目																
15人目																
16人目																
17人目																

令和6年度老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護と

夜間対応型訪問介護のあり方に関する調査研究事業

成果報告書

令和7(2025)年3月

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所

ライフ・バリュー・クリエイションユニット

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-7-9

JA 共済ビル 9 階

TEL : 03-5213-4110 FAX : 03-3221-7022

不許複製